

京都府宇治茶に関する古文書調査 ③

『郷之口区有文書』・『奥田熊次郎関係文書』

分析調査報告書

目次

郷之口区有文書 主要文書目録・主要文書解読文	加島美和
郷之口区有文書 主要文書現代語訳	加島美和
郷之口区有文書 主要文書史料解説 付表：「茶役記載分免状・皆済目録一覧（上町村）」 「茶役記載分免状・皆済目録一覧（下町村）」	加島美和
奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文	中川博勝
奥田熊次郎関係文書 主要文書史料解説	中川博勝

はじめに

宇治茶は京都の特産物であり、現在は海外にまで広まりつつある日本茶のルーツである。本調査は、宇治茶が江戸時代に青製煎茶製法（緑茶製法）という新しい製法を得て、日本独特の喫茶文化をはぐくんできた歴史過程を明らかにすることを目的とする事業であり、調査の対象は、主として民間に残された古文書史料である。

調査は、京都府の委託によって、調査責任者島津良子と、歴史学を学んだ大学生、大学院生を中心とした調査員が、2015年～2019年度の5か年度にわたって実施し、デジタル写真、文書目録（史料リスト）などを作成した。

本調査の対象は、これまで古文書調査と言え、宇治市内の茶師の家文書調査が多かったことを受けて、宇治茶の主産地である南山城地域の茶商の家文書を対象とした。中でも、江戸時代に青製煎茶製法（緑茶製法）を発明し、新製法の宇治茶を大消費地江戸に積み出すことで喫茶の習慣を日常のレベルにまで拡大した、永谷宗圓の子孫二家（三之丞家と伊八郎家）の茶関係史料の悉皆調査をまずは目標とした。永谷二家に古文書が残されていることはこれまでからも広く知られていたが、文書目録もなく、どんな文書がどれだけあるのか、という全体像は不明のままだったからである。今回の悉皆調査で、永谷二家の古文書史料については、ほぼその全容が明らかになったといえよう。

永谷三之丞家については、本調査に先立って行われた「宇治田原町茶史調査」（調査責任者 島津良子）ですでに仮目録（茶関係史料のみに限定）が作成されており、主要な文書の写真版、解読文、史料解説は『宇治田原町茶史報告書』に掲載、公開しているので、本調査ではそれに次ぐ成果として、永谷伊八郎家の文書目録と主要な文書の解読文、現代語訳、史料解説を作成した。そのうえで、研究上欠かせないと思われる永谷二家の長文の重要文書史料について、全解読文、現代語訳、史料解説を公開することにした。史料の選定は島津が行い、執筆にはすでに卒業して史料調査の現場担当者となっている調査員があたった。

永谷三之丞家所蔵の「古今嘉木歴覧」は、永谷宗圓の事績を伝える代表的史料として、一部は解読されており、これまでたびたび展示はされていたものの、その内容を全文解読して史料批判の上で分析されたことはなく、今回の全文にわたる詳細な検討は、本調査の主要な成果となっている。また、永谷伊八郎家に残存している古文書は、書状形式のものが多く、永谷三之丞家の書状（『宇治田原町茶史報告書』に掲載）と並んで「古今嘉木歴覧」という後世（嘉永5年）の記録物の中で語られる逸話の内、どの出来事が実際にあったことであるかを裏付ける一次史料として、絶好の裏付け史料となった。

青製煎茶製法（緑茶製法）はその後広く伝播し、関東・東海各地でも緑茶製法の茶が生産され、江戸に近いこれらの産地からも新製法による茶が江戸に出荷されることになった。この時期、湯屋谷（永谷宗圓在住村）の茶業者たちは、京都の公家や御所に新製法の茶を献上することで、独占的地位を失いつつあった山城産の宇治茶の新たなブランド化を試みている。「禁裏御所御茶献上日記 全」は、その活動を伝える史料である。また、同家所蔵の「茶製論草稿」は、茶生産者がど

のような手法で茶を生産すべきかを模索していた記録として、現在の茶生産者にとっても参考となると思われる史料である。

郷之口区有文書の調査は、『宇治田原町茶史報告書』ですでに文書目録を公開した営業帳簿史料を持つ、郷之口の潮見久右衛門家以外の近代輸出茶に関する活動史料が残されていないかを確認する調査であった。残念ながら、潮見家以外の輸出茶のまとまった史料は発見されなかったが、逆に郷之口区（上町・下町村）が近世中期から「茶役」という茶税を課せられる規模の茶生産を有していたことが確認できた。

そのほか、本調査では、これまでからその活動を知られていた奥田熊次郎に関する関係文書を調査することができ、その主要文書を解読した。明治以降の輸出茶については、引き続き、潮見久右衛門家の営業帳簿史料と奥田熊次郎関係文書を組み合わせでの追求が可能であると思われ、これは今後の課題となっている。

本調査の各年度末には、主な史料について1年ごとの調査成果を報告し、順次京都府ホームページにおいてWEB公開してきた。今回、5年間の調査のまとめとして、新たに紙媒体の調査報告書を作成するにあたっては、より活用しやすいように、年度ごとよりも、文書群ごとに分けて報告書を作成して関係諸機関に配布し、参考図書として閲覧に供することにした。報告書内容は以下の通りである。

第1冊 『永谷三之丞家文書』分析調査報告書

永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」解読文・校注・参考文献、現代語訳、史料解説

第2冊 『永谷伊八郎家文書』分析調査報告書

永谷伊八郎家文書 目録凡例・全目録、主要文書解読文、主要文書現代語訳、主要文書史料解説

永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」解読文、現代語訳・校注

永谷伊八郎家文書 「茶製論草稿」解読文

第3冊 『郷之口区有文書』・『奥田熊次郎関係文書』分析調査報告書

郷之口区有文書 主要文書目録・主要文書解読文、主要文書現代語訳、主要文書史料解説

奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文、主要文書史料解説

最後に、毎回の調査にあたっては、所蔵者、資料管理者の方々に度重なるご厚意を頂戴しました。調査参加者一同にとって、とても楽しい調査となったことを改めて感謝します。WEB公開だけでなく、冊子としての報告書が関係諸機関にも置かれることによって、宇治茶に関する基礎史料の存在がより多くの人たちに知られて研究が進展すれば、これに勝る幸いはありません。史料の公開をご承諾いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。ご協力ありがとうございました。

2021年3月

調査者を代表して 島津良子

郷之口区有文書

主要文書目録・主要文書解読文

郷之口区有文書 主要文書目録

翻刻 順位	箱 番号	内箱 番号	番号	年月日	西暦[不明 は99]	題名[原題原則(●に付●)]	差出[作帳者]	宛先	形態	内容	備考[墨付の多少など]
1	東3	43		享保17年12月	17321299	乍恐書付を以御願申上候	下町村庄屋弥兵衛 他9名	小堀仁 右衛門	一紙	茶直段下直で皆無引立願	旧1245
2	東6	21		天保14年9月	18430999	御申渡請印帳 上町村 下町村		小堀勝 太郎様 御役所	綴	取箇改革のため新たに検見を見直す。面積や税率の再確認の様子が分かる。	
3	東3	70		安政0年3月	18600399	乍恐奉申上候(右畑之儀前々々甘茶畑だが当時流行の煎茶の実植付度)に付	上町村庄屋又右衛門、下町村庄屋庄助	淀土砂 方様御 役所	一紙		旧1273
4	東19	24		明治12年10月12日	18721012	宇治茶製品を最良とする賞状のコピー	内藤卿正四位勲 一等伊藤博文、大 藏卿正四位勲一 等大隈重信		一紙	本邦製茶の中宇治製と称するもの最も能く人民の嗜好に適している、国益を損ず至大なりとあり	旧465
5	東16	26		大正2年	19130000	製茶品評会規則			綴	17条。手書印刷	旧677
6	東18	74		年月日不詳	99999999	[製茶に関する約定]			綴	賞金、栽培法。	旧964 後欠
7	東10	10	25	明治15年5月4日	18820504	[他より茶芽を買う製造者納税に付]	綴喜郡役處收税 係	郷ノ口村 戸長役 場	綴		
8	東15	16		大正14年5月	18430599	雑書綴(茶芽摘実行承諾書)	郷ノ口 今西又右 衛門他51名	田原村 第貳区 長	綴	賞金を日当でなく歩合制に統一	
9	東19	44		明治45年5月	19120599	製茶二関スル警告書	京都府茶業組合 聯合会議所		一紙	茶の粗製乱造の戒め 告諭なども記載。印刷物	旧485
10	西25	14		明治16年度	18830000	明治十六年乙号達 自五十二号 郷之口村			綴	乙第五十八号 製茶粗悪品禁止	
11	東20	63		昭和8年	19339999	住復書類綴(製茶賞銀協定に付相談、第五回京都府製茶大量品評会規定、品評会受賞者副賞贈呈の件、集荷場設置の件、「茶種子」拾の件、茶業につき協議案内、現代式茶道講習会規定、茶道座談会案内、製茶品評会に付緊急協議案内、茶業組合費徴収依頼の件)	区長		綴	集荷場設置の件のみ翻刻	

翻刻 順位	箱 番号	内箱 番号	番号	年月日	西暦[不明 は99]	題名[原題原則(●に付●)]	差出[作帳者]	宛先	形態	内容	備考[墨付の多少など]
12~ 18	東20	64		昭和11年1月	19360199	照会綴(茶業組合費徴収方依頼の件、品評会合 格者表、通知書(茶祖建碑記念銘茶の件など)、 茶業講習会開催の件、協議会開催案内(品評会 や機械据付、講習会など)、京都府製茶品位審査 会出品規定、役員会案内、製茶保存委託の件、 機械製茶講習会、役員改選、製茶大量品評会開 催の件、鉄材使用制限のため製茶機械配給台数 制限の件、統制製茶機械募集に関する件、茶種 苗の輸出防止に関する件、製茶能力増進機械製 茶設備奨励に関する件、茶葉摘採改良講習会開 催通知の件、二番茶費用節約の件、製茶機械検 査通知の件、茶生産組合設置に付、製茶終期に 於ける勤労奉仕並に労力運用方依頼の件)	第二区長		綴	戦時中の製茶業の様子が分かるもののみ(鉄材 使用制限のため製茶機械配給台数制限の件、統 制製茶機械募集に関する件、茶種苗の輸出防止 に関する件、製茶能力増進機械製茶設備奨励に 関する件、茶葉摘採改良講習会開催通知の件、 二番茶費用節約の件、製茶機械検査通知の件、 茶生産組合設置に付、製茶終期に於ける勤労奉 仕並に労力運用方依頼の件) 翻刻	
19	南19	1		昭和39年	19649999	農業構造改善事業基本計画書 農業構造改善事 業実施計画書 年度別農業構造改善事業実施計 画書	京都府綴喜郡宇 治田原町		綴	茶業に関する記載のみ抜粋。茶業の現況、問題 点と課題、対応策について。	
20	東9	25	1	壬申年11月20日	18721120	両村合併奉願候儀二付御同(合併前郷之口村と 称していた証拠の書類4通差出に付)	上町村戸長並木 善五郎他4人、奥 印区長細谷清右 衛門	京都府 知事長 谷信篤	綴		
21	東9	25	3	明治5年11月	18721199	合併之義二付奉願上口上書(郷之口村と称して いた証拠として元寺社御改善請願等書類差出に 付)	右郡上町村戸長 田中茂左衛門他5 人	京都府 知事長 谷信篤	綴		
22	東9	25	4	明治6年2月	18730299	奉歎願口上書(両村合併願に付)	右村戸長今西又 右衛門他5人	京都府 知事長 谷信篤	綴		
23	東9	25	5	明治6年4月	18730499	上町下町合併書紙(両村合併し郷ノ口村と称する に付)	京都府知事長谷 信篤		一紙	表題は包紙より	
24	東9	25	6	明治6年4月	18730499	上町下町合併書紙(両村合併し郷ノ口村と称する に付)	京都府知事長谷 信篤		一紙	「書紙之義ハ下町村二有之候事」とあり	
25	東9	25	7	明治6年4月12日	18730412	乍恐御請書(合併し郷之口村と称するに付)	上町戸長田中茂 左衛門、戸長並木 善五郎	京都府 知事長 谷信篤	一紙		
26	東9	21		明治6年4月13日	18730413	乍恐御請書(上町下町合併し郷之口村と称する に付)	下町戸長今西又 右衛門、戸長今西 庄助	京都府 知事長 谷信篤	一紙		
27	東9	26	1	明治6年4月15日	18730415	合併連盟簿	郷之口村		綴	合併願から郷之口村誕生の経緯の記載あり	

郷之口区有文書 東3・43

乍恐書付を以御願申上候

一上下町村之儀近年茶直段下直ニ御座候而茶畑
 之御年貢ハ一円弁ニ罷成段々困窮仕候故畑方
 并ニ新開御見取共ニ茶畑之分皆無御引方ニ被為
 成下候様ニ度々御訴訟仕候処ニ御聞届ケ被為成
 本高之儀御用捨難有奉存候当春方御願
 奉申上候通新開御見取之儀野末ニ而御座候得ハ間作
 とても簡ヲ以仕付不申程之野末山畑ニ御座候得ハ
 当分之仕賄ニ不足仕候茶之儀ニ御座候故両村新
 開拾町余之所過半ハ修理等も得不仕候所御取米
 貳斗余も御定免請候得而ハ惣百姓御免割得心
 不仕殊ニ近年困窮之上此節米穀高直ニ而
 潰百姓御座候而村方江上り地出来仕飢ニ及申者
 数多御座候当御年貢如何可仕哉と難義千万ニ
 奉存候当春方御訴訟奉申上候通御慈悲之上
 御見取之儀皆無御引方ニ被為 成下候様ニ奉願候以上

享保十七年子極月 下町村庄屋 弥兵衛
 年寄 善三郎
 頭百姓 重右衛門
 同 善兵衛
 百姓代 与右衛門
 上町村庄屋 弥左衛門
 年寄 五郎兵衛
 頭百姓 次兵衛
 同 新兵衛
 百姓代 利兵衛

小堀仁右衛門様

郷之口区有文書 東 6 - 2 1

(表紙)

(貼紙)

「郷之口区長

雜」

「御申渡請印帳

上町村

下町村」

今般御料所御取箇筋御改革ニ付

自分江被仰渡之趣を以

御所之御料之儀も申上之上左之通

申渡候条可待其意候

一荒地之内追々起返御取箇附無之場所

多分可有之ニ付何れも本文入取下ケ等ニ

いたし且取下場之儀も本免可相成分

有之ニ付巨細相糺可申立事

一検見村之御取箇附并皆無引等不相当之

所々有之候内見帳改方等能々心附不埒之

附出等無之事実ニ当り候様可入念候且亦

検見之節遠見順合手代手分ケ等之流

幣相改竿入旧法等迄入念可申付条

可待其意事

一反高場見取場流作場之義年曆相立

地勢相易本田同様相成候場所水行之障

無之分其外切添切開等之場所可有之ニ付

糺之上此度之儀者直ニ致検見石盛之儀

相伺尤高入不相成分者入念相当之御取

箇附可致候条可待其意事

但切添切開等之分愚昧之百姓共御法式をも

不相弁罷在候もの共此度糺之上發明いたし

有体申立ニおゐてハ御改革之際ニ付御宥

免可有之条心得違致間鋪事

一村々損地届出候節不埒之申立ニ因循いたし

引方多く相立不正之筋等も有之由相聞え

以来事実ニ叶ひ不取締無之様主法を付

取調候間其旨可存事

一新田場之義年数相立地位直り候類多く

有之ニ付免直等糺之上事実ニ当り候様可

申付間其旨可存事
一定免村々年季中之分者先其俣居置
当年之儀者見様之為メ一村限立毛見分
いたし出合一村限取調申上候間可得其意事
一定免村々違作申立破免検見入相願候節
坪刈之上纒式分前後ニ当リ候損毛をも三分
以上或者五分以上之損毛ニも致差略引方
申立候村々も有之由相聞候以前者一國
一郡江闈候程之凶作ニ無之候而者引方者不
被仰付候処享保度ニ至リ五分以上之
御定立候所左候而者百姓共廿ニも相成間敷と之
御仁恵を以四分以上之御定相立猶又夫食
種代等者容易ニ御貸渡無之積を以三分
以上之御定ニ相成以前ニ見競格別難有御仁
政ニ候上者一同厚相弁以來破免検見入之
節正路ニ内見いたし可申立事
一村入用并郡中割共古來ニ見合過分之増
方ニ相成且亦御取箇者古來ヨリ相減右ニ付
而者品々不正之筋相聞候村入用相減古來ニ
復候様厚ク世話可致旨被仰渡候間其
旨可存事
右之通申渡候条御趣意之程篤と相弁
小前末々ニ至迄無殘所申諭別紙案文
之通小前帳絵図面共ありのまゝ巨細ニ取
調早々差出見分廻村之節正路ニ案内可
致候尤当年之儀者右之通取調も有之
且定免村々も不殘検見坪様いたし候義ニ付
夫彼一時ニ相成候ハ、可及混雜候間御用弁
宜様精々取調遣候条其旨可相心得候
且又村入用之儀一ト際減少之廉相立候様
村毎精々勘弁いたし取計可申追而小入用
帳改之節過当之儀於有之者嚴重可
及沙汰候条其旨急度相守何事も
格別質素ニいたし可申候

卯七月

右被仰渡之趣逐一承知奉畏候

依之御請印形差上申候以上

山城国綴喜郡上町村

天保十四年
卯九月

小堀勝太郎様
御役所

庄屋
又五郎
年寄
三郎助
百姓代
又右衛門
下町村庄屋
傳兵衛
年寄
善次郎
百姓代
宗左衛門

郷之口区有文書 東 3 - 7 0

乍恐奉申上候

城州綴喜郡宇治田原郷

上町村

下町村 領

字池之首申処二在之畑

持主老中村

新兵衛

右畑之儀者前々方甘茶畑二御座候処追々百姓困窮二付草等

茂は、甘茶之株追々弱候申候二付当時流行之煎茶之美

植附追々畑出生候儀二而御座候新規二開候杯義者決而無御座候

且又年々両度兩四ヶ村之手入場所御見分之節被遊御通行

候場所二而御座候間御届不申上致■杯之儀二而者無御座候間此段奉申上候以上

安政七申年三月

上町村庄屋 又右衛門

下町村庄屋 庄助

淀土砂方様

御役所

郷之口区有文書 東 19 - 24

製茶 宇治製法

本邦製茶ノ行ハル、実ニ久シ

其宇治製ト称スルモノ最モ

能ク人民ノ嗜好ニ適ス是ヲ

以テ相伝ヲ此製ニ倣ヒ広ク

内外販布ス其国益ヲ領ス

至大ナリ依テ之ヲ賞スルニ

特例ヲ以テス

明治十二年十月十二日

内務卿正四位勲一等伊藤博文

大蔵卿正四位勲一等大隈重信

製茶品評會規則

- 第一條 本會ハ本郡製茶ノ改良發達ヲ圖ル為メ綴喜郡茶業組合事業トシテ大正二年九月 日ヨリ三日間綴喜郡會議事堂ニ於テ開設ス
- 第二條 本會ノ出品ハ大正二年度綴喜郡茶業組合員ニ限ル
- 第三條 出品ハ左ノ二部ニ別ツ
第一部手揉製 煎茶 玉露 碾茶
第二部機械製 煎茶 玉露
- 第四條 出品ハ總テ荒茶トシ各半斤宛トス
- 第五條 本會ニ出品セントスルモノハ別紙様式(前ニ配布シタルニ付キ畧ス)ニ依リ出品申込書並ニ解説書各壹通ヲ作製シ大正二年 月 日限町村ヲ經テ綴喜郡茶業組合事務所ヘ現品ハ品名及住所氏名等ヲ詳記シタル小札ヲ附シ同年八月三十日限町村小組長ニ提供スヘシ
- 第六條 出品容器ハ出品申込ト同時ニ本會ヨリ交付ス
- 第七條 出品物ハ本會終了後茶業組合ヘ寄付スルモノトス
- 第八條 出品陳列ハ大正二年九月 日ニ始メ全月 日ニ終ル
- 第九條 陳列品ハ開會中場外ヘ持出スル事ヲ許サス
- 第十條 出品物ハ参考品ヲ除ク外總テ審査シ優良ナルモノニ對シ褒狀及賞品ヲ授與ス
- 第十一條 一人ニシテ数点出品シ各優等ナルトキハ其最高点壹個ニ褒狀及ヒ賞品ヲ授與シ他ハ褒狀ノミヲ授與ス
- 第十二條 出品人ハ審査ノ成績其他ニ関シ異議ノ申立ヲ爲スヲ得ス
- 第十三條 褒賞授與式ハ大正二年九月 日之ヲ舉行ス
- 第十四條 陳列品ハ開會中午前九時ヨリ午後四時迄一般ノ縦覽ヲ許ス
- 第十五條 瘋癲醉狂其他危險ノ虞アリト認ムルモノハ入場ヲ拒絕シ又ハ場外ヘ退去セシムルコトアルヘシ
- 第十六條 參觀人ハ看守人ノ承諾ヲ得スシテ物品ニ手ヲ觸ル事ヲ許サス
- 第十七條 本會ノ事務及ヒ審査ニ関スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

右

郷之口区有文書 東18・74

第壹條

一 茶摘賃金之事

粗金拾八錢

掛摘粗金三錢五厘より八厘迄

但茶摘中臨時検査之事

第貳條

一 焙爐師賃金ノ事

上等金三拾錢

中等金貳拾錢 内外

下等金拾五錢 以下

第三條

一 茶撰賃金ノ事

味掛金八錢

屑掛〃七錢

但八月より摠テ老錢下り

第四條

一 茶製中諸雇賃金之事

但金拾錢内外

第五條

一 販賣權衡一定ノ事

但各郡同位

第六條

一 茶園養成方之事

地所黒ハゲ地 土質乾地 種子撰方中葉

蒔付方選蒔ニテ拾五粒 栽培方下木油糟 用具

第七條

一 製造方法之事

茶摘方百日目ヨリ始メ茶蒸方 焙方一時三十分間

用具 仕上ケ方 貯方 火ヲ充分ニシテ壺ニ入

荷造方

第八條

一 内外販売之手續之事

郷之口区有文書 東10・10・25 披萃
自園自作ニアラスシテ他ヨリ茶ノ芽ヲ買入レ製
造スル者ハ上リ高二應シ相當ノ納稅可致
管ニ付前以鑑札下付方可願出心得違之
者無之様注意有之度此段為念申通
シ候也

十五年五月四日

綴喜郡役處

收稅係

郷ノ口村

戸長役場

郷之口区有文書 東 15 - 16

(表紙)

「雑書綴

第貳区」

大正拾四年五月

茶芽摘実行承諾書

田原村第貳区

茶芽摘実行承諾書

大正十四年五月十九日本村区長会ニ於テ決議

相成候本年度ヨリ茶芽摘採ニ関スル賃

金ハ従来ノ如キ日当ヲ撤廢シ并当リヲ以テ

定メラレタル事確ト実行致スベク依テ承諾

書提出ニ及候也

大正十四年五月二十日

郷ノ口

今西又右衛門 (印)

今西丹三郎 (印)

今西金太郎 (印)

今西庄太郎 (印)

今西良太郎 (印)

池田半吉 (印)

田中久兵衛 (印)

田中熊吉 (印)

竹本留次郎 (印)

松村友吉 (印)

松村丑太郎 (印)

堀井清次郎 (印)

今西義一 (印)

馬場猪之助 (印)

今西丑之助 (印)

馬場小三郎 (印)

馬場宗作 (印)

上野宇三郎 (印)

奥村半蔵 (印)

奥村宗伯 (印)

田村治一 (印)

田原村第貳区長殿

上田安次郎 (印)
村田喜久次郎 (印)
田村清三郎 (印)
上野金之助 (印)
西出太三郎 (印)
時田甚三郎 (印)
汐見久右衛門 (印)
奥田善一郎 (印)
奥田亥一郎 (印)
吉岡新兵衛 (印)
垣見巳之助 (印)
汐見丑之助 (印)
宮本清次郎 (印)
中島久次郎 (印)
堤下亀吉 (印)
高田文右衛門 (印)
汐見芳平 (印)
並木丑之助 (印)
中島清三郎 (印)
中島卯之松 (印)
垣内吉太郎 (印)
馬場兵太郎 (印)
谷口義太郎 (印)
谷口佐次郎 (印)
今西寛三 (印)
馬場貞逸 (印)
梅田與太郎 (印)
内田孝之助 (印)
馬場治作 (印)
浅田栄次郎 (印)
小山儀太郎 (印)

郷之口区有文書 東 19 - 44

明治四十五年五月

製茶ニ關スル警告書

京都府茶業組合聯合會議所

製茶ニ關スル警告書

明治四十五年五月 京都府茶業組合聯合會議所

明治四十四年五月政府ハ法令ヲ發シ我地方廳ニ於テモ府令ヲ公布シ着色茶其他不良茶ノ製造又ハ賣買ヲ嚴禁セラレシ以來各茶業組合併ニ當聯合會議所ハ該禁止ノ主意ヲ説明シ製茶革新ノ時機ナルトテ絶叫シ茶ノ品質ヲ改良スヘキ事項ヲ詳述セシ警告書ヲ屢々當業者一般ヘ配布シ或ハ講話會ヲ開キ種々ノ方法手段ヲ以テ斯業界ヘ徹底セシメントテ努メタリ

而シテ各地ヘ日々検査員ヲ派遣シ規約ヲ勵行セシ結果ニ付テハ違反件數モ少數ニ止マリシガ其違反者中罪跡判然タルモノニ對シ聯合會議所ハ規約ニ基キ相當處分ヲナスニ止メ能ク將來ヲ戒メ本人營業上ノ信用如何ヲ杞憂シ其筋ヘ對スル告發ヲ見合セタリ

然ル處其後取締ニ關シ其筋ヨリ屢々御達ノ次第モ有之即チ今後當聯合會議所ハ一層嚴重ニ取締リ若シ違反者アルトキハ會議所規約ニ基キ處分ヲナスハ勿論尚檢事局ヘ告發可致管ニ相成タルヲ以テ此点ニ付テハ互ニ相戒メ特ニ注意ヲ要スベシ依テ茲ニ警告ス

追伸 當業者ノ参考ニ供スル爲メ法令併ニ通牒文寫其他聯合會議所規約中直接關係アル事項ヲ拔萃シ左ニ掲載ス

●農商務省令第十九號

明治二十二年農商務省令第七號中「販賣」ヲ「賣買」ニ「検査ノ規定」ヲ「取締ニ關スル規定」ニ改メ明治四十四年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年四月廿八日 農商務大臣男爵大浦兼武

●農商務省令第二十號

茶業取締ニ關スル件左ノ通相定メ明治四十四年五月五日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十四年四月廿八日 農商務大臣男爵大浦兼武

左各號ノ一ニ該當スル製茶ヲ製造又ハ賣買シタル茶業者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル製茶ニシテ本令施行ノ際現ニ存在スルモノニ付テハ此限ニアラズ

- 一 粘質物ヲ用イテ製造シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ
- 二 物料ヲ用イテ色澤ヲ付シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ

三腐敗シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ

四土砂其他不純物料ヲ混シタルモノ

●明治四十四年四月京都府令第七十三號

製茶取締規則

●明治四十四年五月京都府令第八十五號

製茶取締規則中改正

右二回府令ノ條文ヲ左ニ更正謄寫ス

第一條 本條ニ於テ不正不良ノ製茶ト稱スルハ明治四十四年農商

務省令第廿號ニ該當スルモノ及ヒ左ノ各號ノ一二該當スルモノヲ

云フ

一他ノ植物ノ枝葉ヲ以テ製茶ニ擬製シタルモノ

二潮入茶若クハ之ニ加工シ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ

三日光ニテ乾燥セシモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ

但紅茶烏龍茶、番茶ハ此限ニアラズ

四製茶ノ粉末ヲ「□(シカ)ン」ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ他ノ茶ニ混シ
タルモノ

五碾茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不充分ナルモノ

六含有水分量製茶總量ノ百分ノ六ヲ超ユルモノ

七前各號ノ一二類似セルモノ

第二條 製茶業者並ニ製茶賣買業者ハ不正不良ノ製茶ヲ製造又ハ

賣買スルコトヲ得ズ

他ノ植物ノ枝葉ヲ以テ製茶ニ擬製シタルモノハ之ヲ製茶業者ト見

做ス

第三條 製茶業者並ニ製茶賣買業者ハ當該官公吏又ハ警察官吏ノ

検査ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ當業者ハ當該官公吏ニ對シテ証票ノ提示ヲ求

ムルコトヲ得

第四條 第一條第一號乃至第七號ニ該當スル製茶ヲ製造若クハ賣

買シ又ハ第三條第一項ニ違背シタルトキハ五日以内ノ拘留又ハ拾

圓以下ノ科料ニ處ス

●明治四十四年十一月京都府ヨリ聯合會議所會頭宛

御移牒文抜萃

昨年未米國稅關ニ於ケル輸入茶検査ノ手續一定セラレ支那綠茶ニ對

シテハ一切化學的検査ヲ行フモ本邦綠茶ニ對シテハ普通検査ヲ行ヒ

其結果着色ノ事實ヲ發見シタル場合ニ化學検査ニ付スルコト、相成

リ即チ本邦綠茶ニ對シテ一切化學検査ニ付スルノ煩ヲ避ケタルハ

本邦ニ於テハ特ニ法令ヲ發シ着色ヲ全廢シタル事實ニヨリ本邦製茶

ヲ信用シタル結果ニ外ナラザルヲ以テ若シ今後着色ト認メラル、事

實ノ發生スルトキハ一切化學検査ヲ施行セラルノニ至ルベキハ當然ノコトニ付一層互ニ相戒メ米國ノ法規ニ觸レ市場ノ非難ヲ招クコトナキ様努メザルベカラズ若シ一品ニテモ着色ノ爲メ輸入拒絶ノ處分ニ遭遇スル場合ニハ他ノ正當ナル本邦製茶ノ輸出ニモ多大ナル妨害ヲ與フルヲ以テ若シ農商務省令第廿號ニ違犯シ着色茶製造賣買ヲナスモノアルトキハ海外輸出用ナルト否トヲ問ハズ嚴重處分可致旨其筋ヨリ通牒有之候云々府廳ヨリ即移牒有之候

●明治四十五年三月京都府ヨリ聯合會議所會頭宛

御移牒文寫

農第壹〇〇號

本年一月二十八日付第十七號ヲ以テ不正茶取締ニ關スル御回報ニ依レハ昨年農商務省令第廿號及製茶取締ニ關スル本府令ニ違犯セルモノ有之シニ不拘貴會議所ハ本人ノ信用ヲ傷ケサラシメンガ爲メニ總テ告發ヲ見合セタリトノ事ニ有之候得共素ヨリ着色茶又ハ不純物混入茶ノ如キハ重大ナル違反ナルガ故ニ事情斟酌ニ過キ却テ不正茶ノ跡ヲ斷ヲナキニ於テハ獨リ製茶取締ノ趣旨ニ相反スルノミナラズ延テ本邦製茶ノ名聲ヲ失墜スルニ至ルベク候ニ就テハ今般右ニ關シ其筋ヨリ殊更通牒ノ次第モ有之候間本年ノ製茶ニ就テハ其ノ罪跡明カナル場合ハ法令違反トシテ告發スルノ方針ヲ取り其弊害ノ防止ニ努メラレ度法令此段及通牒候

京都府茶業組合聯合會議規約抜萃

第一條 農商務省令茶業組合規則ニ基キ府下茶業組合ト氣脈ヲ聯通シ

製茶改良及斯業ノ發達ヲ計ル爲メ京都府茶業組合聯合會議所ヲ設置ス

第三條 聯合會議所ハ左ノ各項ヲ目的トシ漸次其方法ヲ設クル者トス

一製造法ヲ改良シ販路ヲ擴張スルコト

二荷造法及販賣上ノ弊害ヲ矯正スルコト

第三十六條 組合員ハ組合証票ヲ受クヘシ(行商人共)其証票ハ聯合會

議所ニ於テ一定ニ調製スルモノトス

第三十七條 組合員ハ製茶一貫六百目以上番茶五貫目以上荷造賣買運

搬(本支店間ニ於ケル輸送共)スルトキハ(管内及外國直輸荷物ヲ除ク)票章ヲ貼付シ之ニ茶名荷主

ノ住所氏名貼付年月日ヲ記シ消印スヘシ

但個人又ハ團體ヨリ開港場外商人ヘ直賣ニ係ルモノハ都テ賣主ヨ

リ貼付スヘシ

第三十八條 票章ハ聯合會議所ニ於テ調製シタルモノヲ用ユヘシ

第三十九條 票章ハ荷物ノ封シ目又ハ外包ヲナスモノハ結束シタル所

或ハ繪符其他外面ヨリ見易キ所ニ貼付スヘシ且再貼付ヲ許サス

第四十條 聯合會議所又ハ組合事務所ハ其組合員ノ茶荷物ニシテ票章無貼付ノ儘運搬スルモノナキヤヲ検査シ違反者アルトキハ其荷物ヲ取押ヘ之ヲ處分ス可シ

第四十一條 組合員ハ茶荷物運搬ニ際シ組合事務所又ハ聯合會議所ヨリ其荷物又ハ送り状ヲ査閲セントシ或ハ行商人ニ對シ住所氏名組合ニ加入ノ如何等誰何シ又ハ薦包ノ荷物ニシテ票章ノ外部ニ現ハレサルモノハ之ヲ開放スルモ拒ムコトヲ得ス

第四十二條 製茶賣買ハ貫目建ヲ以テ正味量目ニヨリ取引スルモノトシ小賣ハ百六十目ヲ一斤トシ販賣スルモノトス

第四十三條 組合員間ニ於テ製茶ヲ賣買スルトキハ（管外輸出ノ場合ヲ除ク）賣渡人ヨリ票章料トシ製茶一貫目ニ付金五厘ヲ支拂モノトス

第八章 製茶取締及検査

第四十四條 茶業者ハ左ノ各項ニ該當スル製茶ヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ス

一 他ノ植物ノ葉ヲ以テ製茶ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

二 故ヲニ土砂等ノ混入シテ重量又ハ容量ヲ増加セシメタルモノ

三 潮入茶又ハ腐敗茶ニ加工シ若クハ加工セサルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

四 茶葉ニ他ノ物料ヲ施用シテ製造シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

五 製茶ニ他ノ物量ヲ施用シテ色澤或ハ香味ヲ付シ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

六 日光ニテ乾燥セシモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

但紅茶烏龍茶番茶ハ此限りニアラス

七 製茶ノ粉末ヲ口（シカ）ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ

八 碾茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不充分ナルモノ

九 含有水分量製茶總量ノ百分ノ六ヲ超ヘタルモノ

十 前記各號ニ類似ノモノ

第四十五條 聯合會議所ハ粗惡不正茶ヲ製造又ハ賣買シ或ハ茶荷物ニ規定ノ票章ヲ貼付セサルモノナキヤヲ調査スルタメ臨時又ハ常任検査員ヲシテ必要ノ區域ハ臨時派出セシムルモノトス

第四十六條 検査員ハ會議所ヨリ特ニ交付スル左ノ雛形ノ如キ鑑札ヲ巡回ノ節携帯シ茶業組合員中閲覽ヲ請フモノアルトキハ之ヲ示スヘシ

表 第 號

製茶検査員之証

裏 明治四十年 月

京都府茶業組合聯合會議所

検査員

氏名

第四十七條 組合員ハ組合事務所又ハ聯合會議所検査員ノ製茶検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十八條 検査員ハ第四十四條ノ各號ニ該當スル製茶ヲ發見セシトキハ本人ヘ其旨ヲ示シ現品ヲ差押ヘ手續書ヲ徴シ封印ヲナシ違反者ノ住所氏名不正茶ノ種類斤量ノ見込等詳細記載シ直チニ聯合會議所ヘ通告スルモノトス

第四十九條 違反者ト認ムルモノニシテ不正茶ニ非サルモノト主張シ前條ノ手續ニ應セサルトキハ検査員ハ調査ノ材料トシテ其現品ノ内半斤以上貳個ノ容器ニ入レ見本茶ヲ徴シ本人又ハ相當立會人ヲシテ封印セシメ直チニ聯合會議所ヘ送付シ本品ニハ検査員封印ヲナシ保管セシメ前條末項ニヨリ聯合會議所ヘ通告スヘシ

但検査ヲ遂行セシメサル行動ニ出ルモノアルトキハ検査員ハ最寄警官ヘ其旨ヲ陳ヘ之レカ保護ヲ請フコトアルヘシ

第五十條 組合事務所又ハ聯合會議所検査員ニ於テ粗惡不正茶ト認メ現品ヲ差押ヘ又ハ封印ヲナシタル後聯合會議所ニ於テ見本品ニ付審査ノ結果第四十四條ノ各項ニ該當セサルモノト認ムルトキハ本人ヘ其旨ヲ報告シ封印ヲ解除スヘシ

此場合ニ於テ當人ハ組合事務所又ハ聯合會議所ヘ對シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第五十一條 聯合會議所ハ第四十四條ニ關スル違反者ノ通告ヲ受ケタルトキハ會頭ハ評議員會ニ諮詢シ違反ノ重輕ニヨリ違約處分ヲナスモノトス

但場合ニヨリ告發スルコトアルヘシ

第五十二條 組合事務所ニ於テ第四十四條ニ關スル違反者ヲ發見シタルトキハ第四十八條第四十九條ニ準據シ其手續キヲ了シ聯合會議所ヘ通告スルモノトス

第五十三條 聯合會議所ハ組合事務所ヨリ前條ノ如ク違反者ノ通告ヲ受タルトキハ第五十一條ニ準據シ違約處分ヲナスモノトス

但組合事務所ノ通告ニ依リ處分シタル違約金ハ半額ヲ其組合ヘ交付スルモノトス

第九章 紛議仲裁

第五十四條 組合員中ニ紛議ヲ生シタルトキハ組長ハ委員ト協議シ又ハ甲組合員ト乙組合員若シクハ數組合員トノ間ニ於テ紛議ヲ生シタルトキハ其關係ノ組長協議ノ上仲裁スルモノトス

第五十五條 組合員ハ紛議ヲ仲裁スル爲メ組長ヨリ召喚ヲ受ケタルトキハ之レニ應スル義務アルモノトス

第六十條 第四十四條ニ記載ノ粗惡不正茶ヲ製造セシモノア

ルトキハ五圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ差出サシメ其現品ヲ相當處分
スヘシ

第六十一條 第卅六條第三十九條第四十二條第四十七條第五十五條及

第四十九條但書ニ違背シタルモノアルトキハ壹圓以上拾圓以下ノ違約
金ヲ徴収シ第卅七條並ニ同但書及第卅八條ニ違背シタルモノアルトキ
ハ(票章無貼付ニ係ルモノハ直チニ貼付セシメ)荷物壹個ニ付金拾五
錢以上壹圓以下ノ範圍内ニ於テ其輕重ニヨリ違約金ヲ徴収スヘシ

但組合事務所ニ於テ本條ノ違犯者ヲ處分シタルトキハ其違約金ハ組
合ノ收入トシ其旨聯合會議所ニ特ニ報告スルモノトス

●經費賦課徴収方法

第一項 聯合會議所ノ經費ハ左ノ證票及票章ニヨリ賦課徴収スルモノ
トス

- | | |
|-------------------|----------|
| 一 證票 | 一枚ニ付金拾貳錢 |
| 一 赤色票章(管外輸送用開港場共) | 一枚ニ付金七錢 |

第二項 證票及票章ハ各組合事務所ヨリ現金引替會議所へ請求スル者
トシ票章ハ手数料トシテ一枚ニ付金壹錢五厘ヲ交付ス交付金ハ現金
引替ノ際引去ルモノトス

但組合事務所ニ於テ餘裕金ナキタメ現金引替能ハサルトキハ一時
後金ニテ請求スルコトヲ得此場合ニアリテハ組合事務所ハ三ヶ月
以内ニ取纏メ遲滞ナク聯合會議所へ納付スヘシ若シ三ヶ月以内ニ
納付セサルトキハ聯合會議所ハ其組合事務所ニ檢臨シ之レカ整理
ヲナサシムルモノトス

第三項 組合事務所ハ聯合會議所へ請求シタル證票々章ノ幾分不用ニ
屬シ其残余ヲ返戻セントスルトキハ其年度内ノ一月三十日限り返戻
スヘシ此期日後ニ至リ返戻スルモ會議所ハ之レニ應セサルモノトシ
該證票々章ニ對スル賦課金ハ其組合ノ負擔トスヘシ

第四項 證票ニ對シ聯合會議所經費ヲ賦課スル外尚組合費ヲ賦課スル
トキハ組合員ニ於テ之ヲ合算シ負擔スヘキモノトス

(貼紙)

「(農商務省令處)

●農商務省令第九號

明治四十四年農商務省令第廿號中但書ヲ削除シ明治四十五年七月

一日ヨリ之レヲ施行ス

明治四十五年二月十四日 農商務大臣男爵牧野伸顯

右改正ノ趣旨ハ昨四十四年省令第廿號ヲ以テ着色茶ノ製造賣買ヲ

禁止シ同年五月五日ヨリ之ヲ實施セラレ其實施以前ニ製造シタル着色茶ハ他ノ茶ト混合セズシテ賣買スルヲ許サレタリシガ今回同省令ニ改正ヲ加ヘ着色茶ハ客年五月以前ノ製産品タルト否トニ論ナク本年六月末日限り斷然之レガ賣買ヲ禁止シ以テ今後益海外ニ於ケル本邦製茶ノ聲價ノ向上ヲ計ラントセラル、趣ニ之レアリ然ルニ當聯合會議所ニ於テハ省令發布以前ヨリ規約ヲ以テ着色茶ノ製造及販賣ヲ禁止致來リタルニヨリ客年五月省令實施以前ニ製造シタル着色茶ヲ所有スルモノ無之管テルモ當業者一般注意ヲ加ヘ改正法規ニ觸ル、ガ如キ不都合ナキ様爲念警告ス

明治四十五年五月

京都府茶業組合聯合會議所

郷之口区有文書 西25・14

(表紙)

「明治十六年

乙号達

自五十二号 郷之口村」

乙第五十八號

郷區役所

戸長役場

製茶ハ我國輸出物産中第二等二位シ其輸出高年一年ヨリ増加候處價格ハ却テ年々低減スルノ景況ニ有之試ニ明治初年頃ノ輸出高ヲ以テ近年ノ輸出高ニ比較スルニ其増額三四倍余ナレトモ價格ハ製茶一斤ニ付幾ンド三四割余ノ低

(貼紙)

「製茶ハ我國輸出物産中云々

但乙第五十八号達之事」

減トナル蓋シ近年葉茶製造人等ニ一種ノ惡弊ヲ來シ徒ニ浮利ヲ獲ルニ汲々タルヨリ舊來ノ焙爐製法ヲ弃テ、往々日干色付等濫製粗造ヲ事トスルニ因ルト雖トモ其罪獨リ製造者ノミニ歸ス可ラス奸商仲買ノ輩其間ニ周施シテ巨利ヲ占シガ爲メ製造人等ヲ慫慂シ低價ノ茶ヲ粗造セシメ之ヲ良茶ニ混交シ以テ外商ヲ欺クガ故ニ外商モ亦其奸策ヲ悟リ容易ニ國産ノ製茶ニ信用ヲ措カズ甚シキハ良製ノ茶トイヘトモ同一視シ極メテ廉價ニアラサレバ取引セス爲メニ製茶ハ益粗惡ニ流レ聲價ハ愈下落シ幾ント挽回スベカラザルノ勢ニ有之甚遺憾ノ至リニ付客年來掛官吏ヲ派出シ懇々説諭致置候處尚又今回米國ニ於テ贗製茶輸入制禁發布セントスルノ議アル由ニテ別紙之通農務局ヨリ通知有之實ニ我國製茶販路ノ閉通閉塞相分ルノ秋ニテ國産盛衰ノ一端ニモ關係有之容易ナラザル儀ニ付此際製造人ニ於テ一層香味色澤乾燥貯藏荷造等ニ注意シ從來ノ弊害ヲ一洗候様該營業者へ諭示スベシ此旨相達候事

明治十六年 四月九日 京都府知事北垣國道

(別紙) 茶業者ノ主意

往時本邦茶園未タ多カラサリシ頃ニ於テ需用ノ急ナルニ際シ茶葉中ニ柳葉或ハ杓杷葉ナトヲ以テ混合セシモノアリシカ近來我茶ノ信用海外ニ失ヒ供給ノ高需用ニ超過シ從テ價格ヲ落シ其勞費ノ償ハサルヨリ却テ茶樹ヲ拔去リ他ノ作物ニ換ヘントスルノ景況ナレハ復他葉ヲ雜フルカ如キ迂遠ノ贗造者ハナカルヘシト雖モ猶大ニ憂フヘキモノアリ即チ日乾粗製及ヒ乾燥貯藏荷造等ノ完全ナラサルヨリ固有ノ香味色澤ヲ變敗セシムル是レナリ又外國商人ハ徒ニ其外貌ヲ飾リ奇利ヲ射ンガ爲メ支那綠茶ノ製ニ倣ヒ藥品ヲ用ヒテ粗製茶ニ着色シ今ヤ恬トシテ怪マス却テ今日普通ノ事トナルニ至レリ

貿易ノ初メニ當リテハ此等ノ弊寡カリシカ故ニ我製茶ハ大ニ米國消費者ニ受賞セラレ生産者ハ從テ良製ニ盡力シテ怠ラサリシモ近來外商輩カ競テ粗製茶ニ着色シ消費者ヲ欺ントスルヨリ其購買スル所ノ茶葉ノ價精粗常ニ權衡ヲ失ヒ精製ノ利ハ却テ粗製ノ益ニ迫ハス然レトモ他ニ販途ナキヲ以テ已ムコトヲ得ス居留外商ニ放賣セリ而シテ我茶商ハ其消費者ノ信用如何ヲ知ルニ由ナク徒ニ其損失ヲ補ハントヲ欲シテ精製茶ニ日乾等ノ粗製ヲ混合シ或ハ斤量ノ減センコトヲ惜ミテ仕上ケ乾燥ヲ粗漏ニナシ或ハ競賣ヲ事トシテ貯藏荷造ヲ不完全ナラシメ一時ノ僥倖博セント欲シテ却テ緊要ナル香味色澤ヲ變敗セシメ非常ノ損害ヲ招クカ如キ此々皆是ナリ外商ハ之ニ乘シテ益廉價ニ之ヲ購求シ巧ニ着色シテ精品ニ混合シ消費者ヲ欺クノ手段ヲナセルニヨリ愈我茶ノ信用ヲ失ヒ輸額ヲ減少スルニ至ル

抑贗製茶ノ人生ニ害アル固ヨリ論ヲ俟タス英國於テハ曩ニ條例ヲ發行シ藥品ヲ用ヒテ着色セル綠茶ノ輸入ヲ禁セリ(着色少量ナレハ許ス)濠洲ウイクトリア洲ニ於テハ亦昨十五年二月已ニ此制ヲ

設ケタリ（着色制限アリ）然ルニ我製茶ヲ消費スル米國

ニ於テ何故是迄之ヲ緩慢ニ附セシカラテ恠ミタ

リシカ今ヤ左ノ報ヲ獲タリ

贋製茶輸入制禁條例

第一條 一千八百十三年七月一日以往贋製

茶ヲ合衆國へ賣捌ノ爲メ輸入スルコトヲ制禁
スヘシ

第二條 凡テ茶葉及ヒ茶ト稱スル他葉トモ外

國ヨリ輸入スルニ當テハ通關前ニ送品目錄
ニ記載ノ通り其品質純粹ナルヤ否ヤヲ検査
シ及其價格ヲ鑑定スヘシ

第三條 右検査ニ於テ茶葉ニ雜品ノ贋造物ア

ルヲ發見シ分析ノ上飲用ニ適セサル危害物
ト認ムルトキハ其事實ヲ送品目錄ニ記載ス
ヘシ此ノ如ク有害ナルコトヲ記載シタル送品
目錄ニ對スル茶或ハ茶ト稱スル他葉トモ持
主又ハ荷受主ニ於テ再ヒ其検査ヲ出願スル
ヲ得ヘケレト前検査ノ誤リナルヲ發見スル
ニ非サルヨリハ決シテ其通關ヲ許サヘルヘ
シ

第四條 再検査ニ於テ愈々贋製物ナルコトヲ發

見セシトキハ其茶ハ税關ニ留置クヘシ但シ
持主又ハ荷受主ハ合衆國ニテ生シタル倉敷
及其他ノ雜費ヲ支拂ヒ充分ナル保証ヲ立ツ
ルニ於テハ再検査役六ケ月中ハ合衆國外へ
再出スルヲ得ヘキモ其期限ヲ經過スルトキハ
税關官吏ハ其物品ヲ沒滅シ持主又ハ荷受ヨ
リ再輸出ニカヘルヘキ諸入費ヲ合衆國ニ對
シ辨償セシムヘシ

第五條 茶質検査及ヒ價格鑑定ハ其輸入港ノ

品評官之ヲ爲スヘシ又品評官無之港ニ於テ
ハ租税官吏之ヲナスヘシ

但大藏卿ノ差圖アルトキハ此限ニ非ス

此條例若シ發布セハ本年七月一日ヨリ之ヲ實
施シ嚴ニ濫製茶ヲ防遏シテ其跡ヲ絶タントス
ルモノノ如シ恰モ是レ我茶ノ輸出季節ニ當レ
リ當業者タルモノ宜シク専心以テ惡弊ヲ一洗

シ益ス日本茶ノ隆盛進殖ヲ圖ルヘシ【去ル十三年ノ頃ヨリ我
純粹ナル本色茶ハ稍其輸額ヲ増加シ既ニ昨十五年ニ及ンテハ輸出總額凡三分ノ一即壹
千万斤ヲ輸出セシニアラス
ヤ】若シ今日ニシテ猶之カ改良ヲ怠ラハ内ハ以
テ不測ノ損敗ヲ乘シ外ハ以テ我國産ノ聲價ヲ
失ヒ遂ニ復挽回ノ期ナキニ至ラントス豈猛省
セサルヘケンヤ因テ左ニ改良ノ要點ヲ示シ以
テ當業者ノ特ニ注意セシメテ望ム
第一 培養摘葉ニ注意シ茶ノ香味色澤ヲ佳良
ナラシムル事
第二 日乾茶ヲ止メ他ノ便利ナル製法ニ改良
スル事
第三 仕上乾燥ヲ十全ナラシムヘキ事
附乾燥器ヲ改良スル事
第四 貯藏ヲ精密ニシ荷造ヲ完全ナラシメ變
味變色ヲ防ク事

明治十六年

農務局

(御用印刷 商報會社)

郷之口区有文書 東20・63

(表紙)

「往復書類綴

区長」

謹啓清澄の秋愈々涼味覚ゆる候と相成り申候処

貴下益々御多詳の条奉賀候

陳者先般鉄道省小荷物郷ノ口集荷所設置致され候処
其の後取扱個数僅少の爲め之が放任の場合は撤廢の止む
なき次第にて予而通販組合員には利用方奮起を促し度も
何分目下製茶出荷閑期にて出荷個数も意の如くならず□
へば来る九月十六日午後一時より郷ノ口公会堂に於て通
販部総会を開催し存続方対策に付き協議致し度
存じ居り候 同所の興落は独り我々通販部員の福利
のみならず本郷交通機関上大なる役割を爲すものと存
せられ候へば有力者各位の御高配と御援助を賜り
永遠に□行存続の爲めに御高見を拝聴致し度
御繁忙中感入り候へ共も御臨席の栄を煩し度く
乍恐縮書中を以つて御願ひ申上候

昭和八年九月十四日

会場田原郷茶盛組長 潮見久右衛門

副組長 垣口磯太郎

通販部

郷之口区有文書 東20・64 24・26コマ

昭和十三年八月五日

田原村茶業小組

第二区長

垣内吉太郎殿

御依頼

今般聯合會議所ヨリ別紙ノ警告書配布

方申越有之候条誠ニ御繁忙中恐縮ニ候へ共

何卒宜敷御願申上候

御承知ノ通り鉄材ノ使用制限ニヨリ製茶機械ノ配

給台数ニモ制限ヲ加へラル、事ト相成尚相当高価

ヲ予想致居候間組合員各位ニ於テハ従来ノ製

茶機械ヲ可成大切ニ使用セラレ破損部分ハ修繕等

ニヨリ使用セラル、様特ニ御願申上候

尚警告書ノ通り機械ノ売買ニ関シテ新ニ規約

変更相成無断ニテ売買セル時ハ違約処分セラル、

事ニ相成候条併セテ御了承被下度候

警告

長期抗戦に対応するため近頃物の経済を高唱されて居りますが既に御承知の通り製茶機械に必要な鉄材の使用をも制限せられることになりましたので今後製茶機械の十分な配給は困難な状態にあります故に現在皆さんが所有されてゐる製茶機械を一層大切にしてお有効に利用することが最も肝要であります殊に一時の利益に惑はされて他府県へ移出する様な事があつては本府製茶の生産に支障を来すこととなりますから此点克く御了承の上かゝる事のない様特に御注意せられたいのであります

就ては今回本所規約の一部が左の通り改正されまして其手続を怠るときは違約処分をせられますから御注意下さい

第五十一條 製茶機械ヲ購入セントスルモノハ予メ機械ノ種類、名称、台数及購入先ヲ記載シタル書面ヲ以テ其旨所属茶業組合ヲ經テ本所ニ届出ズヘシ

第五十一條ノ一 組合員ニシテ製茶機械ヲ売買譲渡若ハ使用权ヲ移動セントスルトキハ所属茶業組合ヲ經テ本所ニ届出デ会頭ノ承認ヲ受クベシ

廃棄ノ場合ハ所属茶業組合ヲ經テ本所ニ届出ズヘシ

尚詳細は郡市茶業組合へお問ひ合せ下さい

昭和十三年七月

京都府茶業組合聯合會議所

組員各位

郷之口区有文書 東20・64 27・28コマ

昭和十三年九月二十八日

田原村茶業小組

第二区長

垣内吉太郎殿

統制製茶機械募集ニ関スル件

製茶機械設備改善奨励ノ爲昭和十四年度ニ

於テモ単位工場ノ新設又ハ増設ノタメ統制製茶機ヲ購

入スル場合ハ前年同様補助金ヲ交付相成候

就テハ別紙申込書御送付申上候条貴区内当

業者ニ御周知ノ上募集ニ付格別ノ御配意

相煩度此段及御願候也

尚募集期日ハ製作工場ノ都合其他ノ關係上

例年ヨリ一ヶ月繰上ゲ候間（十月三十日迄）成ル可ク

早ク御申込相成様致シ度候間併セテ御願

申上候

製茶機械価格別紙御参照被下度候

昭和十四年度統制機械価格表（工場渡）

〔表後載〕

備考臨時助成金ハ昭和十二年度価格ノ値上リ高ノ一割五分 普通助成金ハ

全年度価格ノ二割トス。分離機ハ二手二〇円三手四〇円四手五四円高

種別	規格	十四年 度価格	十二年 度ヨリ 値上 り価格	助成金			差引	製作工場
				普通 助成	臨時 助成	計		
粗揉機	三尺 五寸	二七七 〇〇	一二三 〇〇	三〇 八〇	一八 四〇	四九 二〇	二二七 八〇	松下工場
全	三寸	二四六 〇〇	一〇九 〇〇	二七 四〇	一六 三〇	四三 七〇	二〇二 三〇	全
全	二尺	一八一 〇〇	七八 五〇	二〇 五〇	一一 七〇	三二 二〇	一四八 八〇	全
中揉機	四貫	一九九 〇〇	八五 〇〇	二二 八〇	一一 七〇	三五 五〇	一六三 五〇	橋本工場
全	三貫	一八三 〇〇	七八 五〇	二〇 九〇	一一 七〇	三二 六〇	一五〇 四〇	全
精揉機	四手	三九〇 〇〇	一五八 〇〇	四六 四〇	二三 七〇	七〇 一〇	三一九 九〇	川崎工場
全	三手	二七五 〇〇	一一三 五〇	三二 三〇	一七 〇〇	四九 三〇	二二五 七〇	全
全	二手	二二五 〇〇	九一 〇〇	二六 八〇	一三 六〇	四〇 四〇	一八四 六〇	全
蒸機	大型	一〇四 〇〇	三六 〇〇	一三 六〇	五 四〇	一九 〇〇	八五 〇〇	松下工場
全	小型	八〇 〇〇	二八 〇〇	一〇 四〇	四 二〇	四 六〇	六五 四〇	全

郷之口区有文書 東20・64 29コマ

昭和十三年拾一月拾五日

田原村茶業小組

垣内吉太郎殿

茶種苗ノ輸出防止ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ其筋ヨリ左記ノ通り通牒有之候条当

業者及種苗商ニ対シ主旨ノ徹底方御配意相成度

右移牒候也

記

茶種苗ノ輸出防止ニ関スル件

茶業ハ我カ重要輸出産業ノ一ニシテ海外ニ於ケル斯

業ト競争関係ニ在ルニ鑑ミ茶種苗ノ海外輸出ハ之ヲ

防止スル様致度候条御了知ノ上右趣旨ニ副フ様貴

管下関係団体及当業者ヲ御指導相成度

依命此段及通牒候也

郷之口区有文書東 20 - 64 30 - 31 コマ

昭和十四年式月六日

田原村茶業小組長

奥田光賢 (印)

垣内吉太郎殿

製茶能力増進機械製茶設備奨励ニ関スル件

今次事変ニ依リ労力不足ノ為茶業経営上支障ヲ

来セルモノ多キニ鑑ミ製茶機械ノ共同利用ニヨリ製茶

能力ヲ増進ヲ以テ農産資源ノ開発ヲ図ルヲ緊要

トシ昭和十三年度臨時対策施設トシテ共同機械製

茶整備奨励相成候処昭和十四年度ニ於テモ之レガ必

要ヲ認メ引続キ奨励金ヲ交付セラシム見込ニ有之候条

御了知ノ上貴部内関係方面へ周知奨励方格別ノ

御配意相成度

右移牒候也

(但シ申請書は二月廿日迄知事に提出スルヲ要ス)

郷之口区有文書 東20-64 32-33コマ

昭和十三年六月三十日

田原村茶業小組(印)

郷之口区長

垣内吉太郎殿

茶葉摘採改良講習会開催通知ノ件

近時婦女子ノ勞力ニ不足ヲ告ゲ摘採ノ雇傭ニ
困難ヲ來タスノ現状ニ有之然モ摘採量僅少ニシテ
茶業經營上摘採ニ多額ノ費用ヲ要スルヲ以テ
之ヲ改善ヲ図ルハ目下ノ急務ト存セラレ候就テハ
今般聯合會議所ニ於テハ來ル七月九日左記
計画ニヨリ茶葉摘採改良講習会開催相成
候間精々御受講被下様此段御通知旁御
依頼申上候

記

一日時 七月九日

一場所 田原小学校茶園

一教師数 二名

一講習方法 鹿児島県両手摘

自午前九時 講義及実演

至正午

自后〇時 実習、実地指導

至〃四時

午后四時ヨリ講評

一講習生 女子青年学校 高等学校女生徒

女子青年団 生産家子女

郷之口区有文書 東20・64 33コマ

御知らせ！！ 田原村茶業小組

いよく二番茶も日一日と迫つてまゐりました 茶況は依然として現状維持？否向上の一路をたどつてゐます 然し物価はだんくと騰貴して居りますので此まゝ行けば二番茶も多額の費用を要して生産もだんくと減少するのではないかと観察されてゐます 就ては二番茶の生産を増加するためには経営の改善をはかる事が目下の急務と存じまして過日役員会を開催して差当り労賃の節減を左記の通り決定しました 何卒御承知下さいまして是非御実行下さる様御願します

- 一 茶摘賃 焙炉賃 雑役夫 各々初茶ヨリ二割下ゲ
- 一 賃採代 初茶ヨリ拾錢下ゲ

郷之口区有文書 東20-64 40コマ

発第六〇四号

昭和十四年五月二十八日

綴喜郡田原村役場 (印)

各区長殿

製茶終期ニ於ケル勤勞奉仕並ニ勞力

運用方依頼ノ件

軍人遺家族ノ勤勞奉仕ニ関シテ不絶御高配

ヲ煩シ居リ候処目下製茶終期ニ際シ左記事項

ニツキ特ニ御配慮ノ上貴区内事情ニ即シ機宜

ノ御処置願度及依頼候也

記

一、軍人家族ニシテ勞力不足等ノ為メ茶摘遅レ居ル

モノニ対シテハ早ヤク済ミタル家ヨリ茶摘其他ノ勞

力ヲ融通シ機械ノ設備アル家ハ可成採賃ヲ安ク

シ賃採ノ便宜ヲ与フルコト

二、右ニヨリ十分手助ケノ出来ナイ家庭ニ対シテハ茶摘番

茶刈等ニ勤勞奉仕ヲ行フコト

本件ハ国防婦人会、青年団、女子青年団へモ区

長ト協力セラレル様協力方依頼致シ置候間宜

敷御願申上候

郷之口区有文書 南 1 9 - 1 (抜萃)

(表紙)

「

都道府県名	京都府
地域名	宇治田原町
計画地域指定年度	昭和 37 年

農業構造改善事業基本計画書

農業構造改善事業実施計画書

年度別農業構造改善事業実施計画書

昭和 39 年

京都府綴喜郡宇治田原町」

第一編 農業構造改善事業基本計画書

第1 地域の概況

(1) 立地条件

(中略)

E.市場条件

本地域は日本緑茶の発祥地として全国的な上級茶の産地として知られ農業協同組合及び地域内外の茶問屋によつて加工され、東京、大阪はもとより広く全国に出荷されて居り、その需要は年々増加して居り、大型トラックならびに貨車輸送及び通信販売等によつて出荷して居る。本地域としては自然条件を生かし茶を基幹作目とした生産地形式は至極当然であるが流通面において古来よりの慣習を連綿と踏襲して居り全般に不利な個人取引が多い。現在農業協同組合が販売斡旋及び出荷販売を行つているが、まだまだ組織力が弱くその為共販体制強化の急務に迫られている。

団体組織の強化、品質規格の統一と大量化を推進する必要がある。

また他の農産物についても茶と同様に共同集荷販売体制の整備が緊要である。

(表省略)

(2) 産業経済の動向

由来当地域は京都府と滋賀県境の山村として発達し、茶業と米作を兼ねた農業を主体とし茶業に通ずる茶商と木材に関連する小工業及び山林作業並に町内流通の商業を併せた産業構造を形成している。

一般的状勢としては他産業の発達による農業の基幹労働力の流出でおびたゞしい労力不足を来し生産の低下と生活費の急騰等による農家経済の不安定性は若い青年が農業に魅力を失つて居り、オートバイ、耕耘機、自動車を求め農村の共同化を阻害して近代化装備が農業の過剰投資を誘つている現状である。

(中略)

C 産業開発計画

町の総合計画としては本地域の 85%までをしめる林地の開発にある林道網を完備する事により林地資源の開発を行う一方樹園地の拡張を林地に求め経営耕地の拡大を

徹底して行い主幹産業の茶業を質量共に全国一たらしむる計画である。

又本町の中心を横断して居る主要地方道枚方水口線の国道昇格並に天ヶ原ダムの本年完成を契機に本地域は一大観光地として又住宅地として開発を計画中である。

又本地域の立地条件より将来大工業地帯としては適地でないが隣接都市に可成り工業化の動きがあり農用地の転用は日を追って激しく本町が将来清鮮野菜の供給地として大きな役割を果す事となろう。

このような飛躍が予測され人の交流と生産物の販売等が必然的に激しくなるものと思われ農業生産面に於ても以上の計画が具現され完成された後は近代的営農に移行し農業生産の増大を図り町経済の発展に大きく寄与するものである。

(3) 農業生産および農業構造の概況

本地域は耕地が少く総面積の約 10%にあたる 533ha 1 農家当平均耕作面積は僅か 0.5ha で実に零細な規模で経営史その上水田面積も僅少で主食の自給も困難な状態であり古来より農家経済の大部分を茶業によつて支えて来たのである。

当地域は日本煎茶の発祥地として天恵的な好条件を備え全国的な上級茶の産地として有名であり農家は零細規模ながら唯一の換金作物として超集約的経営によつて生計を樹てて来たのである為に経営技術的には改善がなされず、また経営規模にも拡大の余力が見出せず今日に到っている。

労働力については他産業の進展に伴い農業部門よりの流出が可成り激しく土地条件生産管理上の諸条件の改善を緊急の問題としている。

従つて本町今後の農業振展を図るには本地域の特性を生かし茶を中心とした成長農産物の拡大と技術の進歩就業構造の移行に対応する態勢を整えるにある。生産基盤の整備経営規模の拡大近代施設による省力等農業近代化への諸施策生産物の流通改善対策等基本的な問題について検討し改善策を強力に推進する。

(中略)

第2 農業構造改善に関する基本構想

本地域の茶業は前述の通り主要農林産物中 45.1%を占め本町経済の死命を制する重要産業であつて茶業の振興が即ち町の興隆に通ずるものである。然るにその経営規模は極めて零細であり且つこれが生産手段も旧態依然たる慣行法が踏襲されている上茶園の老令化したものが多いので経済生産性は極めて低い実状である。

この秋にあたり本事業の適用によつて先ず基幹作物である茶園の土地基盤整備を中心に山林原野を開発して茶園を造成し経営の規模を拡大すると共に農道の新設拡張既耕地の整備によつて近代化経営への生産基盤を整えると共に経営近代化に伴う諸施設並びに新技術の活用によつて茶の主産地形成への飛躍的な振興を図る。

営農類型による関連作物についても労力配分経営条件を勘案し、総合的に適正な組合せ及新技術の普及によつて経営の安定向上をはかる。例えば稲の植付と製茶の労力ピークは茶の品種組合せ及被覆による摘採調整水稻の早期作や直播等によつて解消する。

尚茶は永年作であり成園化に数年を要するものであるので幼木茶園の間作には適当な

野菜を導入し収入の増大と熟畑化に資する。

流通面については古来より茶を特殊品目とする偏見的な先入観から売買人双方の談合による長期延取引決済が連綿と踏襲されている実情にあるのでこうした因習を打破し、正しい現在の現金決済に改善する。これがため組織の育成強化、冷蔵庫の活用による茶価の安定および共同集荷斡旋所を設けて共販体制を固め流通の改善をはかる。茶生産から販売まで一貫した総合的、近代的、改善計画によつて安定した自立農家を育成し茶の生産地を形成するものである。

(中略)

第2 地区別計画 湯ヤ谷・奥山田地区

1 経営構造改善計画

(中略)

(3) 技術出荷の改善計画

先ず主体を占める茶の生産体系については慣行の生産方式を改めるため栽植仕立法等近代農機具を導入する前提のもとに、これに即応した栽培技術によつて育成し、動力茶摘機、耕耘機等を駆使すると共に防除施肥の管理及共同製茶等、部門協業により省力的且つ効率的に生産する、又他の関連作目についても、植付期の調整共同苗代、共同防除やトラクターの活用により労力競合を少なくして改善計画を効率的に推進する。

販売についても茶園の集団化と生産量の増大に伴い各共同製茶場単位に組織を固め斡旋所を母体として従来の個々の延取引を廃し、近代的現金取引に改め流通改善をはかる。

(中略)

第3 地区を超える計画

1 計画の構想

(イ) 本地域は日本煎茶の発祥地で知られ古い伝統と歴史をもっておりこれが流通面は古来よりの慣習を連綿と講習され生産者と茶商人の話し合いにより長期延取引によつて決済されている実情である。こうした因習を打破し正しい現金決済の型態に改善する事と販売の時期、相手によつて価格の変わる事のない様統一された規格にはめて生産者が安心して生産し販売出来る機構と施設を必要とする。特に本年より 100ha 増反計画、既成園の改良計画によつて生産の倍増を図るためには農協が主体となつて町の中心部に集荷加工販売斡旋所を設け生産者自体が互に儲かる茶として共同施設を作ることが必要である。尚又町内業者にも買受の便宜を図る事となり町内商工振興のためにも大いに期待している。

茶の生産資金及び茶の販売斡旋による売上代金は決済迄の間農協において融資し資金流通を円滑に行なうと共に組織を固め共販体制の確立と集荷販売の合理化を図る。

(後略)

郷之口区有文書 東9・25・1

両村合併奉願候儀二付御伺

綴喜郡第三區

上町村

下町村

右両村御田畑悉皆入組有之以前者郷ノ口村卜

称ユ一村之旨兼而承り傳罷在候処今般地券

御渡奉願候二付而者當時之村称御廢止両村

合併郷ノ口村卜称候様被為 仰付被下度段去ル

九月廿日董仙房御廳江奉願候処御調之上

以前郷ノ口村卜称候證拠之書類差上候様被

仰渡則書類四通奉差上置候義ニ御座候間何卒

以 御仁恵ヲ願之通従前之村名御廢止今般地券

御印證之儀も右郷ノ口村卜御認メ御下ケ渡シ被成下候ハ、難有

奉存候乍恐此段御伺奉申上候以上

上町村

壬申年十一月廿日

戸長 並木善五郎

同 田中茂右衛門

下町村

戸長 今西又右衛門

同 今西庄助

右之通相違無御座候依之奥印仕候以上

區長 細谷清右衛門

京都府知事

永谷信篤殿

郷之口区有文書 東9・25・3

合併之義ニ付奉願上口上書

綴喜郡第三區

上町村

下町村

一此度地券御下渡相成候ニ就而者當村之義入組之地所ニ而

合併之義御願奉申上候処當村合テ郷之口村ト奉願上度候

ニ付往昔上町下町ト相分レ候譯古書證據等無之候哉

御内諭ニ付早速當村も穿鑿仕候処當時有之候書類

二者併ト難相分候得共古人之言傳二者寛文天明両度

之出火ニ郷蔵等類火仕其節古書悉焼失仕候尚

村内帳面等杯不殘焼亡相成候義ニ御座候當時相殘

書類二者別紙奉差上候元寺社御改善請願等之

御裏書等并而五通奉入御高覽ニ尚又舊幕府

御支配之砌二者京都御奉行所へ悉皆郷之口村ト相認

萬事奉差上來候義ニ御座候間何卒右御憐察之上

合併御許容可被成下候へ、難有仕合可奉存候以上

右郷

上町村

戸長田中茂左衛門

明治五壬申年十一月

戸長並木善五郎

下町村

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

副戸長山中為右衛門

区長細谷清右衛門

京都府知事長谷信篤殿

合併之義ニ付奉願上口上書

綴喜郡第三區

上町村

下町村

一此度地券御下渡相成候ニ就而者當村之義入組之地所ニ而

合併之義御願奉申上候処當村合テ郷之口村ト奉願上度候

ニ付往昔上町下町ト相分レ候譯古書證據等無之候哉

御内諭ニ付早速當村も穿鑿仕候処當時有之候書類

二者併ト難相分候得共古人之言傳二者寛文天明両度

之出火ニ郷蔵等類火仕其節古書悉焼失仕候尚

村内帳面等不残焼亡相成候義ニ御座候當時相残
書類二者別紙奉差上候元寺社御改善請願等之
御裏書など并ニ五通奉入御高覧ニ尚又舊幕府
御支配之砌二者京都御奉行所へ悉皆郷之口村卜相認
萬事奉差上来候義ニ御座候間何卒右御憐察之上
合併御許容可被成下候へ、難在合可奉存候以上

右郷

上町村

戸長田中茂左衛門

明治五壬申年十一月

戸長並木善五郎

下町村

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

副戸長山中為右衛門

区長細谷清右衛門

京都府知事長谷信篤殿

郷之口区有文書 東 9 - 25 - 4

奉 歎 願 口 上 書

綴 喜 郡 第 三 區

上 町 村

下 町 村

一 先 達 而 以 來 ヲ リ 再 度 奉 願 上 置 候 通 合 併 之
義 二 付 最 早 地 券 御 印 證 御 下 ケ 渡 相 成 候 哉 と
奉 存 候 二 付 別 紙 籠 絵 図 相 添 奉 入 御 高 覽 候
通 り 之 入 組 故 何 卒 格 別 之 御 心 喰 前 願 之 通
合 併 被 為 仰 付 郷 之 口 村 卜 御 認 ヲ 御 下 ケ 渡
被 成 下 候 ハ 、 難 有 奉 存 候 以 上

右 村

明 治 六 年 二 月

戸 長 今 西 又 右 衛 門

戸 長 今 西 庄 助

戸 長 田 中 茂 左 衛 門

戸 長 並 木 善 五 郎

副 区 長 山 中 為 右 衛 門

区 長 細 谷 清 右 衛 門

京 都 府 知 事

永 谷 信 篤 殿

奉 歎 願 口 上 書

綴 喜 郡 第 三 區

上 町 村

下 町 村

一 先 達 而 以 來 ヲ リ 再 度 奉 願 上 置 候 通 合 併 之
義 二 付 最 早 地 券 御 印 證 御 下 ケ 渡 相 成 候 哉 卜
奉 存 候 二 付 別 紙 籠 絵 図 相 添 奉 入 御 高 覽 候
通 り 之 入 組 故 何 卒 格 別 之 御 心 喰 前 願 之 通
合 併 被 為 仰 付 郷 之 口 村 卜 御 認 ヲ 御 下 ケ 渡
被 成 下 候 ハ 、 難 有 奉 存 候 以 上

右 村

明 治 六 年 二 月

戸 長 今 西 又 右 衛 門

戸 長 今 西 庄 助

戸 長 田 中 茂 左 衛 門

戸 長 並 木 善 五 郎

京都府知事
永谷信篤殿

副区長山中為右衛門
区長細谷漕右衛門

郷之口区有文書 東9 - 25 - 5

(包紙)

「上町

下町合併書紙」

綴喜郡

上町

下町

右両村合併申附

向後郷ノ口村卜可称候事

明治六年

四月 京都府知事長谷信篤

郷之口区有文書 東 9 - 25 - 6

綴喜郡

上町

下町

右両村合併申附

向後郷ノ口村卜可称候事

明治六年

四月 京都府知事長谷信篤

書紙之義ノ

下町村ニ

有之候事

郷之口区有文書 東 9 - 25 - 7

乍恐御請書

綴喜郡第三區

上町

下町

右両村合併之義御聞届為成下難有仕合ニ

奉存候以来郷之口村ト称シ仕候依而御請書

奉差上候以上

上町

戸長田中茂左衛門

戸長並木善五郎

明治六年四月十二日

京都府知事

長谷信篤殿

郷之口区有文書 東 9 - 2 1

乍恐御請書

綴喜郡第三区

上町

下町

右両村合併之義御聞届為成下難有仕合ニ

奉存候以来郷之口村ト称シ仕候依而御請書

奉差上候以上

下町

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

明治六年四月十三日

京都府知事

長谷信篤殿

郷之口区有文書 東9・26・1

(表紙)

「明治六年四月望

合併連盟簿

郷之口村」

綴喜郡第三區上町村合併之儀二付

下町村

書記

改郷之口村

一高百七拾壹石七斗六升 元下町村

一高百貳拾八石貳斗八升八合 元上町村

右高合三百石四升八合也

右貢米取立之儀者是迄之通式割にて

取纏め都合而 上納可致候事

一于時明治五年申念七月来より地券御改正

被

仰出候二付地所取調之儀甚混合致尚両村

田畑山林とも入組且田畑ニ小物成見取等組入之地面

有之候ハ、地券御下渡之義茂御手数恐入候

二付両村合併之示談数度致同年十月

五日初發出願仕候処暫時見合居候得とも

御沙汰無之其後再應願上候処

京都御府より 東京御府へ御引合

二相成漸明治六年四月十二日御出張

童仙房御廳より被 召出時之戸長今西

庄助並木善五郎被罷越別紙御聞届

書頂戴仕候義ニ御座候右二付而者元上

下町伍組番号且地所之番号等迄委に

取調組替改正候間後來ニ到迄毛頭違

神致間敷相互ニ故障等無之候間此度

不洩様以連印書記致候もの也

村中連盟

今西又右衛門

今西弥兵衛

馬場市兵衛

池田長兵衛

馬場九兵衛

今西藤兵衛
今西庄助
藤本惣右衛門
栢山右衛門
田中徳兵衛
馬場重右衛門
宮本清兵衛
今西新次郎
馬場源四郎
馬場市郎右衛門
皆川弥太郎
馬場徳右衛門
松村五左衛門
浅田善次郎
田中与治兵衛
田中安吉
馬場源兵衛
馬場源三郎
竹本金五郎
大谷喜右衛門
黒川九郎右衛門
堀口多兵衛
堀井治郎兵衛
奥谷武左衛門
今西儀兵衛
馬場善太郎
馬場庄兵衛
今西為次郎
馬場ぬい
馬場市三郎
梅田善助
馬場嘉七
今西新左衛門
藤野庄兵衛
藤野喜助
井山平三郎
今西傳右衛門

井山平右衛門
奥村宗左衛門
垣内傳四郎
並木茂兵衛
田村茂助
玉門忠次郎
奥村久兵衛
小山儀兵衛
鴉田長兵衛
西山正次
田中茂左衛門
谷口善三郎
田中伊右衛門
田中伊三郎
川勝九兵衛
並木半助
青木重右衛門
中嶋喜右衛門
谷口五兵衛
田中茂兵衛
並木善五郎
橋本嘉助
上田久右衛門
西山六兵衛
今西又次郎
谷口五郎兵衛
田村庄兵衛
奥田弥太郎
馬場角右衛門
中嶋弥兵衛
上田弥左衛門
今西又右衛門
垣内太左衛門
小山丑之助
馬場徳兵衛
並木喜兵衛
田村政次郎
田村次郎吉

田村源右衛門
垣内久兵衛
川勝ならへ
潮見平次郎
潮見久右衛門
田村三郎助
上田忠兵衛
泉伊左衛門
桑田傳右衛門
田村又兵衛
谷口源七
潮見なか
並木重兵衛
内山虎吉
並木弥平次
佐藤五兵衛
佐藤伊兵衛
桑田喜兵衛
並木重郎兵衛
田村又右衛門
上野長八
並木やつ
中島彦兵衛
奥野卯右衛門
池田勘三郎
辻村重次郎
中島弥右衛門
奥田仙助
浦谷利兵衛
谷口又五郎
田村弥三郎
谷口又七
馬場權次郎
奥田治兵衛
並木庄兵衛
高屋助八郎
神田省吾
黒川久左衛門

梅田孫右衛門
新清兵衛
今西六左衛門
梅田次三郎
奥井佐助
今西五郎左衛門
新茂三郎
大谷忠五郎
今西平左衛門
馬場次右衛門
宮本作左衛門
黒川与右衛門
新新三郎
今西与八郎
馬場藤四郎
内田甚助
馬場吉兵衛
馬場為三郎
松村傳兵衛
今西市右衛門
井山勘兵衛
馬場次郎左衛門
中嶋豊七
馬場弥兵衛
浅田安平
梅田武助
田中六兵衛
田中安兵衛
林熊次郎
松下松之助
向井庄左衛門
伊藤忠兵衛
長谷川龜右衛門
吉田小平治
田中善三郎
今西喜兵衛
大石幸助
本田忠兵衛

明治六年四月

十五日

右之通御座候以上

郷之口村

明石長兵衛
上林長右衛門
黒川くに
奥谷伊兵衛
海野半七
田村武兵衛
中嶋弥一郎
伊藤五助
戸長今西又右衛門
戸長今西庄輔
戸長田中茂左衛門
戸長並木善五郎

郷之口区有文書
主要文書現代語訳

郷之口区有文書 東3・43

恐れながら書付にて御願ひ申し上げます

一上町下町村の件、近年茶値段が下がり、多くの茶畑の年貢は借金にて納めるようになり、だんだん困窮しております。よつて畑方ならびに新開地の納税額調査の際、茶畑の分は皆対象外にして頂けるよう訴えたところ、御聞き届け下さり、本高は御用捨て頂きありがたく存じます。今春より御願ひしていただき、新開地の納税額調査は野の端で行われます。間作も僅かしか行つておらず、申し訳程度の野の端にある山畑ですので、暫くの間の収穫には不足します。茶のことですので、両村新開地10町ほどで大半は整備されておらず、年貢米2斗ほども御定免を請求されては、すべての百姓がその年貢高に納得しません。特に近年困窮の上、この時期米穀が高値で百姓が破たんしています。村方に没収地が出来、飢えに及ぶ者が数多くでます。今年の年貢はどうなるかと大変難しく思つています。当春より訴え申し上げている通り、御慈悲の上、納税額調査の件は皆対象外にして頂きますようお願いいたします。以上

享保十七年子極月	下町村庄屋	弥兵衛
	年寄	善三郎
	頭百姓	重兵衛
	同	善兵衛
	百姓代	与右衛門
	上町村庄屋	弥左衛門
	年寄	五郎兵衛
	頭百姓	次兵衛
	同	新兵衛
	百姓代	利兵衛

小堀仁右衛門様

郷之口区有文書 東 6 - 2 1

(表紙)

(貼紙)

「郷之口区長

雑」

「御申渡請印帳

上町村

下町村」

このたび御料所御年貢御改革のため

こちらに仰せ渡された旨につき

御所の御料についても左の通り

申し渡しがあつたので承知するように。

一荒地の内、追々再耕しながらも年貢を取っていない場所が多分にあるはずなので、何れも帳簿に、荒地の取り下げ等を記入し、かつ取り下げた場所も年貢をかけるべきなので、巨細正して申請する事。

一検見村の年貢率決定ならびに年貢免除等、不相当の所々がある。内見帳再作成等よくよく気を付けて不埒な操作等がないよう事実に基づくよう入念にすること。かつまた検見の際、目視調査、手代が分担調査する等の愚幣を改め、竿を立てて計測する旧法を採用する等入念に行うよう心得る事。

一反高場、見取場、流作場は年月がたち、地勢が良くなり、本田同様となっている場所や水まわりの支障がない場所、その外、新開墾地等の場所があるはずなのでそれを調査の上、このたび直接検見し、1石当たりの生産高を伺う事。もともと、村高に入らない分は、念入りにふさわしい年貢を付加するのでそのように心得る事。

ただし新開墾地等の分は、愚昧の百姓共、法式をもわきまえていない者共が今回の再調査の際に生産高を改めて申し立てたら、御改革の際なので大目に見てくれるなどと心得違いしない事。

一村々の荒廢地を届け出る際、不埒な申し立てに従って年貢が多く減免され、不正の筋等も聞いている。今後は事実に基づき、取り締まる様という法を出して取り調べるのでそう心得る事。

一新しく田にした場所は年数がたち、地質もよくなった場所も多くあるので、年貢高を再調査して、事実に基づくよう

申し付けるのでそのように心得る事。

一定免の村々の年季中の分はまずそのままにして、
当年においては調査のため一村抽出して取れ高を見分
し、出合（坪刈）を一村のみ取り調べるのでそのように心得る事

一定免の村々が凶作のため定免ではなく検見を申請した際、
坪刈の上、わずか二割前後の不作をも三割
以上、或いは五割以上の不作として差引きしたいと

申し立てる村々もあると聞く。以前は一国

一郡を闡にする程の凶作でなければ引き方は

申し付けなかったが、享保期となり五割以上の不作の時には減免するとの

御定が出来た。それでは百姓共に優しくないとの

御仁恵により四割以上で減免するとの御定となった。なおまた食糧費や

種代等を容易には御貸し渡ししないつもりで三割

以上の不作で減免申請を認めるとの御定になった。以前に比べて格別ありがたい御仁

政になっているので、一同その旨をよくわきまえ、定免をやめて検見とする

際は正道に内見して申し立てる事。

一村入用ならびに郡中割共は古来に比べ、過分の増

額となっている。かつまた年貢は古来より減っている。よって

色々不正の筋を聞いている。村入用を減らして古来に

復すよう厚く世話をすることと仰せ渡されたので、その

旨心得る事。

右の通り申し渡しの条があり御趣意を篤とわきまえ、

末端に至るまで残さず申し諭すよう別紙案文

の通り小前帳、絵図面共ありのまま詳細に取り

調べ早々差し出し、見分廻村の際、正直に案内

するように。もつとも当年は右の通り取り調べも有り、

かつ定免村々も残さず検見坪刈をする予定なので、

それが同時になれば混乱が予測されるので、御用を弁え

うまくいくよう精々取り調べるようにとの旨を心得るように。

かつまた村入用の件は一層減少させられるように

村ごとに精々考えて、取り計らうこと。おつて小入用（村入用）

帳改の際、行き過ぎがあれば嚴重に

取締りをするので、指示を守って何事も

格別質素にすること。

卯七月

右仰せ渡された内容は逐一承知致しました。

よって御請印形差し上げます。以上

山城国綴喜郡上町村

天保十四年
卯九月

小堀勝太郎様
御役所

庄屋
又五郎
年寄
三郎助
百姓代
又右衛門
下町村庄屋
傳兵衛
年寄
善次郎
百姓代
宗左衛門

郷之口区有文書 東3・70

恐れながら申し上げ奉ります

城州綴喜郡宇治田原郷

上町村

下町村 領

字池之首と申す所にある畑

持主老中村

新兵衛

右の畑は前々から甘茶（アマチャヅルか）畑でありましたが、追々百姓が困窮し草等も生え、甘茶の株が追々弱くなったというので、現在流行の煎茶の実を植え付け、追々茶畑とするつもりです。新たに耕した畑では決してありません。かつまた年々二度、南四ヶ村の土地を見回る際に御通行される場所でしたので、お知らせしませんでした。隠すつもりはありません。この旨申し上げます。以上

安政七申年三月

上町村庄屋 又右衛門

下町村庄屋 庄助

淀土砂方様

御役所

郷之口区有文書 東19・24

製茶 宇治製法

本邦で製茶が行われて実に久しい。

宇治製と称するものは最も

よく人民の嗜好に適う。

このためこの製法を相伝し、広く

内外に販布している。これが国益に与える影響は

至大である。よつてそのことを特例で

賞する。

明治十二年十月十二日

内務卿正四位勲一等伊藤博文

大蔵卿正四位勲一等大隈重信

製茶品評会規則

- 第一條 本会は本郡製茶の改良発達を図るため綴喜郡茶業組合事業として大正二年九月 日より三日間綴喜郡會議事堂で開設する
- 第二條 本会の出品は大正二年度綴喜郡茶業組合員に限る
- 第三條 出品は左の二部に分ける
第一部手揉製 煎茶 玉露 碾茶
第二部機械製 煎茶 玉露
- 第四條 出品は総て荒茶とし、各半斤ずつとする
- 第五條 本会に出品しようという者は別紙様式（前に配布したので略）により出品申込書並びに解説書各一通を作製し大正二年 月 日までに町村を総て綴喜郡茶業組合事務所へ、現品は品名及び住所氏名等を詳記した小札を付けて全年八月三十日までに町村小組長に提供すること
- 第六條 出品容器は出品申込と同時に本会より交付する
- 第七條 出品物は本会終了後、茶業組合へ寄付すること
- 第八條 出品陳列は大正二年九月 日に始め、全月 日に終わる
- 第九條 陳列品は開会中場外へ持出す事を許可しない
- 第十條 出品物は参考品を除く外、総て審査し優良なものに対し褒状及び賞品を授与する
- 第十一條 一人で数点出品し各優等である時はその最高点一個に褒状及び賞品を授与し他は褒状のみ授与する
- 第十二條 出品人は審査の成績その他に関し異議申し立てができない
- 第十三條 褒賞授与式は大正二年九月 日に挙行する
- 第十四條 陳列品は開会中午前九時より午後四時まで一般の縦覧を許可する
- 第十五條 瘋癲酔狂その他危険の恐れがあると認められた者は入場を拒絶し又は場外へ退去させることがある
- 第十六條 參觀人は看守人の承諾を得ずに物品に手を触れる事を許可しない
- 第十七條 本会の事務及び審査に関する規定は別に定める

右

郷之口区有文書 東18・74

第一條

一 茶摘賃金の事

およそ金十八錢

掛摘はおよそ三錢五厘より八厘まで

ただし茶摘中臨時検査をする事

第二條

一 焙爐師賃金の事

上等金三十錢

中等金二十錢 内外

下等金十五錢 以下

第三條

一 茶撰賃金の事

味掛金八錢

屑掛〃七錢

ただし八月以降すべて一錢下げる

第四條

一 茶製中諸雇賃金は

金十錢内外とする

第五條

一 販売は一律一定の事

ただし各郡同じ位にする事

第六條

一 茶園養成方の事

地所黒ハゲ地 土質乾地 種子選び方は中葉

蒔付は土を還して拾五粒ずつ蒔く 栽培は低木 油槽 用具

第七條

一 製造方法之事

茶摘方百日目より始め茶蒸方 一時間三十分間焙る

用具 仕上げ方 貯え方 火を充分かけて壺に入れる

荷造方

第八條

一 内外販売の手続きの事

郷之口区有文書 東10・10・25 披萃

自分の農園で茶を育てて製茶するのではなく、他より茶の芽を購入し製茶をする者は利益に応じて相応の納税をしなければならない。前もって鑑札の下付を願ひ出るように。心得違ひのない様に注意すること。この段念のため申し通す。

明治十五年五月四日

綴喜郡役所

収税係

郷ノ口村

戸長役場

郷之口区有文書 東 1 5 - 1 6

(表紙)

「雑書綴

第三区」

大正十四年五月

茶芽摘実行承諾書

田原村第二区

茶芽摘実行承諾書

大正十四年五月十九日本村区長会において決議

した、本年度より茶芽摘み採りに関する賃

金について、従来の日当を撤廃し、茶芽当りの分量によつて

定めるということを、しっかり実行します。承諾

書を提出します。

大正十四年五月二十日

郷ノ口

今西又右衛門 (印)

今西丹三郎 (印)

今西金太郎 (印)

今西庄太郎 (印)

今西良太郎 (印)

池田半吉 (印)

田中久兵衛 (印)

田中熊吉 (印)

竹本留次郎 (印)

松村友吉 (印)

松村丑太郎 (印)

堀井清次郎 (印)

今西義一 (印)

馬場猪之助 (印)

今西丑之助 (印)

馬場小三郎 (印)

馬場宗作 (印)

上野宇三郎 (印)

奥村半蔵 (印)

奥村宗伯 (印)

田村治一 (印)

田原村第二区長殿

上田安次郎 (印)
村田喜久次郎 (印)
田村清三郎 (印)
上野金之助 (印)
西出太三郎 (印)
時田甚三郎 (印)
汐見久右衛門 (印)
奥田善一郎 (印)
奥田亥一郎 (印)
吉岡新兵衛 (印)
垣見巳之助 (印)
汐見丑之助 (印)
宮本清次郎 (印)
中島久次郎 (印)
堤下亀吉 (印)
高田文右衛門 (印)
汐見芳平 (印)
並木丑之助 (印)
中島清三郎 (印)
中島卯之松 (印)
垣内吉太郎 (印)
馬場兵太郎 (印)
谷口義太郎 (印)
谷口佐次郎 (印)
今西寛三 (印)
馬場貞逸 (印)
梅田與太郎 (印)
内田孝之助 (印)
馬場治作 (印)
浅田栄次郎 (印)
小山儀太郎 (印)

郷之口区有文書 東19・44

明治四十五年五月

製茶に関する警告書

京都府茶業組合連合会議所

製茶に関する警告書

明治四十五年五月 京都府茶業組合連合会議所

明治四十四年五月、政府は法令を發し、我地方庁においても府令を公布し、着色茶その他不良茶の製造又は売買を厳禁として以来、各茶業組合ならびに当連合会議所は禁止の主意を説明し、製茶革新の時機であることを宣言し、茶の品質を改良すべき事項を詳述した警告書を数々当業者一般へ配布し或いは講話会を開き種々の方法手段によつてこの業界へ徹底することを努めた。

こうして各地へ日々検査員を派遣し、規約を励行させた結果、違反件数は少数にとどまつたが、その違反者中、罪跡判然としたものに対しては、連合会議所は規約に基き、相当な処分をするにとどめ、よく将来を戒め本人営業上の信用如何を杞憂しその筋に対する告発を見合せた。

しかしその後、取締りに関し、その筋より数々御達の次第もあり、今後当連合会議所は一層嚴重に取締り、もし違反者がいれば会議所規約に基き処分するは勿論、尚検事局へ告発することになる。この点については互に戒め特に注意を要する。よつてここに警告する

追伸 当業者の参考として法令、通牒文写、その他連合会議所

規約中直接関係のある事項を抜萃し左に掲載する

●農商務省令第十九号

明治二十二年農商務省令第七号中「販売」を「売買」に「検査の規定」を「取締りに関する規定」に改め、明治四十四年五月五日よりこれを施行する

明治四十四年四月廿八日 農商務大臣男爵大浦兼武

●農商務省令第二十号

茶業取締りに関する件を左の通り定め、明治四十四年五月五日よりこれを施行する

明治四十四年四月二十八日 農商務大臣男爵大浦兼武

左各号の一に該当する製茶を製造又は売買した茶業者は百円以下の罰金に処す。ただし第一号又は第二号に該当する製茶で本令施行の際、現に存在するものについてはこの限りではない。

一 粘質物を用いて製造したもの又は他の茶に混ぜたもの

二 物料を用いて色沢を付けたものまたは他の茶に混ぜたもの

三腐敗したものまたは他の茶に混ぜたもの

四土砂其その他不純物料を混ぜたもの

●明治四十四年四月京都府令第七十三号

製茶取締規則

●明治四十四年五月京都府令第八十五号

製茶取締規則中改正

右二回府令の條文を左に更正謄写する

第一條 本條において不正不良の製茶と称するのは明治四十四年農商務省令第二十号に該当するもの及び左の各号の一に該当するものをいう

一他の植物の枝葉で製茶に擬製したもの

二潮入茶もしくはこれに加工し又はこれを他の茶に混ぜたもの

三日光で乾燥したものまたはこれを他の茶に混ぜたもの

ただし紅茶烏龍茶、番茶はこの限りではない

四製茶の粉末を「シン」に擬製したものまたは他の茶に混ぜたもの

五碾茶で土砂を混入させたものまたは圧搾が不十分なもの

六含有水分量製茶総量の百分の六を超えたもの

七前各号の一つに類似したもの

第二條 製茶業者ならびに製茶売買業者は不正不良の製茶を製造又は売買することを禁止する

他の植物の枝葉で製茶に擬製した者は製茶業者と見

なす

第三條 製茶業者ならびに製茶売買業者は当該官公吏または警察官吏の検査を拒んではいけない

前項の場合において、当業者は当該官公吏に対して証票の提示を求めることができる

第四條 第一條第一号ないし第七号に該当する製茶を製造もしくは売買する、または第三條第一項に違背した時は、五日以内の拘留または十円以下の科料に処す

●明治四十四年十一月京都府より連合会議所会頭宛

御移牒文抜萃

昨年未、アメリカ税関における輸入茶検査の手續ぎが一定となり、中国緑茶に対しては一切化学的検査を行うが、本邦緑茶に対しては普通検査を行い、その結果、着色の事実を発見した場合、化学検査をすることになったつまり本邦緑茶に対し特に一切化学検査をする煩を避けたのは本邦に対しては特に法令を出し着色を全廃した事実により本邦製茶を信用した結果に外ならない。もし今後着色と認められる事

実が発生した時は一切化学検査を施行されるに至るのは当然のことなので、一層互いに戒め、アメリカの法規に触れ、市場の非難を招くことがないように努めないといけない。もし一品でも着色により輸入拒絶の処分に遭遇した場合は、他の正当な本邦製茶の輸出にも多大な妨害を与えることになる。もし農商務省令第二十号に違反し着色茶製造売買をするものがあれば海外輸出用か否か問わず嚴重処分をする旨その筋より通牒があつたとのこと。府庁より即移牒があつた。

●明治四十五年三月京都府より連合会議所会頭宛

御移牒文写

農第一〇〇号

本年一月二十八日付第十七号にて不正茶取締りに関する御回報によれば、昨年農商務省令第二十号及び製茶取締りに関する本府令に違反したものがいたにも拘らず、会議所は本人の信用を傷つけないためにすべて告発を見合わせたということだが、もともと着色茶又は不純物混入茶のようなものは重大な違反であるため事情斟酌に過ぎてかえつて不正茶の跡を絶たねば、ただ製茶取締りの趣旨に反するだけでなく。ひいては本邦製茶の名声を失墜するに至りかねない。今般右に關しその筋より特に通牒の次第もあるので本年の製茶についてはその罪跡明かになる場合は、法令違反として告発する方針を取り、その弊害の防止に努めるよう法令しこの件を通牒する

京都府茶業組合連合会議規約抜萃

第一條 農商務省令茶業組合規則に基き府下茶業組合と氣脈を連通し

製茶改良及び斯業の發達を計るため京都府茶業組合連合会議所を設置する

第三條 連合会議所は左の各項を目的とし、漸次その方法を設けるものとする

一製造法を改良し販路を拡張すること

二荷造法及び販売上の弊害を矯正すること

第三十六條 組合員は組合証票を受けること（行商人共）その証票は連合会

議所において一定に調製するものとする

第三十七條 組合員は製茶一貫六百目以上、番茶五貫目以上荷造売買運

搬（本支店間における輸送共）するときは（管内及び外国直輸荷物を除く）票章を貼付し、これに茶名、荷主

の住所、氏名、貼付年月日を記し消印すること

ただし個人又は団体より開港場外商人へ直売に係わる者はすべて売主よ

り貼付すること

第三十八條 票章は連合会議所において調製したものをを用いること

第三十九條 票章は荷物の封じ目又は外包のあるものは結束した所

或いは絵符その他外面から見易い所に貼付すること。また再貼付は認められない。

第四十條 連合會議所又は組合事務所はその組合員の茶荷物で票章無貼付のまま運搬するものがないか検査し、違反者があればその荷物を取り押さえ、処分すること

第四十一條 組合員は茶荷物運搬に際し、組合事務所又は連合會議所よりその荷物又は送り状を査閲し、或いは行商人に対し住所氏名組合に加入の如何等誰何し又は薦包の荷物で票章の外部に現われていないものは開放しても拒むことは出来ない

第四十二條 製茶売買は貫目建で正味量目により取引すること
小賣は百六十目を一斤とし、販賣するものとする

第四十三條 組合員間で製茶を売買するときは（管外輸出の場合を除く）売渡人より票章料として製茶一貫目につき金五厘を支払うものとする

第八章 製茶取締り及び検査

第四十四條 茶業者は左の各項に該当する製茶を製造又は売買することを禁止する

- 一 他の植物の葉で製茶に擬製したもの又は良茶に混淆したもの
- 二 故意に土砂等を混入して重量又は容量を増加させたもの
- 三 潮入茶又は腐敗茶を加工したもの、もしくは加工していないもの又は良茶に混淆したもの
- 四 茶葉に他の物料を施用して製造したもの又は良茶に混淆したもの
- 五 製茶に他の物量を施用して色沢或いは香味を付けたもの又は良茶に混淆したもの
- 六 日光で乾燥させたもの又は良茶に混淆したもの
ただし紅茶烏龍茶番茶はこの限りではない
- 七 製茶の粉末をシンに擬製したもの又は良茶に混淆したもの
- 八 碾茶で土砂が混入したもの又は圧搾が不十分なもの
- 九 含有水分量製茶総量の百分の六を超えたもの
- 十 前記各号に類似したもの

第四十五條 連合會議所は粗悪不正茶を製造又は売買し或いは茶荷物に規定の票章を貼付けていないかどうか調査するため臨時又は常任検査員を必要な區域へ臨時派出させることとする

第四十六條 検査員は會議所より特に交付する左の雛形のような鑑札を巡回の節、携帯し茶業組合員中閲覽を請うものがあればこれを示すように

表 第 号

裏 明治四十年 月

製茶検査員の証

京都府茶業組合連合會議所

検査員

氏名

第四十七條 組合員は組合事務所又は連合会議所検査員の製茶検査を拒むことはできない

第四十八條 検査員は第四十四條の各号に該当する製茶を発見したら本人へその旨を連絡し、現品を差し押え、手続書を書き、封印をして違反者の住所氏名不正茶の種類斤量の見込等詳細を記載し、直ちに連合会議所へ通告すること

第四十九條 違反者と認めたもので、不正茶ではないと主張し前條の手続きに応じない時は、検査員は調査の材料としてその現品の内、半斤以上2個の容器に入れ、見本茶を徴収し、本人又は適当な立ち合い人に封印をさせ、直ちに連合会議所へ送付し、本品には検査員が封印をして保管させ、前條末項に基づいて連合会議所へ通告すること

ただし検査を遂行させない行動に出るものがあれば、検査員は最寄警官へその旨を述べ、警察の保護を請うてもよい

第五十條 組合事務所又は連合会議所検査員において粗悪不正茶と認め、現品を差し押え又は封印をした後、連合会議所において見本品を審査の結果、第四十四條の各項に該当しないものと認められた時は、本人へその旨を報告し、封印を解除すること
この場合において、当人は組合事務所又は連合会議所に損害賠償を請求できない

第五十一條 連合会議所は第四十四條に関する違反者の通告を受けた時は、会頭は評議員会に諮詢し、違反の重軽により違約処分をすること

ただし場合により告発することがあるだろう

第五十二條 組合事務所において第四十四條に関する違反者を発見した時は、第四十八條第四十九條に準拠し、その手続きを終え、連合会議所へ通告すること

第五十三條 連合会議所は組合事務所より前條のような違反者の通告を受けた時は、第五十一條に準拠し違約処分を下す。

ただし組合事務所の通告により処分した違約金は、半額をその組合へ交付する

第九章 紛議仲裁

第五十四條 組合員中に紛議が生じた時は組長は委員と協議し、又は甲組合員と乙組合員、または数組合員との間で紛議が生じた時は、その関係の組長協議の上、仲裁することになった

第五十五條 組合員は紛議を仲裁するため、組長より召喚を受けた時は、それに応じる義務がある

第六十條 第四十四條に記載した粗悪不正茶を製造した者がいた

時は、五円以上五百円以下の違約金を差し出させ、その現品をすべて処分するように

第六十一條 第三十六條第三十九條第四十二條第四十七條第五十五條及び

第四十九條但し書に違背した者がいる時は、一円以上十円以下の違約金を徴収し、第三十七條並びに同但し書及び第三十八條に違背した者がいる時は、(票章無貼付に係るものは直ちに貼付させ) 荷物一個につき金十五銭以上一円以下の範囲内でその軽重により違約金を徴収すること
ただし組合事務所で本條の違反者を処分した時はその違約金は組合の収入とし、その旨連合会議所に特に報告すること

●経費賦課徴収方法

第一項 連合会議所の経費は左の証書及び票章により賦課徴収するものとする

- | | |
|--------------------|-----------|
| 一 証票 | 一枚につき金十二銭 |
| 一 赤色票章 (管外輸送用開港場共) | 一枚につき金七銭 |

第二項 証票及び票章は各組合事務所より現金引替会議所へ請求するもの

とし、票章は手数料として一枚につき金一銭五厘を交付する。交付金は現金引替の際に引き去るものとする

ただし組合事務所で余裕金がないため現金引替が出来ない時は、いったん後金で請求することができる。この場合は組合事務所は三ヶ月以内に取り纏め、遅滞なく連合会議所へ納付すること。もし三ヶ月以内に納付されない時は、連合会議所はその組合事務所に検臨し、この整理をさせる

第三項 組合事務所は連合会議所へ請求した証票、票章のうち、不用に

属し、その残余を返戻しようとする時はその年度内の一月三十日限り返戻すること。この期日後に返戻しても、会議所はそれに応じない。

その証票、票章に対する賦課金はその組合の負担とすること

第四項 票章に対し、連合会議所が経費を賦課する外、尚組合費を賦課する

時は、組合員にてこれを合算し、負擔すること

(貼紙)

「(農商務省令写)

●農商務省令第九号

明治四十四年農商務省令第二十号中但し書を削除し、明治四十五年七月

一日よりこれを施行する

明治四十五年二月十四日 農商務大臣男爵牧野伸顯

右改正の趣旨は昨四十四年省令第二十号により、着色茶の製造売買を

禁止し、同年五月五日よりこの法令を実施された。その実施以前に製造された着色茶は他の茶と混合せずに売買することを許されたが、今回同省令に改正を加え、着色茶は客年五月以前の製産品か否かにかかわらず、本年六月末日限り断然売買を禁止する。その目的は、今後ますます海外における本邦製茶の評価の向上を計ろうという趣にある。

しかし当連合会議所では省令発布以前から規約で着色茶の製造及び販売を禁止してきているので、客年五月省令実施以前に製造した着色茶を所有する者はいない筈だが、当業者一般注意を加え、改正法規に触るような不都合がない様に念のため警告する。

明治四十五年五月

京都府茶業組合連合会議所

郷之口区有文書 西25・14

(表紙)

「明治十六年

乙号達

自五十二号 郷之口村」

乙第五十八号

郷区役所

戸長役場

製茶は我が国輸出物産中第二等に位し、その輸出高は年一年より増加しているが、価格は却つて年々低減している景況にある。試しに明治初年頃の輸出高と近年の輸出高を比較すると、その増額は三四倍余だが、価格は製茶一斤につきほとんど三四割余りの低

(貼紙)

「製茶は我国輸出物産中云々

ただし乙第五十八号達の事」

減である。たしかに近年、茶葉製造人等に一種の悪弊があり、徒らに浮利を得るのに必死になり、旧来の焙爐製法を捨てて往々日干し色付等の濫製、粗造を行うことによるといへども、その罪はただ製造者のみに帰さない。奸商仲買の輩がその間に周施して巨利を占有するため、製造人等を誘惑し、低価の茶を粗造させ、それを良茶に混交して外商を欺くため、外商もまたその奸策を悟り、容易に国産の製茶に信用をおかず、甚しいのは良製の茶だとしても同一視して、極めて廉價でなければ取引しない。そのために製茶はますます粗悪の方に流れ、声価はいよいよ下落し、ほとんど挽回できない勢いになっている。甚だ遺憾の至りで、客年来、係りの官吏を派出し、懇々説諭していたが、尚又今回アメリカにおいて贗製茶輸入制禁を發布しようとする会議があるとのことなので、別紙の通り農務局より通知があつた。実に我が国製茶販路の開通閉塞が分かれる時局で、国産の盛衰の一端にも関係する。容易ならざること、この際製造人において一層香味沢乾燥貯蔵荷造り等に注意し、従来弊害を一掃する様に該営業者へ諭示すること。この旨通達すること。

明治十六年 四月九日 京都府知事北垣國道

(別紙) 茶業者の主意

昔、本邦茶園はいまだ多くなかった頃に、需用が急増した際に、茶葉の中に柳葉或いはクコの葉等を混ぜたものがあつたが、近来は我が国の茶の信用が海外において失われ、供給の高需用に超過し、価格を落とし、それが労働費用とつりあわず、かえつて茶樹を抜き去り、他の作物に換えようとする景況である。さらにまた他の葉を混ぜるようなひどい贋造者はいないと
 思うが、猶大いに憂慮することがある。それは日乾粗製及び乾燥貯蔵荷造り等をきちんとしていないので、固有の香味色沢を變敗させていることである。又外国商人は徒らにその外貌を飾り、客の興味をひくため中国緑茶の製法にならい、薬品を用いて粗製茶に着色をし、今や平然として怪しまない。かえつて今日普通の事となるに至っている。

貿易の初めにあたり、此等の弊害が少ないために我が国の製茶は大いにアメリカ消費者に評価され、生産者はその評価を受けて良製に尽力して怠らなかつたが、近来外商輩が競つて粗製茶に着色をし、消費者を欺こうとするのでその購買する所の茶葉の価格と正当な茶と粗悪な茶の釣合いが失われ、精製の利益は粗製の利益に及ばなくなつた。しかし他に売る方法がないのでやむを得ず居留外商に放売する。しかし我が国の茶商はその消費者の信用を知る術がなく、徒らにその損失を補おうと欲して、精製茶に日乾等の粗製を混合し、或いは斤量を減らすのを惜しみ、仕上げ乾燥を粗漏にし、或いは競売に励み、貯蔵荷造りを不完全にさせ、一時の利益を欲して却つて緊要な香味色沢を變敗させ、非常の損害を招いている。

これらは皆眞実である。外商はこれに乗じてますます廉価に茶を購求し、巧みに着色して精品に混合し、消費者を欺くという手段を取っている。いよいよ我が国の茶の信用は失われ、輸出額が減少するに至っている。

およそ贋製茶をする人に害の原因があるのは明白である。イギリスにおいては先に条例を發行し薬品を用いて着色した緑茶の輸入を禁止した。(着色が少量なら許可する) オーストラリアウイクトリア洲ではまた昨十五年二月すでにこの制を

設けている〈着色制限あり〉しかし我が国製茶を消費するアメリカではなぜかこれまでこれを緩慢にしていたのか疑問であるが、今や左の報告を得た

贋製茶輸入制禁條例

第一條 一八百十三年七月一日以降贋製

茶をアメリカへ販売するため輸入することを禁止する

第二條 すべての茶葉及の茶と称する他葉等は外

国から輸入するにあたり、通関前に送品目録に記載の通りその品質が純粋かどうか検査し、その価格を鑑定すること

第三條 右検査で茶葉に雑品の贋造物を

発見し、分析の上、飲用に適さない危害物と認められた時はその事実を送品目録に記載すること。このように有害であることを送品目録に記載された茶或いは茶と称する他葉等に対して、その持主または荷受主は再びその検査を出願することができる。前検査が誤りであつたと発見されるまでは決してその通関を許されない

第四條 再検査でいよいよ贋製物であると発

見された時は、その茶は税関に留置すること。ただし持主又は荷受主はアメリカにて生じる保管料及びその他の雑費を支払う充分な保証を立てるなら、再検査の六ヶ月中はアメリカ外へ再出することができる。しかしその期限を経過する時は税関官吏はその物品を没収し持主又は荷受から再輸出にかかる諸入費をアメリカに対し弁償すること

第五條 茶質検査及び価格鑑定はその輸入港の

品評官がすること。また品評官のいない港では租税官吏がすること

ただし大蔵卿の指図がある時はその限りではない

この條例がもし発布すれば本年七月一日からこれを実施し、厳しく濫悪茶を防いでその跡を絶とうとするものである。あたかも我が国の茶の輸出の季節にあたり当業者たる者、しつかり専心し悪弊を一掃し、ますます日本茶の隆盛進殖を図るように【去る十三年の頃より我

国の純粋な本色茶はややその輸出額を増加し既に昨十五年には輸出総額およそ三分の一すなわち一千万斤を輸出したとの

こと】もし今日少しでも改良を怠れば、内は不測の損敗を生み、外には我が国産の声価を失い、遂にはふたたび挽回の機会がなくなることになる。どうして猛省しないでいられよう。よつて左に改良の要点を示し、当業者が特に注意するように望む

第一 培養摘葉に注意し、茶の香味色沢を佳良にする事

第二 日乾茶を止め、他の便利な製法に改良する事

第三 仕上げ乾燥を十分にすること
附乾燥器を改良する事

第四 貯蔵を精密にし、荷造りを完全にし、変味変色を防ぐ事

明治十六年

農務局

(御用印刷 商報會社)

郷之口区有文書 東20・63

(表紙)

「往復書類綴

区長」

謹啓清澄の秋、いよいよ涼味を感じる時候となりましたが、
貴下ますます御多祥とのこと、奉賀いたします。

さて先般、鉄道省小荷物郷ノ口集荷所が設置されましたが、
その後取り扱い個数が僅少のため、今のままでは撤廃も
仕方がない状態です。通販組合員には奮起して利用して頂きたいが、
なにぶん現在は製茶出荷閑期で出荷個数も思うようになりません。
よつて来る九月十六日午後一時より郷ノ口公会堂で通
販部総会を開催し、存続対策に付き協議したいと
存じます。同所の興亡はひとり我々通販部員の福利
だけではなく、本郷交通機関上、大なる役割をなすものと思
われますので、有力者各位の御高配と御援助を賜り、
永遠に存続できるよう御意見を拝聴したく、
御繁忙中と存じますが、御臨席の栄を煩したく
恐縮ながら書面にて御願ひ申し上げます。

昭和八年九月十四日

会場田原郷茶盛組長 潮見久右衛門

副組長 垣口磯太郎

通販部

郷之口区有文書 東20-64 24-26コマ

昭和十三年八月五日

田原村茶業小組

第二区長

垣内吉太郎殿

御依頼

今般聯合會議所より別紙の警告書が配布

されましたので、誠に御繁忙中恐縮ですが、

何とぞ宜しく御願ひ申し上げます。

御承知の通り、鉄材の使用制限により、製茶機械の配

給台数にも制限を加えられる事になりました。尚相当高価

を予想しますので、組合員各位におかれましては、従来の製

茶機械をなるべく大切に使用し、破損部分は修繕等

をして使用されるよう特に御願ひ申し上げます。

尚警告書の通り、機械の売買に関して、新たに規約を

変更し、無断で売買する時は違約処分される

事になりますので、併せて御了承下さい。

警告

長期抗戦に対応するため、近頃物の節約を高唱されて居ります

が、既に御承知の通り、製茶機械に必要な鉄材の使用も制限さ

れることになりました。今後製茶機械の十分な配給は困

難な状態にありますので、現在皆さんが所有されている製茶機

械を一層大切に有効に利用することが最も肝要でありま

す。殊に一時の利益に惑わされて他府県へ移出する様な事があ

つては本府製茶の生産に支障を来すこととなりますから、この点

をよく御了承の上、そのような事のない様に特に御注意下さい。

つては、今回本所規約の一部が左の通り改正されました。その手続き

を怠るときは、違約処分となりますから御注意下さい

第五十一條 製茶機械を購入しようとする者は、あらかじめ機械の種類、名称、台
数及び購入先を記載した書面を書き、所属茶業組合を経て本所に届出ること

第五十一條ノ一 組合員で製茶機械を売買、譲渡もしくは使用権を移動しようとする
時は、所属茶業組合を経て本所に届け出て会頭の承認を受けること

廃棄の場合は所属茶業組合を経て本所に届け出ること

尚詳細は郡市茶業組合へお問い合わせ下さい

昭和十三年七月

京都府茶業組合聯合會議所

組員各位

郷之口区有文書 東20・64 27・28コマ

昭和十三年九月二十八日

田原村茶業小組

第二区長

垣内吉太郎殿

統制製茶機械募集に関する件

製茶機械設備改善奨励のため、昭和十四年度に
おいても工場の新設又は増設のため統制製茶機を購
入する場合は、前年同様補助金を交付します。

ついでには別紙申込書を御送付しますので、貴区内当
業者に御周知の上、募集について格別の御配意を
煩わしたく、御願います。

尚募集期日は製作工場の都合その他の関係上、
例年より一ヶ月繰上げ（十月三十日迄）ましたので、なるべく
早く御申し込んでもらいたく、あわせて御願
申し上げます。

製茶機械価格は別紙を御参照下さい。

昭和十四年度統制機械価格表（工場渡）

〔表後載〕

備考 臨時助成金は昭和十二年度価格の値上り高の一割五分 普通助成金は
同年度価格の二割とする。分離機は二手二〇円、三手四〇円、四手五四円高

種別	規格	十四年 度価格	十二年 度ヨリ 値上ガ リ価格	助成金			差引	製作工場
				普通 助成	臨時 助成	計		
粗揉機	三尺 五寸	二七七 〇〇	一二三 〇〇	三〇 八〇	一八 四〇	四九 二〇	二二七 八〇	松下工場
全	三寸	二四六 〇〇	一〇九 〇〇	二七 四〇	一六 三〇	四三 七〇	一〇二 三〇	全
全	二尺	一八一 〇〇	七八 五〇	二〇 五〇	一一 七〇	三二 二〇	一四八 八〇	全
中揉機	四貫	一九九 〇〇	八五 〇〇	二二 八〇	一一 七〇	三五 五〇	一六三 五〇	橋本工場
全	三貫	一八三 〇〇	七八 五〇	二〇 九〇	一一 七〇	三二 六〇	一五〇 四〇	全
精揉機	四手	三九〇 〇〇	一五八 〇〇	四六 四〇	二三 七〇	七〇 一〇	三一九 九〇	川崎工場
全	三手	二七五 〇〇	一一三 五〇	三二 三〇	一七 〇〇	四九 三〇	二二五 七〇	全
全	二手	二二五 〇〇	九一 〇〇	二六 八〇	一三 六〇	四〇 四〇	一八四 六〇	全
蒸機	大型	一〇四 〇〇	三六 〇〇	一三 六〇	五 四〇	一九 〇〇	八五 〇〇	松下工場
全	小型	八〇 〇〇	二八 〇〇	一〇 四〇	四 二〇	一四 六〇	六五 四〇	全

郷之口区有文書 東20・64 29コマ

昭和十三年十一月十五日

田原村茶業小組

垣内吉太郎 殿

茶種苗の輸出防止に関する件

標記の件に関し、その筋より左記の通り通牒がありましたので、当業者及び種苗商に対しその主旨の徹底を御配意されたく右移牒致します。

記

茶種苗の輸出防止に関する件

茶業は我が国の重要輸出産業の一つで、海外の於ける茶業者と競争関係に在ることを鑑み、茶種苗の海外輸出を防止する様にしたいので、その旨御了知の上、右趣旨に副うよう管下関係団体及び当業者を御指導されるように。命令により此の旨通牒します。

郷之口区有文書 東20・64 30・31コマ

昭和十四年二月六日

田原村茶業小組長

奥田光賢（印）

垣内吉太郎殿

製茶能力増進機械製茶設備奨励に関する件

この度、事変により労力不足のため、茶業経営上支障を
来している者が多いことを鑑み、製茶機械の共同利用により製茶
能力を増進させ農産資源の開発を図ることが緊要
となっております。昭和十三年度臨時対策施設として、共同機械製
茶整備を奨励したところ、昭和十四年度においてもこの制度が必
要と認め、引続き奨励金を交付する見込みとなりました。

御了知の上、貴部内関係方面へ周知奨励につき格別の

御配意をいただきたく、

右移牒します。

（但し申請書は二月二十日までに知事に提出する必要があります）

郷之口区有文書 東20-64 32-33コマ

昭和十三年六月三十日

田原村茶業小組(印)

郷之口区長

垣内吉太郎殿

茶葉摘採改良講習会開催通知の件

近頃、婦女子の労力が不足していると聞き及び、茶摘婦の雇用に困難を来たす現状です。しかも摘採量が僅少で茶業経営上、摘採に多額の費用を要しています。これを改善するのが目下の急務と考えています。ついではこの度、聯合会議所で来る七月九日、左記計画で茶葉摘採改良講習会を開催しますので精々御受講下さい。この段御通知かたがた御依頼申し上げます。

記

一日時 七月九日

一場所 田原小学校茶園

一教師数 二名

一講習方法 鹿児島県両手摘

自午前九時 講義及び実演

至正午

自午後〇時 実習、実地指導

至〃四時

午後四時より講評

一講習生 女子青年学校 高等学校女生徒

女子青年団 生産家子女

郷之口区有文書 東20・64 33コマ

御知らせ！！ 田原村茶業小組

いよいよ二番茶の季節も日一日と迫つてまいりました。茶況は依然として現状維持？否向上の一路をたどつています。然し物価はだんだんと騰貴して居りますので、このまま行けば二番茶も多額の費用を要して生産もだんだんと減少するのではないかと観察されています。ついでには二番茶の生産を増加するためには、経営の改善をはかる事が目下の急務と存じまして、過日役員会を開催して、差し当り、労賃の節減を左記の通り決定しました。何とぞ御承知下さいまして是非御実行下さるようお願いいたします

一 茶摘賃 焙炉賃 雑役夫 それぞれ初茶より二割下げ
一 賃採代 初茶より十銭下げ

郷之口区有文書 東20-64 40コマ

癸第六〇四号

昭和十四年五月二十八日

綴喜郡田原村役場 (印)

各区長殿

製茶終期に於ける勤勞奉仕並びに勞力

運用方依頼の件

軍人遺家族の勤勞奉仕に関して、始終御高配

を煩しておりますが、目下製茶終期に際し、左記事項

につき特に御配慮の上、貴区内の事情に即して機宜

の御処置をお願いしたく御依頼します。

記

一、軍人家族で勞力不足等のため茶摘みが遅れている者に対しては、早く済むように家から茶摘みその他の勞力を融通してあげ、機械の設備がある家は、なるべく採賃を安くして賃採の便宜を与えること

二、右のような十分な手助けをしてあげられない家庭に対しては茶摘番や茶刈等に勤勞奉仕をすること

本件は国防婦人会、青年団、女子青年団へも区

長と協力するようにと協力依頼をいたしましたのでよろ

しく御願ひ申し上げます。

郷之口区有文書 東9・25・1

両村の合併をお願いする件につきお伺い

綴喜郡第三区

上町村

下町村

右両村の田畑はすべて入り組んでいます。以前は郷ノ口村と称し、一村であったとかねてより伝承されています。今般地券を御渡し願うについて、現在の村名を廃止して両村を合併して郷ノ口村と称すよう仰せ付け下さいと、先日九月二十日、童仙房庁へお願いしましたが、御調べの上、以前郷ノ口村と称していたという証拠の書類を差し出すようにと仰せ渡されたので、すぐに書類を四通差し上げ置きました。何卒御仁恵をもつて願いの通り、従前の村名を廃止して、今般地券御印証の件も郷ノ口村と御認め御下げ渡し下されば、ありがたく存じます。恐れながらこの件御伺い申し上げ奉ります。以上

上町村

壬申年（1872年）十一月二十日

戸長 並木善五郎

同 田中茂右衛門

下町村

戸長 今西又右衛門

同 今西庄助

右の通り相違ありません。よつて奥印致します。以上

区長 細谷清右衛門

京都府知事

永谷信篤殿

郷之口区有文書 東9・25・3

合併の件について願ひ上げ奉る口上書

綴喜郡第三区

上町村

下町村

一今回地券御下げ渡しとなつたことにつき、上町村と下町村は入り組んだ地所なので両村を合併し、郷之口村としたいと御願ひしたところ、往昔、上町と下町に分れた理由について古書証拠等ないかとの御内諭がありました。早速当村も調査しましたが、現在所有している書類にはしかと分りかねます。古人の言い伝えには寛文、天明両度の出火にて郷蔵等類火し、その際古書が悉く焼失してしまいました。尚村内の帳面等も残らず焼亡したとのことです。現在残っている書類には別紙差し上げます。元寺社御改普請願等の御裏書など合わせて五通御高覧下さい。尚また旧幕府御支配の際には京都奉行所へみな郷之口村と認めて万事差し上げてきたとの事です。何とぞ御憐察の上、合併御許容下されればありがたき仕合せに存じます。以上

右郷

上町村

戸長田中茂左衛門

明治五壬申年十一月

戸長並木善五郎

下町村

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

副戸長山中為右衛門

区長細谷清右衛門

京都府知事長谷信篤殿

合併の件について願ひ上げ奉る口上書

綴喜郡第三区

上町村

下町村

一今回地券御下げ渡しとなつたことにつき、上町村と下町村は入り組んだ地所なので両村を合併し、郷之口村としたいと御願ひしたところ、往昔、上町と下町に分れた理由について古書証拠等ないかとの御内諭がありました。早速当村も調査しましたが、現在所有している書類にはしかと分りかねます。古人の言い伝えには寛文、天明両度の出火にて郷蔵等類火し、その際古書が悉く焼失してしまいました。尚

村内の帳面等も残らず焼亡したとのことです。現在残っている
書類には別紙差上げます。元寺社御改普請願等の
御裏書など合わせて五通御高覧下さい。尚また旧幕府
御支配の際には京都奉行所へみな郷之口村と認めて
万事差し上げてきたとの事です。何とぞ御憐察の上、
合併御許容下されればありがたき仕合せに存じます。以上

右郷

上町村

戸長田中茂左衛門

明治五壬申年十一月

戸長並木善五郎

下町村

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

副戸長山中為右衛門

区長細谷清右衛門

京都府知事長谷信篤殿

郷之口区有文書東9 - 25 - 4

歎願奉る口上書

綴喜郡第三区

上町村

下町村

一先だつて以来より再度願ひ上げています通り、合併の件につき、もうそろそろ地券御印証御下げ渡しになるかと思つておりますので、別紙絵図を添えます。御高覧の通り、入り組んでおります。何とぞ格別の御心にて前願の通り合併して郷之口村とするよう仰せつけ、地券を御認め御下げ渡し下されればありがたく存じます。以上

右村

明治六年二月

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

戸長田中茂左衛門

戸長並木善五郎

副区長山中為右衛門

区長細谷清右衛門

京都府知事

永谷信篤殿

歎願奉る口上書

綴喜郡第三区

上町村

下町村

一先だつて以来より再度願ひ上げています通り、合併の件につき、もうそろそろ地券御印証御下げ渡しになるかと思つておりますので、別紙絵図を添えます。御高覧の通り、入り組んでおります。何とぞ格別の御心にて前願の通り合併して郷之口村とするよう仰せつけ、地券を御認め御下げ渡し下されればありがたく存じます。以上

右村

明治六年二月

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

戸長田中茂左衛門

戸長並木善五郎

京都府知事

永谷信篤殿

副区長山中為右衛門
区長細谷清右衛門

郷之口区有文書 東9 - 25 - 5

(包紙)

「上町

下町合併書紙」

綴喜郡

上町

下町

右両村合併を申し付ける。

向後郷ノ口村と称するように。

明治六年

四月 京都府知事長谷信篤

郷之口区有文書 東9 - 25 - 6

綴喜郡

上町

下町

右両村合併を申し付ける。

向後郷ノ口村と称するように。

明治六年

四月 京都府知事長谷信篤

原紙は

下町村で

所蔵している。

郷之口区有文書 東9 - 25 - 7

恐れながら御請書

綴喜郡第三区

上町

下町

右両村合併の件を御聞き届け下さり、ありがたき仕合せに存じます。今後、郷之口村と称します。よつて御請書を差し上げます。以上

上町

戸長田中茂左衛門

戸長並木善五郎

明治六年四月十二日

京都府知事

長谷信篤殿

郷之口区有文書 東9 - 21

恐れながら御請書

綴喜郡第三区

上町

下町

右両村合併の件を御聞き届け下さりありがたき仕合せに存じます。今後郷之口村と称します。よつて御請書を差し上げます。以上

下町

戸長今西又右衛門

戸長今西庄助

明治六年四月十二日

京都府知事

長谷信篤殿

郷之口区有文書 東9 - 26 - 1

(表紙)

「明治六年四月十五日

合併連盟簿

郷之口村」

綴喜郡第三区上町村合併の件につき

下町村

書記

改め郷之口村

一 高百七十一石七斗六升 元下町村

一 高百二十八石二斗八升八合 元上町村

右高合せて三百石四升八合なり

右年貢米の取立の件は、これまでの通り2割で

取り纏め、すべて合せて上納するように。

一 明治五年七月より地券の御改正を

仰せられたので、地所取り調べの際、甚だ混乱致しました。尚両村

田畑山林とも入り組み、かつ田畑に小物成見取等組み入った土地が

あれば、地券御渡しにも御手数をおかけして申し訳ない

ので、両村合併の示談を数度致し、同年十月

五日初めて出願いたしました。しばらく見合せておりましたが

御沙汰がなく、その後再び願い上げましたところ、

京都府より東京府へ御引き合せ

になり、漸く明治六年四月十二日御出張

童仙房庁より召し出され、当時の戸長今西

庄助、並木善五郎が呼ばれ、別紙御聞き届け

書を頂戴致しました。これについては、元上

下町五組番号かつ地所の番号等まで詳しく

取り調べ組替え改正したので、後来に到るまで決して心得

違いをせず、相互に故障等ないようにします。この度

洩れなく連印を書記致します。

村中連盟

今西又右衛門

今西弥兵衛

馬場市兵衛

池田長兵衛

馬場九兵衛

今西藤兵衛

今西庄助
藤本惣右衛門
栢山右衛門
田中徳兵衛
馬場重右衛門
宮本清兵衛
今西新次郎
馬場源四郎
馬場市郎右衛門
皆川弥太郎
馬場徳右衛門
松村五左衛門
浅田善次郎
田中与治兵衛
田中安吉
馬場源兵衛
馬場源三郎
竹本金五郎
大谷喜右衛門
黒川九郎右衛門
堀口多兵衛
堀井治郎兵衛
奥谷武左衛門
今西儀兵衛
馬場善太郎
馬場庄兵衛
今西為次郎
馬場ぬい
馬場市三郎
梅田善助
馬場嘉七
今西新左衛門
藤野庄兵衛
藤野喜助
井山平三郎
今西傳右衛門
井山平右衛門
奥村宗左衛門

垣内傳四郎
並木茂兵衛
田村茂助
玉門忠次郎
奥村久兵衛
小山儀兵衛
鴫田長兵衛
西山正次
田中茂左衛門
谷口善三郎
田中伊右衛門
田中伊三郎
川勝九兵衛
並木半助
青木重右衛門
中嶋喜右衛門
谷口五兵衛
田中茂兵衛
並木善五郎
橋本嘉助
上田久右衛門
西山六兵衛
今西又次郎
谷口五郎兵衛
田村庄兵衛
奥田弥太郎
馬場角右衛門
中嶋弥兵衛
上田弥左衛門
今西又右衛門
垣内太左衛門
小山丑之助
馬場徳兵衛
並木喜兵衛
田村政次郎
田村次郎吉
田村源右衛門
垣内久兵衛

川勝ならへ
潮見平次郎
潮見久右衛門
田村三郎助
上田忠兵衛
泉伊左衛門
桑田傳右衛門
田村又兵衛
谷口源七
潮見なか
並木重兵衛
内山虎吉
並木弥平次
佐藤五兵衛
佐藤伊兵衛
桑田喜兵衛
並木重郎兵衛
田村又右衛門
上野長八
並木やつ
中島彦兵衛
奥野卯右衛門
池田勘三郎
辻村重次郎
中島弥右衛門
奥田仙助
浦谷利兵衛
谷口又五郎
田村弥三郎
谷口又七
馬場権次郎
奥田治兵衛
並木庄兵衛
高屋助人郎
神田省吾
黒川久左衛門
梅田孫右衛門
新清兵衛

今西六左衛門
梅田次三郎
奥井佐助
今西五郎左衛門
新茂三郎
大谷忠五郎
今西平左衛門
馬場次右衛門
宮本作左衛門
黒川与右衛門
新新三郎
今西与八郎
馬場藤四郎
内田甚助
馬場吉兵衛
馬場為三郎
松村傳兵衛
今西市右衛門
井山勘兵衛
馬場次郎左衛門
中嶋豊七
馬場弥兵衛
淺田安平
梅田武助
田中六兵衛
田中安兵衛
林熊次郎
松下松之助
向井庄左衛門
伊藤忠兵衛
長谷川龜右衛門
吉田小平治
田中善三郎
今西喜兵衛
大石幸助
本田忠兵衛
明石長兵衛
上林長右衛門

明治六年四月
十五日

郷之口村

黒川くに
奥谷伊兵衛
海野半七
田村武兵衛
中嶋弥一郎
伊藤五助
戸長今西又右衛門
戸長今西庄輔
戸長田中茂左衛門
戸長並木善五郎

右の通りです。以上

郷之口区有文書

主要文書史料解説

付表：「茶役記載分免状・皆済目録一覽（上町村）」
「茶役記載分免状・皆済目録一覽（下町村）」

郷之口区有文書 主要文書史料解説

加島美和

はじめに

郷之口区有文書とは、宇治田原町公民館にて保管されていた文書群の総称である。区（近世においては村）が所有していた文書であるため、その内容は法令、布達などの行政文書的な資料が多い。また、その作成年代も、明治以降の近代文書が多く、近世のものは少なかった。

今回の資料調査では主に茶業に関する文書を抽出して資料番号を付して撮影をし、目録を作成した。本報告では、近世から近現代にかけてこの地方で行われてきた茶業の様子がうかがい知れる資料を何点か取り上げて解説する。

なお、「東3・43」、「西25・14」などの記号は、資料調査時に文書に付けた資料番号である。本稿では文書の初出時に（東3・43）というような表記を文章中に挿入するなどして、該当文書を特定している。

一、茶の生産と年貢

東3・43では、享保17年（1732）、上町村と下町村が連名で年貢の減免を願い出ている。その言い分は、近年は茶の値段が下がっているため年貢が払えず、飢えに及ぶ者が多数出てきた。よって今度の新開地調査の対象となっている茶畑に対しては年貢を非課税にして欲しいというものである。

上町村と下町村は実際どのような年貢を納めていたのか。郷之口区有文

書には、寛文元年（1661）から明治9年（1876）にわたる上町村と下町村の皆済目録や免定が断続的に70点ほど残っている。延宝2年（1674）の「子年御取ケ納払之事」（東3・42）では上町村の茶役（茶に対する課税）は米7石2斗2升で420匁9分3厘の銀納となっている。

これが上町村と下町村の両村における最古の、茶役が出てくる年貢割付状である。その次に古い延宝6年の皆済目録（東8・2・1）には茶役がないが、その次の元禄7年（1694）の免定（東8・1・1）には茶役銀が12匁4分1厘となっている。一方、下町村最古の茶役は天和元年（1681）の免定「酉年御取ケ之事」（東8・3・2）で、その茶役は8匁1分5厘であった。以降両村ともこの茶役は明治時代になるまで同額で徴収されていた。明治元年（1868）から茶役は、上町村が永206匁8分、下町村が永135匁8分となる。「永」とは、もともとは中国銭の永樂通宝の略語だったが、金の単位で使用されるようになった。これにより納税は、銀納から金納へと変化したことが分かる。

本来茶は米以外の作物なので、小物成に含まれるはずである。しかし上町村と下町村の皆済目録や免定では、わざわざ「茶役」という税項目が設けられて小物成とは別に税を納めているというのが特徴的である。

また、年貢高が一定ということは、新たに開墾すればそれだけ利益が得られることを意味する。新たに茶畑を開墾することで村はどれだけの利益を得ていたのか。このような村のやり方に対し、幕府が全く無施策であった訳ではない。天保14年（1843）に作成された「御申渡請印帳」（東6・21）は、「御取箇筋御改革」（年貢改めのお達し）が下り、「御料所」（幕領）である上町村と下町村の村民達が連名でその旨を了承したという

印を押した書面である。その中で、従来定めていた年貢の徴収法には様々な問題点があるため、正しく年貢が徴収されていなかったと指摘されている。即ち、年毎に年貢の徴収量を検見で定めて徴税している村では、原則として毎年年貢率を割り出す調査をしなければならない。にもかかわらず、ろくに状況確認調査もなく一定の年貢率が継続されてきた。ゆえに新たに開墾した田や、収穫高が低い田に対する年貢の免除が何年たつてもそのままになっている。また悪地を言い訳に収穫高を少なく見積もるといった、村人の不正な申告が横行し、その結果、年貢の減免が異常に多くなっている。また、毎年一定の割合で年貢を徴収する定免の村も、しきりに凶作であると申し立て、検見で定めた年貢を払いたいと申請したり、収穫量の査定においても、大げさに不作を訴えて年貢を割り引かせたり免除させたりしているという。以上から、村人たちは自分たちの利益を守ろうと様々な手段で年貢の軽減を実現してきたこと、それを察した幕府が規制を強化して年貢徴収体制の立て直しを図っていたということが分かる。

そうした幕府の思惑から、年貢改めが行われたのだが、結果はどうだったのか。上町村と下町村の両村に関して言えば、先述した皆済目録と免定から、明治時代になるまで年貢率が一定であったことが分かる。幕府の年貢徴収制度の立て直しはそう簡単にはうまくいかなかったようである。

二、煎茶の流行

安政6年(1860)に煎茶が流行していたということが分かる資料(東3・70)がある。この資料によると、上町村、下町村の庄屋が「淀土砂

方」(伏見にあった淀藩が命じられていた土砂留奉行職)に対し、老中村の畑の作替えをしたいと訴えている。その畑では、従来百姓が「甘茶」(アマチャヅルカ)を育てていたが、その百姓が困窮するようになったため、草が生い茂り、甘茶の株が弱ってきた。そこで甘茶を止めて「煎茶之実」に植え替えたというのだが、その理由として、煎茶は「当時流行」しているからと述べている。生い茂った草を刈って茶木に植え替えるという手間をかけても、採算が取れると判断したのであろう。安政6年には煎茶の人氣が高まり、その煎茶の流行を受けて、百姓が煎茶の生産に積極的に乗り出していたことが分かる。

三、近代における製茶

明治12年(1872)に伊藤博文と大隈重信が発行した、宇治製法の茶を賞する表彰状のコピー(東19・24)がある。その内容は、宇治製の茶が人民の嗜好に適し、内外販布して国益を上げているので表彰するというものである。明治12年の日本にとって、宇治茶は内外問わず需要があり、主要な輸出品の一つであったことが分かる。

東16・26は大正2年(1913)度製茶品評会の出展要項である。その要項によると、審査対象は手揉みと機械製とに分かれている。つまり大正期には、製茶は機械製茶と手揉み製茶とで区分され、それぞれの中で品質が評価すべきものとなっていた。すでに機械製茶は大量に生産されて、製茶業界において独自の地位を確立していたことが分かる。機械製茶と手揉み製茶はそれぞれのカテゴリー内で品質を競いながらともに発展させて

いこうという、製茶品評会の意図が見える。

また、市場が拡大していくなかで、製茶業に従事する人たちの労働条件や製品の品質の均質化と安定化が図られるようになった。東18・74は製茶に関する約定書の断簡であるが、それによれば、茶摘み人や焙^{ほいろし}爐師などの賃金、茶園の土作り、種のまき方等が規定されている。従来製茶業者毎で費用や作成法は自由であったはずである。この資料の差出人は不明だが、生産やそれに関わる人も含めて、茶は管理統制される対象になったことは分かる。

東10・10・25は製茶業者の納税を促す資料である。郷ノ口村の茶製業者の中には、村内に茶農園を持ち、そこから収穫した茶で茶を製造している者だけでなく、他所から茶芽を購入して製茶をする者がいる。その者達に対して納税を求め、明治15年(1882)に出された綴喜郡令である。宇治茶は、たとえ宇治地方以外の土地産の茶を混ぜたとしても、宇治地方で調合すれば宇治茶となる。この背景から、宇治地方に茶園を持たない製茶業者達も少なからず存在していたと考えられる。明治の半ばとなり、宇治地方に土地を持たない製茶業者達に対しても漏れなく納税させるシステムが構築されたのである。

東15・16は、大正14年(1925)に田原村第二区長宛に茶業者たちが出した誓約書である。茶芽摘みに対する給与を、時間給ではなく、歩合給で支払うことを誓約している。宇治田原町で調査した近世文書の中の茶業に関する帳簿(例えば潮見博司家文書43「生茶買目帳」)などから、従来茶摘みは日給または時間給で賃金が支払われていたことが確認できる。

国は、製茶業における給与もまた歩合給に統制するようになったことが分かる。

規定は品質や労働者の安定のためだけではない。東19・44は、明治45年(1912)、茶業者達の違反や不正に対して出した、京都府茶業組合連合会議所による警告文である。農商務省令や府令など、茶に関する法令を添付している。その中の移牒文において、従来から着色茶や不良茶(他植物混入、日干しなど)を禁止する法令が出されていたにもかかわらず、連合会議所は、違反した製茶業者の将来を鑑みてその事実を告発しなかったことが明らかにされている。その他の移牒では、アメリカ税関の輸入茶検査の手続きは、中国茶に対しては「化学検査」をしているが、日本の緑茶に関しては一切「化学検査」をしていない。それは法令を出して着色を全廃したという事実から、日本の製茶を信用したからである。もし着色が発覚すれば信用を失い、市場の非難を招くことになるので改めて不正茶を禁止すると述べている。茶の需要が高まるなか、不正も横行されるようになった。それが日本の茶全体の市場価値が低下するほど深刻になったので、ついに本格的に規制をかけた始めたということになる。

また西25・14は、明治16年(1883)発行の海外輸出茶に関する京都府令の抜萃である。価格が低減している原因として、旧来の製法を捨てて粗造をしたり、「濫製粗造」した茶を混ぜたりして「外商」(製茶輸入業者)を欺こうとする。よって彼らもそれに対抗して例え良茶であっても低価で取引しようとする。ゆえに茶業者たちは人件費などが賄えなくなり、さらに低価な茶を作るようになっていくという悪循環を指摘し、賤茶、不良茶を厳しく規制する旨を傳達している。

以上から、市場の拡大と機械化により販売競争が激しくなるにつれ、不良品が生産されるなど不正が行われて製茶業界全体の信頼が損なわれる恐れが出てきた。その結果、製茶業者の統制が進められていったことが分かる。

また茶の輸送にも変化が見られる。東20・63は、区長と田原村農会とがやり取りをした書類綴である。その内に、「鉄道省小荷物郷ノ口集荷所」が、利用者が少ないため撤廃されようとしているので存続対策を協議したいという田原郷茶盛組からの訴状がある。集荷場が「本郷交通機関上、大なる役割」を持つていると主張していることから、主に鉄道を利用して茶を輸送しようとしていたことが分かる。さらにこの書面は田原郷茶盛組通販部つまり通信販売で茶を販売している茶業者たちが訴えていることから、この文書が作成された昭和8年（1933）には、茶業者たちは顧客から注文を受け、鉄道で茶を輸送して販売するようになっていたようである。しかし、せっかく設置した集荷場ではあるが、思った以上に荷物が集まらなかった。宇治田原町の主な出荷品は茶であるが、その出荷盛期であったとしても、まだ荷物が少ないということが分かる。まして出荷閉期など存亡の危機と感じられるくらいの有様だというのは、当時の宇治田原町の茶の販売が想定したより少なかったということになる。その上、集荷場がなくなれば、宇治田原町からの荷物輸送量がさらに少なくなるとは明らかである。茶の通信販売を維持、促進するためにも、茶業者たちはこの集荷場をどうしても存続してもらわなければならないのである。

四、戦時中の製茶業

東20・64は「照会綴」という、昭和11年（1936）から昭和14年（1939）の行政復文書綴である。この中から、戦時体制下の宇治田原町の製茶業に関する資料を抜萃し、翻刻をした。以下、その一部をピックアップして解説を加える。

昭和13年（1938）8月、京都茶業組合連合会議所から、鉄材使用制限を受けて、現在使用している製茶機械が作動不能にならないように大切に使用すること、他所への譲渡や売買を厳しく制限するなどの指令を出している。すでに茶業において機械の使用は欠かせず、その数や能力は生産量の増減に直結していた。その機械の購入や修理が出来なくなることは、茶業組合にとって深刻な問題であった。鉄材が不足した時代において、いかに機械を大量に保有し、他所へ流出を防ぐか。従来製茶業者個人の所有物である機械は、茶業組合の中での共有財産のようなものになっていることが分かる。

「統制製茶機械募集二関スル件」は、昭和13年（1938）9月、「田原村茶業小組」が、補助金を出すので製茶機械の購入を促したいと区役所に申請している資料である。物資が限られた時局であるため、茶業組合は補助金を出してまで機械の新設や増設を勧めていることが分かる。また、別表には、具体的な製品名や型番は不明だが、製茶機械の製造工場や大体の規格と価格が記載されている。当時の宇治田原町でどのような機械が推奨されていたか、どれくらいの補助をしていたのかが分かる。

昭和13年（1938）11月15日「茶種苗ノ輸出防止二関スル件」では、茶種苗を輸出することが禁止されている。「通牒」では、茶業は「我が国の重要輸出産業の一つ」と書かれていて、日本茶が海外からの需要が

高かったことが分かる。戦時中にも製茶の輸出を制限していないことから、外貨獲得のための重要な輸出品として茶を位置付けていたことになろう。

「製茶能力増進機械製茶設備奨励ニ関スル件」は昭和14年(1939)2月に田原村茶業小組長より出された通牒で、労力不足を補うため、申請した人たちが製茶機械を共同利用するというものである。戦時下で、資材不足と労働力不足への応急策ともいえるべき処置の一つということになろう。

「茶葉摘採改良講習会開催通知ノ件」は茶摘みとしての婦女子の労力が不足しているため、効率的に茶摘みをする方法を教える講習会を開くという昭和13年(1938)6月30日の田原村茶業小組による告知である。これによると、近時、製茶作業に従事できる婦女子が激減している上、彼女たちの茶の摘採量は僅かなので、茶業経営は圧迫されている。そのため組合は茶摘み方法を講習するというのである。人手不足により、いかに茶業経営が危機的状況に陥っていたかが分かる。

また、年月日は不詳だが、田原村茶業小組から二番茶生産増加を目指し、差し当たっては人件費を抑えようという通達も出ている。「田原村茶業小組」は、「茶況」の「現状維持否向上」のため賃金の規制まで行っていたことが分かる。

「製茶終期ニ於ケル勤勞奉仕並ニ勞力運用方依頼ノ件」は昭和14年(1939)5月に、軍人遺家族の製茶業者に対して労働力や資金など手助けをするように求めた村役場からの文書である。労力不足で茶摘みが遅れる、あるいは資金不足で機械を購入できないし人を雇用できない製茶業者たちが多く存在している。「国防婦人会」や「青年団」を活用することで、彼らを村全体で支えようという役場の意図が読み取れる。

戦時体制により、物資や労働力が不足し、茶業者たちは困難な状態に直面していた。この問題に対して、役所や組合が中心となり、機械の共有や補助金制、労働効率の向上や協力体制、さらに生産費節制を呼びかけることで製茶生産量を確保しようとしている。従来、製茶業者は各自で茶を製造して、販売してきた。同じ宇治茶というブランド茶の名を掲げているが、それぞれが事業主である。会社雇用者や工場従業員とは違う。大きな資本を持たない茶業者たちを、いかにして保護、統括して宇治茶というブランドを残そうとしたか。結果としては、茶業組合や役場が緊急事態として一時的に茶業者たちをまとめることで、生き残りを図ったのである。

五、戦後の茶業とその問題点

「農業構造改善事業基本計画書」(南19・1)は昭和39年(1964)に、宇治田原町が町の現状を調査し、その結果から問題点を指摘し、今後の計画を立てた資料である。今回は製茶に関する章のみを抜萃して翻刻した。

昭和39年において、茶はその需用が年々増加し、大型トラックや「貨車輸送」、通信販売で出荷されている。しかし古来よりの慣習で個人取引が主で、農業協同組合が販売斡旋や出荷販売を行っているが組織力が弱い。品質規格の統一と大量化のためには団体組織の強化が急務であるが、この組織の強化が進まない原因は、他産業の発達により農業の基幹労働力が流出し、農村の共同化が進まないからだとしている。

また、経営基盤が零細で、生産手段も旧態依然である慣行法が踏襲されていることが問題視されている。古来より茶を特殊品目とする偏見的な先

入観から売買人双方の談合による「長期延取引決済」が連綿と踏襲されて、現金決済がなされていない。日本煎茶の発祥の地として知られ、古い伝統と歴史を持つていることが逆に、こうした因習を連綿と続けることになっている。この問題を解決するには、農協が主体となつて共同施設を設けてそこで茶を販売することである。そうすれば年間を通しての茶価は安定し、品質規格が統一化し、相手によつて価格が変動することもなくなると主張している。近代化経営への生産基盤を整えると共に、諸施設並びに新技術の活用の必要性が説かれている。

昭和39年の段階で、近世から脈々と続いてきたそれまでの販売体制が行き詰まりを見せ、改革しなければ茶業は存続できないという町の意識がうかがえる。

六、さざいじ

茶業ではないが、東9・25・1・3・7、東9・21、東9・26・1は郷ノ口村の成立が分かる資料である。

従来、上町村と下町村はともに郷ノ口村であつたが、いつの頃からか村として分立していた。明治5年（1872）7月、地券を改正するため土地を調べたところ、両村の田畑や山林は入り組んでいたため、小物成などの年貢の徴収も複雑になっていた。そのため両村は合併して郷ノ口村となるべく示談を重ね、京都府にその旨を出願した。すると両村が郷ノ口村として存在していたという証拠の書類を求められたので、同年11月に元寺社御改善請願等の裏書など合わせて5通を提出し、さらに翌年2月には実際に土地が入り組んでいるのが分かる絵図も提出した。その結果、ついに

4月、上町村と下町村が合併して郷ノ口村となることが認められた。

現存するのは、上町村と下町村戸長からの願書、京都府知事から上町村と下町村にそれぞれ送られた通知書、その通知書を受領したという上町村と下町村の請書、上町村と下町村の両村民が村の合併に同意した連盟書である。一連の手続きがきちんと残っていることから、一つの村の誕生のいきさつが大変分かりやすく、興味深い。

以上、郷之口区有文書の中でも茶業を中心に取り上げて解説をした。区有文書という資料の性格上、茶業が政府によつて統制されていった経過を追う内容となつた。茶業者たちが自主的に生産販売していた近世から、政府が組織を組み直して管轄していく様子は、これだけを見ると、政府の管制下に押さえつけられたように見えるかもしれない。政府にとつて、茶業者たちの近世来のやり方は「非近代的」であり、それが故に販売が促進しないという一面は確かにあるだろう。しかし、当の茶業者たちからはどうであつたのか。それは永谷宗圓、伊八郎家文書のような茶業者たちが所有している資料群と照合することで、より立体的な茶業史が描けるはずである。

茶役記載分免状・皆済目録一覧(上町村)

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦[不明は99]	題名[原題原則(●に付●)]	差出[作帳者]	宛先	形態	内容	備考[墨付の多少など]
東3	42		延宝2年4月1日	16740401	子年御取ケ納払之事	五味藤九郎内村 田庄左衛門他5名	庄屋百姓中	一紙	上町村最古 米7石2斗2分 此銀420 匁9分3厘 茶役銀納右同直	旧1244
東8	2	1	延宝6年3月25日	16780325	辰年御取ケ納払之事	五味藤九郎内村 田庄左衛門他4名・庄屋百姓中		一紙	上町村最古の皆済目録。茶役がない	旧1315端裏書「延宝六辰年」
東8	1	1	元禄7年11月	16941199	[戌年免定]	小堀藤三郎	上町村庄屋年寄百姓中	一紙	茶役 銀12匁4分1厘	旧1313 端裏書「元禄七戌年」
東8	2	2	宝永3年11月	17061199	戌年御取ケ之事	小堀仁右衛門	上町村庄屋年寄百姓中	一紙	上町村最古の「茶役」銀拾貳匁四分壹厘。夫代と併記されている。	旧1315端裏書「宝永三戌」
東7	9	2	宝暦2年2月	17520299	[午年御免割目録]	上町村庄屋弥兵衛以下12人		一紙	拾貳匁四分壹厘の茶役銀あり	前欠
東7	9	1	宝暦4年12月10日	17541210	申年御免割目録	上町村庄屋宗左衛門以下13人		一紙	拾貳匁四分壹厘の茶役銀あり	
東7	10		宝暦4年12月17日	17541217	戌年御免割目録	上町村庄屋宗左衛門以下13人		一紙	拾貳匁四分壹厘の茶役銀あり	
東7	11		宝暦5年12月	17551299	亥年御免割目録	上町村庄屋弥右衛門以下13名		一紙	拾貳匁四分壹厘の茶役銀あり	
東8	1	34A	宝暦6年11月	17561199	子年免定	小堀数馬	庄屋年寄百姓中	一紙	茶役 銀12匁4分1厘	旧1313 端裏書「宝暦六子年 上町村」
東8	1	34B	宝暦6年12月	17561299	子年御免割目録	上町村庄や弥右衛門・年寄七左衛門・頭百姓治兵衛他11名		一紙	茶役 銀12匁4分1厘	
東7	12		宝暦7年12月	17571299	丑年御免割目録	上町村庄屋弥右衛門以下13名		一紙	拾貳匁四分壹厘の茶役銀あり	
東6	4		宝暦9年7月	17590799	村方様子書上帳	綴喜郡上町村		縦帳	租税についての説明書(山林など無課税地、小物成など各税高の説明など)あり。茶役銀拾貳匁四分壹厘 是者先年茶はやり候節八直段格別高直二而茶園も夥敷仕付候故右之茶役小物成被仰付候義と申伝候只今二而八四分一程二茂下直二相成茶園畑荒御座候二付大分御座候二付難義仕候	
北10			宝暦9年12月	17591299	御免割帳	綴喜郡上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			明和2年9月	17650999	酉年田畑立毛内見寄帳	綴喜郡上町村		縦帳	茶園作 20石5斗7升3合とあり	
東8	1	51	安永4年11月	17751199	未年免定	小堀数馬	庄屋年寄中	一紙		旧1313 端裏書「安永四未年 上町村」
東8	1	52	安永4年11月	17751199	未年免定	小堀数馬	庄屋年寄百姓中	一紙	茶役 銀12匁4分1厘	旧1313 端裏書「安永四未年 上町村」
南16			天明元年12月	17811299	御免割帳	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	表紙「此帳面奥二午方上面之書付有之候」とあり
南16			天明2年12月 5	17821299	直段平シ目録	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天明6年12月	17861299	御免割帳	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			寛政4年12月	17921299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			寛政8年12月	17961299	御免割帳	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			寛政8年12月	17961299	直段平シ目録	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘、夫代茶役御口米銀1匁5分1厘とあり	
南16			寛政10年12月	17981299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			寛政11年12月	17991299	御免割帳	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			寛政12年12月	18001299	御免割帳	上町村力		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			享和3年12月	18031299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化3年12月	18061299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化4年12月	18071299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化6年12月	18091299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦[不明は99]	題名[原題原則(●に付●)]	差出[作帳者]	宛先	形態	内容	備考[墨付の多少など]
南16			文化7年12月	18101299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化8年12月	18111299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化10年12月	18131299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	旧1197
南16			文化11年12月	18141299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化12年12月	18151299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政12年12月	18151299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文化14年12月	18171299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政元年12月	18181299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政2年12月	18191299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政7年12月	18241299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政10年12月	18271299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			文政11年12月	18281299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保元年12月	18301299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保2年12月	18311299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保4年12月	18331299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保7年12月	18361299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保11年12月	18401299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保13年12月	18421299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保14年12月	18431299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			天保15年12月	18441299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			弘化2年12月	18451299	御免割目録	上町邑		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
南16			弘化3年12月	18461299	御免割目録	上町村		縦帳	茶役銀12匁4分1厘とあり	
北11			慶応3年12月	18671299	御免割目録	上町村		綴	茶米役	旧1206
東8	2	58	酉3月	18680399	辰貢賦皆納目録	京都府	右村庄屋年寄惣百姓	一紙	茶役「永206文8分」	旧1315端裏書「庄屋田村又右工門年寄谷口又五郎旧御料綴喜郡上町村」
東8	1	137	明治元年11月	18681199	辰年租税定状	京都府	右村庄屋年寄惣百姓	一紙	茶役 永206文8分	端裏書「明治元旧御料綴喜郡上町村」
北10			明治元年12月	18681299	御免割目録	上町村		縦帳	茶米役12匁4分1厘とあり	旧1203
東8	1	140	明治4年11月	18711199	未年租税定状	京都府	右村庄屋年寄惣百姓	一紙	茶役 永206文8分	端裏書「明治四庄屋田村又右工門年寄並木善五郎山城国綴喜郡上町村」
東8	2	61	明治5年3月	18720399	未貢賦皆納目録	京都府	右村庄屋年寄惣百姓	一紙	茶役「永206文8分」	旧1315端裏書「庄屋田村又右工門年寄並木善五郎山城国綴喜郡上町村」
東8	4	50	明治8年11月	18751199	明治八年租税上納割賦帳	山城国綴喜郡郷口村		綴	綴内差出は京都府権知事榎村正直茶園 反別4反25分 此貢米1石6斗8升。これは少なすぎるので、悪地・荒地などに作った茶園か？	
東8	4	49	明治9年4月	18760499	明治八年乙亥租税皆済帳	山城国綴喜郡郷口村		綴	綴内差出は京都府権知事榎村正直宛先は右村戸長総百姓	

茶役記載分免状・皆済目録一覧(下町村)

箱番号	内箱番号	番号	年月日	西暦[不明は99]	題名[原題原則(●に付●)]	差出[作帳者]	宛先	形態	内容	備考[墨付の多少など]
東8	3	1	寛文元年11月13日	16611199	丑年御取ケ之事	五藤九郎	庄屋百姓	一紙	下町村最古免定	旧1313 端裏書「寛文元」
東8	3	2	天和元年11月	16811199	酉年御取ケ之事	小堀仁右衛門	下町村庄屋年寄百姓中	一紙	茶役銀8匁1分5厘	旧1313 貼紙「元和酉年 五」端裏書「下町村」
東8	4	1	元禄8年5月	16950599	酉之年御物成御勘定目録	庄屋伝兵衛、年寄太郎右衛門	大橋彦助・村田半助	一紙	下町村最古 茶役銀8匁1分5厘	旧1315端裏書「元禄六酉年」裏書あり
東6	3	2	宝暦9年7月	17590799	村方様子書上帳	綴喜郡下町村		縦帳	租税についての説明書(山林など無課税地、小物成など各税高の説明など)あり。茶役八匁五分五厘 是者先年茶はやり候節八直段格別高直二而茶園も夥ク仕付候故右之茶役小物成被仰付候義と申伝候只今二而八四分一程も下直二相成園畑荒御座候二付大分難義仕候	
東8	3	29	安永4年11月	17751199	未年免定	小堀数馬	庄屋年寄中	一紙	高7石8斗4升1合	端裏書「小未安永四 下町村」
東8	3	28	安永4年11月	17751199	未年免定	小堀数馬	庄屋年寄百姓中	一紙	茶役銀8匁1分5厘	端裏書「安永未四未年 外二小物成免上添 但シ安永四年未占初而御下ケ 庄や又右衛門 下町村」
東8	3	30	安永4年11月	17751199	未年免定	小堀数馬	庄屋年寄中	一紙	高7石8斗4升1合	端裏書朱書「安永四年 小物成 下書」
東8	3	31	安永4年11月	17751199	未年免定写	小堀数馬	庄屋年寄中	一紙	高7石8斗4升1合	端裏書朱書「安永四年 小物成 下書」
北10			天保5年1月吉日	18340199	新開見取并小物成名寄帳	城州綴喜郡下町村		縦帳	茶役定納8匁1分5厘 寛文5年名寄帳に基づいて吟味とあり	旧1196
東8	4	48	元治元年3月	18640399	亥年御年貢皆済目録	城州綴喜郡下町村庄屋庄助・年寄次郎左衛門・百姓代又右衛門	小堀数馬様御役所	一紙	茶役銀8匁1分5厘	旧1315端裏書「亥年綴喜郡下町村」裏書有
東8	3	163	明治3年11月	18701199	午年租税定状	京都府	右村庄屋年寄惣百姓	一紙	高4石4斗1升3合7夕 此貢米1石6斗8升 茶園 免3ツ8分6毛、茶役 永135文8分	端裏書「明治三年午綴喜郡 下町村 戸長今西庄助」

奥田熊次郎関係文書

主要文書解読文

奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文

〔凡例〕

- ・奥田熊次郎関係文書のうち、主要な文書を解読（翻刻）し収録した。
- ・各文書の冒頭に、文書番号、年月日、文書の概要を掲げた。
- ・基本的に常用漢字を用いたが、固有名詞など一部これによらない場合がある。
- ・屋号の記号については、○で囲む屋号はそのままの形で掲載したが、それ以外は〈 〉で読み方を示した。
- ・虫損や押印不鮮明などのため解読できない文字は□で示した。複数の文字の場合は「 」で示した。
- ・抹消された箇所については、元の文字が判読できる場合は二重線（＝）で抹消された文字を示した。元の文字が判読できない場合は■で示した。
- ・朱書は『 』で示した。なお、No.142の一重線（—）は朱色の線である。
- ・改行は原文書に従った。

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【1】

慶応四（一八六八）年六月

並木善五郎が会計基立金調達証文を引当として商法会所から金札二〇〇両を借用する

證文之事

一 金貳百兩者 但月利足六朱二定

右之金札拝借儘ニ奉請取候来ル十月晦日限

元利無相違返納可仕候則為引当左ニ

一 会計御基立金貳百兩調達証文壹通

右之通差入置申候万一返納及遲滞候ハ、

御都合御引取可被下候為其依而如件

宇治田原郷之口村

慶応四辰年六月

善五郎（印抹漕）

商法

御会所

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【13】

明治四十四（一九一）年三月二十四日

某書状（奥田熊次郎宛、葉書）

佐渡丸の後便にて物品を送る旨を奥田熊次郎へ通知する

（表面）

（消印）「SEATTLEWA MAR2 [] 8-PM」

（消印）「神戸 44.4.13 后 1-2」

Yokohama

Japan

兵庫県神戸市

裏栄町五丁目八十番地

奥田熊次郎殿

早速乍書面にて御断申上候

今便佐渡丸にて物品送り

申様手紙差し出し申候らへ共

小生知人逆井ナル者今便

ら退船致し候由にて

無余儀後便にて仕り候

悪しからず御用控被下度候

一々後便の節わ前以書

□にて御通知申上候早々

敬具

二月廿四日

（裏面）（絵葉書・彩色）

A Merry Christmas

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【15】

(年未詳、六月二十二日^カ)

奥田書状 (奥田熊次郎宛、葉書)

原告・被告の呼出しにつき奥田熊次郎へ連絡する

(表面)

(消印) 「山城 京都 六 [] 午後」

(消印) 「^(縣)□□ ^(郡)□□ 二二」

摂州神戸栄町五丁目 ふや町佛光寺

平沢高三郎様方二而 萬吉方

奥田熊治郎様行 奥田

(裏面)

御尊書拜見仕候御申越之趣夫々

承知仕候尤来ル廿五日之義若官

吏方原被江^(江)御被仰渡候義に付

此段奉申上候右ニ付御呼出し之

差紙其御地方官江御達し相成候

可申義と奉存候先者用向計

御座候以上

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【16】

明治八（一八七五）年九月二十七日

森川彦右衛門書状（奥田熊次郎・岡本清助宛、葉書）

森川彦右衛門が奥田熊次郎らに大頭物を出荷し売捌きを依頼する

（表面）

（消印）「夕第⁽⁵⁾号」

（消印）「西京 明治八・九・二八・午前」

（消印）「神戸 明治八・九・二九・□□」

摂州神戸栄町六丁目 森川

奥田熊治郎様 彦右衛門

岡本清助様

九月廿七日

（裏面）

廿四日出之書状儘ニ拝見仕候然ハ

今日大頭物拾箇丈差送り候荷着ニ

相成候ハ⁽⁶⁾情々御売捌可被下候先達而

拾箇分ト同様之直段ニ而御売捌可被下候

且又後荷物出来次第差送り申候猶

中味今以出来中ニ而是又出来次第差送り

心込ニ御座候何分御如才ハ無御座候共宜敷御頼申上候

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【17】

(年未註) 六月二十七日

潮見吉三郎書状 (奥田熊次郎宛、葉書)

潮見吉三郎が奥田熊次郎に (裁判の) 呼出しにつき連絡を願う

(表面)

(消印) 「山城 京都 六・二七・午前」

(消印) 「摂津⁽²⁾ 神戸 □ 二七・日中⁽²⁾」

摂州神戸栄町五丁目

平沢高三郎様方 京ふや町

奥田熊治郎様行 潮見吉三郎

方二而

(裏面)

然者昨日御書面被下御申越

被下候義具ニ承知仕候扱御呼

出し之義今ニ御^(カ)結論之有無

御尋奉申上候御差紙到着次第

早々御報知被下度先者右用向計

御座候 有無共早々御報奉願上候

六月廿七日午前八時

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【18】

(年未註) 三月十五日

奥田書状 (奥田熊次郎宛、葉書)

神戸の奥田熊次郎に対して寺送り状一件につき上京を見合わせるよう伝える

(表面)

(消印) 「山城 京都 三・一五・午後」

(消印) 「□□ □戸 三・一五・夕」

麩や町

神戸栄町五丁目 萬吉方ニテ

奥田熊治郎様 奥田

三月十五日

(裏面)

然者今日寺送り之義付

何れ方成共上京被下度旨御

頼候得共郷之口取調仕慥ニ

送り状者無之趣ニ付安心仕候

猶又只今御状到来に付是又

承知仕候御上京者御見合セ被下候

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【19】

(年未註) 三月二十六日

奥田治兵衛書状 (奥田熊次郎宛、葉書)

郷之口の奥田治兵衛から神戸の奥田熊次郎に対して、「リス」を近日発送することを伝え、樽の巻紙を依頼する

(表面)

(消印) 「第一八号」

(消印) 「山城・綴喜 郷□□三「」」

(消印) 「□□神戸□二六夕」

綴喜郡第五区郷之口

神戸栄町四丁目

奥田治兵衛

平澤高三郎様方ニテ

店

奥田熊次郎様

三月廿六日

(裏面)

前文眞平御高免可被成下候陳者

平日ハ存外御不沙汰仕居候段

重々御用捨可被成下候扱私義毛過日来

方永々引籠居尔今同様之事ニテ

実々困居候就而ハ過日御申越之

リス買入仕墨ヤキニ致置候得

共頼ト幸便モ無之候ニ付尔今

ゑ差送り不申事ニ御座候間何れモ

近之内差送り可申上候間左様

御承引可被下候先日御願申上置候

樽マキコモ何卒宜敷御願申上候也

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【20】

(年未註) 九月四日

大阪 ⑧ 書状 (奥田熊次郎宛、葉書)

川徳 (川内屋徳太郎) が調べたところ、本町の〈やま本〉が荷物を売付けて帰村したとの由

(表面)

(消印) 「摂津 大坂 九・四・午前」

(消印) 「□□ 神戸 九・四・日中」⁽²⁾

神戸八幡町 大阪

奥田熊次郎様 ⑧

九月四日出

(裏面)

一 昨日御書状拝見仕候早速川徳殿

しらべ参り候処拾九個荷物本町

〈やま本〉売附四五日前帰村仕候由二而

御座候間此儀御承引可被成候猶又

⑧ 徳利代金三拾本老円八拾銭

ちよく百老円八拾銭合三円六拾銭

内 〈かぎ茂〉と貳円受取申候間よろしく御願申上候

●奥田熊次郎関係文書 No. 【33】

明治十（一八七七）年七月

並木善五郎が郷之口村戸長の任期を終える

綴喜郡第五区

郷之口村

並木善五郎

満期ニ付戸長

差免候事

明治十年七月

京都府

●奥田熊次郎関係文書 No. 【34】

(年未註)

小野組神戸店（井筒谷儀祐）の印鑑一覧

神戸八幡町

印鑑 井筒谷儀祐



実印



封印



手形印



仕切印



割印

式分封百両

神戸井儀包



封金印

式分封五拾両

神戸井儀包

●奥田熊次郎関係文書 No. 【37】

(年未註)

物産引立会社茶製掛美濃部忠兵衛が奥田熊次郎に貸金の返済を催促した訴訟について、
奥田熊次郎が返答する

六百八十六号 神戸本町通五丁目
御係り諸橋殿 被告人奥田熊次郎
病氣二付
後見
代理人白寄真語

茶書人貸金催促ノ訴答

一京都府山城国下京第十二区永原町

原告人美濃部忠兵衛代言兵庫県撰

津国第一区神戸北長狭通七丁目奇^(番)

留菅野義秀ヨリ私江相係り貸金

催促ノ義被訴上候二付今廿四日御

呼出ノ上御状拝見仕左ニ御答奉申上候

右被告代理人白寄真語奉申上候原

告人代言人菅野義秀ヨリ被訴出候通り

全ク私借用候所相違無御座候右滞

午

金原因ノ義ハ去ル明治三午年間中

原告人方ニテ製茶売買取引代金ニ候

然ル所翌明治四年未五月初旬物産会

平^(係)

社課リ山中平兵衛ト申者私宅へ参リ

私所有ノ製茶三百櫃ヲ買請度由ヲ

『△○』

被聞申則直様取究メ売却約定條上者

△○『即日』 『此代価金ヲ以■』

荷物即申相渡し^(船載)尚「右買入製茶代残金返」金却

可致事確定『三』候所右山中平兵衛申

二者物産会社ヨリ売渡所ノ製茶ハ

神港陸揚ノ上斤貫掛調ノ上相渡し候『三附』

此度 『ノ茶モ』『荷』

右ニ準シテ右買入非西京表着ノ上斤

『又』 『下』

貫相改ノ上受取度儘ト申ニ付任其意五月

八 同日

十七日右製茶三百櫃積出し候所^開夜

『天時化ニ相成其儘○』 右『荷船』

大風雨兼未『○』大津浪ニテ荷船破船荷

物悉皆流失致し此災害ニ因テ返却金

出来兼無拠不遇ニ及候然ル所物産掛リ

美濃部忠兵衛ヨリ右製茶代残金種々ト

『厚』

協議ヲ以同年十月中証書相改可申様

社

『物産会■輸出ノ○』『前々同様○』

然ル上者前々ノ通り『○』製茶品『○』送達可

『候間』 其

致此品物売捌ギ兼代金ヲ準々送り込

候時若商業ニ無怠懈両全ノ都合

『美』 ⑤

ト被聞申庫情ノ段難黙止其厚議

ニ随ヒ前頭ノ証書即座ニテ相認メ申候

然ルニ爾後ノ所製茶品約定ノ如ク

『方』

積下し無之私ニ於テハ右流失茶而已

製茶

ナラス神戸港内ニ於テモ多分ノ潮濡

津

■浪為ニ潮濡ニ相成身分不相応ノ損

『三而多分金借相生し〇』
害相生^ト『〇』連々手元困窮■^{終ニ}至廢業

致ス程ノ事柄ニテ所詮多分ノ金調
出来兼候ナレトモ厚議ヲ不失証
トシテ如今^度擧^度奮目力ニ及丈ノ金調ヲ
以今暫ノ処勘弁ニ預リ志願ニ御座候
其内商業基キ開運至リナバ成丈ケ
早皆済仕度念慮ニ御座候間何卒
出格ノ御憐察ヲ以右ノ段原告人江
御説諭被成下度此段奉伏願候

口田六拾四錢八厘^五二毛
廿二錢郵便状賃

●奥田熊次郎関係文書 No.【47】

明治二十五（一八九二）年五月十四日

奥田熊次郎が第四回関西聯合府県共進会茶審査員を勤め終え、感謝状を贈られる

本会出品茶審査員

囑託致候処始終勩励

其職ヲ尽サシ審査終了

ニ至リ候段篤志ノ至リニ存

候此段及御挨拶候也

明治廿五年五月十四日

第四回関西聯合府県共進会

事務長小牧昌業

奥田熊次郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No.【48】

明治十六（一八八三）年八月二十五日

奥田熊次郎が製茶共進会審査係となる

奥田熊次郎

審査係申付

候事

明治十六年八月廿五日

製茶共進会事務所

●奥田熊次郎関係文書 No. 【49】

明治三十五（一八九二）年四月九日

奥田熊次郎が第四回関西聯合府県共進会茶審査員となる

奥田熊次郎

茶審査員ヲ

囑託ス

明治廿五年四月九日

第四回関西聯合府県共進会

事務所

●奥田熊次郎関係文書 No. 【50】

明治三十三年（一九〇〇）年三月一日

奥田熊次郎が田原尋常小学校に金一〇円を寄付し木杯を下賜される

兵庫県平民

金拾円 奥田熊次郎

田原尋常小学校へ頭書之通

差出候段奇特ニ付為

其賞木杯壹個下賜

候事

明治三十三年三月一日

京都府知事従三位勲三等内海忠勝（印）

●奥田熊次郎関係文書 No. 【51】

明治十八（一八八五）年五月五日

奥田熊次郎が岡山県下茶業組合神戸委託販売所用掛となる

兵庫県神戸区茶町

奥田熊次郎

岡山県下茶業組合神戸委託

販売所用掛

右撰定候事

岡山県下茶業組合取締所（印）

頭取

明治十八年五月五日 町田成義（印）

副頭取

田中半（印）

●奥田熊次郎関係文書 No. 【52】

明治十二（一八七九）年九月

奥田熊次郎が製茶共進会審査掛となる

兵庫県管下摂津国神戸区

元町通五丁目

奥田熊次郎

明治十二年製茶共進会

審査掛申付候事

明治十二年九月 日

兵庫県（印）

●奥田熊次郎関係文書 No. 【53】

明治三十二（一八九九）年四月二十二日

奥田熊次郎が岡山県米外十二種共進会茶審査員となる

奥田熊次郎

岡山県米外十二種共進会

茶審査ヲ囑トス

明治三十二年四月廿二日

岡山県

●奥田熊次郎関係文書 No. 【54】

明治三十一（一八九八）年十一月十五日

奥田熊次郎が湊川神社銅鈴奉納記念灯建設に寄付金を納め、感謝状を贈られる

感謝状

茲ニ奥田熊次郎氏

本学ノ趣旨ヲ翼賛セラシ

金円寄贈ノ厚意ヲ謝ス

明治卅一年十一月十五日

湊川神社
銅鈴奉納記念碑建設発企者（印）

（欄外）「碑ヲ燈ト改ム」

●奥田熊次郎関係文書 No. 【55】

明治二十八年（一九一五）年五月

岡山県英田他四郡の茶業組合が奥田熊次郎の功勞を表彰する

賞状

一 徽章

（空白）

一

奥田熊治郎氏従來之成跡ニ

依リ茶業上功勞不尠ニ付

為紀念頭書之物品ヲ贈附

シ之レヲ褒賞ス

岡山県英田^{勝南勝北}吉野和氣郡茶業組合

明治廿八年五月 日 組長 春名 勤（印）

調査委員

丸吉佐太郎

小林久助（印）

櫻井健治（印）

藤原藤市（印）

●奥田熊次郎関係文書 No. 【56】

明治二十三（一八九〇）年十月四日

奥田熊次郎が第二十四回農産品評会品評委員となる

奥田熊次郎

第二十四回農産品評会

品評委員委嘱候事

明治二十三年十月四日

大日本農会会頭大勲位能人親王（印）

●奥田熊次郎関係文書 No. 【57】

明治十二（一八七九）年十月

奥田熊次郎に製茶共進会審査の手当金が下賜される

奥田熊次郎

製茶共進会審査

格別勲励候ニ付為手

当金五拾円下賜候

事

勲農局長松方正義

明治十二年十月

商務局長河瀬秀治

●奥田熊次郎関係文書 No. 【58】

明治十六（一八八三）年十月二十日

奥田熊次郎へ製茶共進会審査につき目録が下賜される

奥田熊次郎

審査事務勅励候二付

為慰勞目録之通下

賜候事

明治十六年十月廿日

製茶共進会事務所

●奥田熊次郎関係文書 No. 【59】

(年未註) 十月十日

大日本農会から奥田熊次郎に品評会品評委員の謝礼が贈られる

今般品評会開設ニ付テハ品評

委員トシテ御励精極下候ニ

付乍薄謝別封差出候

条御落手被下度此際申達

候也

十月十日 大日本農会

奥田熊次郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No.【60】

明治三十二（一八九九）年六月十五日

奥田熊次郎に岡山県米外十二種共進会審査の礼状が贈られる

拝啓曩日本県米外十二種共
進会開設ニ付出品審査御囑託
ニ及候処可憐反覆公平ヲ主トシ
著実ナル審査ヲ与ヘラレ聊遺憾
ナカラシム之レ全ク御厚志ニ因ルノ
結果ニシテ出品者ノ幸福ハ勿論將
来県下実業奨励上ニ裨益ヲ
与フル事尠ナカラス実ニ感佩之至ニ
不堪此段御挨拶迄草々不宣
明治三十二年六月十五日

岡山県知事高崎親章

奥田熊次郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No.【61】

明治二十三（一八九〇）年十月四日

奥田熊次郎が第二十四回農産品評会品評委員となる

奥田熊次郎

第二十四回農産品評会

品評委員委嘱候事

明治二十三年十月四日

大日本農会

●奥田熊次郎関係文書 No. 【62】

明治十九（一八八六）年十月十五日

奥田熊次郎が第二回関西聯合府県共進会茶審査掛となる

奥田熊次郎

第二回関西聯合府県

共進会茶審査掛ヲ

命ス

明治十九年十月十五日

第二回関西聯合府県

共進会事務所

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【64】

明治九（一八七六）年二月十五日

奥田熊次郎が小野組神戸店井筒谷儀介方への借入金返済について、兵庫県令神田孝平へ
 歎願する

書面申立之趣当分不及返金候条

追而身元直次第皆金返納候儀と

可相心得事

明治九年

五月五日 兵庫県令神田孝平（印）

『甲一三六五』

奉歎願口上書

一 神戸小野組井筒谷儀介方より申達し

之通金額老万九千〇式拾六円八拾零錢

六毛全夕私借用ニ相違無御坐候ニ付情々返

済金策而已尽力仕候得共先般以書面

奉言上候通分限不相応之大借金加之

其他方多分之負債金相高如今不偶

私事故返弁方洒落之附方無之特立

独行之商業ニ基キ候迄之処債主方江

向倚頼出候ニ付金主方ニ於テモ無視其儘

居置候事ニ用捨ニ預リ漸々活路凌迄之

場合ニ御坐候然ル所本月十日再忘之御呼

出之上右御返上金訳立之儀循法之

御催促被仰聞御厚情之段奉承服候

得共前頭之通他之債主方其儘等閑置

井筒谷儀介方江聊ニテも訳立候ト申時者実以

不都合之廉相生し彼是ニ付一時ニ進退相

廻り苦辛可仕儀ニ候得共上聞対シ今更御
 悉皆可仕言路無之奉恐入候ニ付方今之所
 他借方ハ押置私自力ニ及丈ケ之金調之
 暮ヲ以御返却之為ニ方嚮取設候得共
 右借用金額へ対し不都合之金子ヲ以
 年済入金可仕事ハ無申訳次第ニ御坐候
 ニ付此段別ニ御断リ奉申上候因テ御返上金
 方嚮歎願之儀者本年より一ケ年ニ付金
 拾円ト相定メ此内訳秋七月三十日金五円
 冬十二月三十日金五円一ケ年兩度ニ御返納
 仕度候間右金額ニテ今般之所御聞済之
 程奉伏願候尚御返上金規定証書附
 ニテ請人連判ヲ以書面相認メ可申様被仰附
 依之懇請之者江向請人之義只管依頼
 致し候へとも何分大借之事故自然不都合
 出来候時者後患難計ト申立受人ニ
 相立呉候者更ニ無之前後不都合之段
 奉恐籍候尚年済金之義ハ前件願立
 之通ニテ暫之処御聞済被成下置候上者今
 日より商業片時も無^(通)田^(無)断暴進仕年々
 増金方ヲ以御返却専一仕度志願御坐候
 間非常之強願奉恐入候得共格別之御
 仁恵ヲ以右之段御聞届ケ之程伏而奉
 再願候

明治九年

神戸元町通五丁目病氣ニ付

二月十五日

奥田熊二郎 (印)

同所同町

代人平澤敏三 (印)

兵庫県令神田孝平殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【65】

明治十（一八七七）年一月十七日

物産引立会社茶製掛美濃部忠兵衛が奥田熊次郎に貸金の返済を催促した訴訟について、
神戸裁判所が美濃部の訴えを却下する

裁判言渡書

京都府山城国下京第拾二

区永原町平民

旧産物会社茶製掛美濃部

忠兵衛代理人

原告 菅野義秀

兵庫県摂津国第一区神戸

元町通五丁目平民奥田熊

次郎代理人

被告 入山正仙

茶書人貸金催促ノ訴遂審理処

原告ニ於テハ明治四年十月

別紙証書之通京都府山城国

綴喜郡郷ノ口村奥田治兵衛

請人ニテ被告奥田熊次郎へ

金二千七百円貸渡セシ処期

限返済致サ、ルニ付屢々催

促ニ及フ折柄借主熊次郎旧

里郷ノ口村奥田治兵衛方へ

引取治兵衛ト改名シ請人奥

田治兵衛ハ熊次郎ト改名ノ

上元奥田熊次郎店へ引移リ

商業營ミ居ルニ付テハ右貸

金ハ即今郷ノ口村ニ住居セ

ル奥田治兵衛ニ貸渡シタル
 モノニ付同人へ対シ尚催促
 ニ及フ未終ニ明治七年十二
 月十七日京都裁判所へ出訴
 ニ及ヒシ処右金之借主ハ神
 戸ニ住居セル奥田熊次郎ニ
 シテ自分ハ全ク其請人タル
 ニ付借主ヲ差置キ直チニ請
 人ニ対シ出訴及ヒタルハ不
 条理ノ旨答弁シ結局訴状却
 下セラレタリ其後ハ兩人へ
 対シ催促ニ及ヒタレトモ取合
 不申ヨリ不得止即チ被告人
 奥田熊次郎へ対シ今般出訴
 ニ及ヒタリ然ル処抵当品有
 名無実忤不当ノ答弁ヲナシ
 濟方不致ニ付テハ此上ハ真
 正ノ借主郷ノ口村居住奥田
 治兵衛ヨリ速カニ濟方ノ御
 裁判ヲ受ケ度旨ヲ陳述ス
 被告ニ於テハ自分儀ハ京都
 府山城国綴喜郡郷ノ口村萬
 屋善五郎三男ニシテ廿七ヶ
 年以前同所奥田治兵衛方へ
 婿養子ニ貰ヒ受ケラレ治兵
 衛ト改名ノ上明治元年戊辰
 五月中神戸西本町ニ於テ茶
 商開店致シ当時妻ノ弟熊次
 郎ナル者アリテ尚ホ幼年ニ
 付自分一己ニ同人名前ヲ取

用ヒ山城屋熊次郎ト唱ヘ罷
 在ル節商業取引ノ末今般出
 訴セラル、所ノ證書ヲ差入
 レシニ相違無之然レトモ前段
 ノ如ク本人熊次郎ノ名義ハ
 全ク自分一己ニ取用ヒタル
 儀ニ付本人熊次郎ニ於テハ
 毫モ関係無之然ル処右證書
 抵当品ハ原告ノ需メニ応シ
 其認メ来リシ儘調印セシ者
 ニテ固ヨリ有名無実ナル事
 ハ原告承知罷在ル儀ニ付格
 別ノ勘弁ヲ以テ永年賦済方
 承知致シ呉度旨ヲ答弁ス
 依テ判決スル左ノ如シ
 該訴原告ニ於テ真正ノ負債
 主ハ元神戸西本町居住奥田
 熊次郎ニシテ即今京都府山
 城国綴喜郡郷ノ口村へ引移
 リ改名シタル奥田治兵衛ナ
 ル者タリ却テ該訴ノ被告奥
 田熊次郎ハ曩キニ郷ノ口村
 居住奥田治兵衛ナル者タレ
 ハ其实請人ナル旨躬自ヲ陳
 述スル以上ハ被告ニ於テ課
 課答弁スル所アリト雖モ之
 ヲ要スルニ負債主ヲ措キ直
 チニ請人ニ対シ義務ヲ得ン
 事ヲ求ムヘキ条理之レナキ
 ヲ以テ訴状却下ス

右之通申渡又間此旨相心得

〈ギ事

明治十年一月十七日

神戸裁判所 (印)

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【67】

明治十一（一八七八）年二月二十一日

物産引立会社茶製掛美濃部忠兵衛が奥田治兵衛に貸金の返済を催促した訴訟について、
京都裁判所が美濃部の訴えを却下する

裁判申渡書

京都府平民下京第拾貳

区永原町美濃部忠兵衛

代人

高知県士族撰津国八部

郡第貳区兵庫船大工町

寄留

原告 杉本美綿

京都府平民山城国綴喜

郡第五区郷ノ口村奥田

治兵衛代言人

愛知県士族下京第五区

大文字町寄留

被告 堀田康人

兵庫県平民撰津国八部

郡第壹区神戸元町通五

町目奥田熊治郎代人同

県平民同国同郡第貳区

兵庫橋通貳丁目

引合人 入山正仙

其方共貸金催促ノ詞訟審理ヲ遂ル
処

原告ニ於テハ明治四年十月撰津国

神戸本町山城屋熊治郎ナル者ハ山城国綴喜郡宇治田原郷ノ口村奥田治兵衛請判ニテ金貳千七百円貸渡別紙第壹弍号証書取置候処期限後返済等閑ニ付催促中右熊次郎儀神戸商店引払郷ノ口村ハ帰籍シ奥田治兵衛ト改称罷在田承リ候ニ付明治七年十二月同人ニ相掛リ自分同社中塚本嘉右衛門ナル者ヨリ当裁判所ハ及出訴処被告於テ前年摂州神戸表開港相成同所繁栄商法志願ニ付一家興起山城屋熊治郎ト唱ヘ茶商罷在候段相違無之然レ共明治三年八月実家為相統帰国仕候ニ付明治四年四月以来神戸表家名ハ当时相統罷在ル山城屋熊治郎ハ相統譲リ本訴金件ハ其後同年十月ノ借財ニシテ其節熊次郎依頼ニ付請判ハ仕候得共何ヲ以テ借用主ト看做シ候哉本人ヲ差置直チニ請人ニ係リ弁償ヲ求ムルハ順叙相違ノ旨等別紙第三号ノ通り答弁ナシタルニ付右帰籍改称ハ全ク誤聞ト存シ訴状願下其后神戸表ハ罷越熊次郎ハ及催促候得共不埒明ニ付明治九年十一月同人ニ係リ神戸裁判所ハ及出訴処熊次郎儀証書面抵当トシテ記載シタル茶壹万五千斤ハ債主ノ認来リシ証書ノ儘調印セシモノニテ素ヨリ有名無実ナル事ハ原告承知ノ

事ニ付永年賦ノ濟方致シ度杯不当
 ノ弁解ナシタルヨリ彼是疑念モ有
 之神戸第一区会議所ニ於テ戸籍簿
 其外取調タルニ右熊次郎ハ明治七
 年十一月新タニ入籍セシモノ、ヨ
 シニテ同所戸籍帳ニ別紙第四号写
 ノ通り奥田熊次郎天保七年六月廿
 五日生三十六年七ヶ月明治七年十
 一月云々山城国郷ノ口村奥田治兵
 衛方ヨリ別居入籍トアリテ同村戸
 長田中茂左衛門ヨリ別紙第五号ノ
 如ギ送籍有之而シテ被告ハ明治元
 辰ノ十二月ニ神戸ニ入籍シ右熊次
 郎入籍ノ一月前ナル明治七年十月
 ニ一家取纏郷ノ口村へ帰籍セシ由
 ニテ別紙第六七号写ノ通同所西本
 町辰年宗門帳ニ山城屋熊治郎十六
 歳当辰十二月城州綴喜郡宇治田原
 郷之口村奥田治兵衛弟熊次郎当町
 内へ住居ニ参リ申候トアリ又明治
 七年三月神戸八幡町へ全戸送籍ト
 アリ而シテ別紙第八号八幡町戸籍
 帳ニ奥田熊次郎嘉永六年十一月生
 十九歳二月明治七年十月云々郷ノ
 口村奥田治兵衛方ニ転居トアリテ
 右三帳ニ本訴証書熊治郎名下ノ印
 ト同様ノ印章捺押アリ其外同人明
 治元年十二月神戸へ引越候山城国
 綴喜郡切林村寶國寺ヨリノ宗旨送
 状モ別紙九号ノ通有之耳ナラス同

区務所ニ於テモ今ノ熊次郎ト先熊
 次郎トハ全別人ニシテ財産相続セシ
 ニモ無之段保証スル旨申聞候此儀追而
別紙ノ通
保証ノ書面
差越タリ付テハ本訴証書面ノ借主ナ
 ル明治四年度ノ山城屋熊治郎ハ現
 今ノ奥田治兵衛ニ当リ現今ノ熊治
 郎ハ其妻受人タルノ理ニテ最前彼
 レカ答弁セシ明治四年四月今熊次
 郎ハ相続相讓リタリト云ノ虚誕ナ
 ル事相分タルニヨリ其旨上陳及ヒ
 タル処負債主ヲ措キ直チニ請人ニ
 対シ義務ヲ求ムヘキ条理ナキヲ以
 却下スル旨ノ裁判書下付セラレタ
 リ依テ更ニ被告ニ対シ及詞訟処被
 告於テ該件ハ義兄治兵衛事熊次郎
 義明治元年五月中自分一己ノ計ヲ
 以神戸へ仮ニ山城屋熊次郎ト虚称
 シ茶店ヲ開同二年四月ニ至リ独立
 別家ノ節治兵衛ノ名称一旦父治作
 へ返戻シ更ニ熊治郎ト改名前同所
 へ分籍シ其後明治四年十月ノ取引
 ナレハ義兄熊次郎ノ負債ニシテ自分
 ハ明治二年迄熊次郎ト称シ義兄治
 兵衛ノ家族人別ニテ家ニアリ同年
 四月同人別家ノ際家名相続ノ後モ
 連綿自宅ニ罷在シ事被告村方戸長
簿
 役場戸籍簿ノ通りニテ曾テ神戸へ
 出店又ハ転籍セシ事無之ニ付該金
 借受シ義無之ハ勿論請人ニ相立シ
 事モ無之神戸役場ニ有之前書第七

八号戸籍簿モ被告ニ於テ入籍セシ
 覚無之ニ付關係セサルノミナラス
 肩書等事實相違ノ廉有之ニ付真確
 ノ者ニハアラサルヘキ旨申立候得
 共果シテ然ル時ハ前述明治七年度
 被告自認ノ答弁ニ相違シ不都合ノ
 申分ニ有之又引合人熊治郎ニ於テ
 右四号ヨリ九号迄ノ証書ハ明治元
 年中山城屋熊治郎ト虚称シ神戸出
 店之節義■熊治郎ニ相当スル第九
 号宗旨送状ヲ偽造シ第四号ノ如ク
 宗旨人別ニ加リ營業ノ末明治二年
 独立別居スレ共更真送籍状ヲ差出
 スハ無用ノ事ト手許ニ包蔵致置候
 内明治七年身元取調有之候間右送
 籍可差出所存ノ処何ツカ紛失致候
 ニ付郷之口村戸長ヘ申出改メテ五
 号ノ送籍申受ケ神戸八幡町戸長ヘ
 差出シ第四号ノ通入籍シ其際前キ
 ニ虚称セシ戸籍第八号ノ如ク郷之
 口村ヘ帰籍ノ姿ニ願出タルモノニ
 テ被告人ハ少シモ右証拠類ニ關係
 無之旨申立シ共右様不条理ノ始末
 アルヘキ筈無之必竟本訴ノ義務ヲ
 資力乏敷熊治郎ニ負シメ被告右責
 ヲ遁レントノ策略ヨリ彼等兄弟申
 合ノ上被告村戸長ハ素ヨリ右兩人
 ノ庇蔭ヲ受ル者ニ付程ヨク申含メ
 役場帳簿等取持サセ有心規避スル
 者ト存候ニ付第三号被告自認ノ答

弁書ト第七八号神戸区務所公正ノ
戸籍簿御照合ノ上是非被告ニ於テ
担当濟方致候様御裁判被下度旨申
立ッ

被告ニ於テハ本訴金円借受タル義
一切無之処去ル明治七年十二月原
告同社中ノ由塚本嘉右衛門ヨリ自
分ヘ対シ該金催促ノ義致出訴候ニ
付不審ニ存シ内輪及穿鑿候処自分
方先代養子ニテ旧名治兵衛事熊次
郎ナル者明治元辰年五月中自分一
己ノ謀ヲ以神戸元町四丁目ヘ仮ニ
山城屋熊次郎ト虚称茶店開業中同
二年四月父治作ノ意ニ適ハサル事
故有之同所ヘ独立別家際治兵衛ノ
名称一旦父治作ヘ返戻〔其際自分家
名相続致候ニ付名前交換ニ相成〕
更ニ熊次郎ト改名同人妻自分姉ト
イト共々該地転籍ノ後即明治四年
十月該金借用致シ其節自分若年ナ
ル所ヨリ同人一己ノ計ニテ自分ヲ
請人ト致シ置候旨申聞一時驚愕シ
タレ共何分義兄ノ間柄内情吐露シ
カタキ場合モ有之候ニ付本人ヲ差
措キ直チニ請人ニ係ルハ順叙違ノ
旨ヲ以可然御答致シ呉ル様奥田仙
助ヘ委托ノ儘病氣ニ取付カレ疾苦
ノ余リ答弁書通読モセス為差出候
処右訴状ハ原告人ヨリ願下致候趣
ニ付現時神戸表居住奥田熊次郎方

へ至当ノ引合可有之義ト心得居ル
 ノミナラス現ニ昨九年十一月右
 熊次郎へ掛リ神戸裁判所へ出訴致
 シ熊次郎負債主タルヲ以テ済方示
 談可致旨答弁セリト承リ居ル際神
 戸町会所戸籍其他ノ帳簿ニ今ノ熊
 次郎ハ明治七年十一月新タニ入籍
 トアリテ自分ハ明治元年十二月ニ
 入籍シ右熊治郎入籍ノ一月前ナル
 明治七年十月ニ一家取纏メ郷ノ口
 村へ帰籍トアリテ其帳簿ニ押捺ス
 ル印章本訴証書熊次郎名下ノ印形
 ト符合スルニ付テハ本件借主ナル
 明治四年度ノ山城屋熊次郎ハ自分
 ニ適當スル旨ヲ以テ尚又原告代人
 ヲリ右金請求ノ詞訟ニ及第一号ヨ
 リ第七号迄ノ証拠物差出ト雖モ自
 分ニ於テ右金件ニ關係無之訊ハ第
 一該証書ノ印形相違スルノミナラ
 ス明治二年四月義兄治兵衛別家致
 候迄同人家族人別ニテ熊次郎ト称
 シ家ニ在シ右同月家名相統後モ連
 綿当家ニ住居セシ事迹別紙村役場
 戸籍簿ニ判然記載有之通りニテ曾
 テ神戸表へ出店又ハ転籍セシ事無
 之ニ付該件負債主ハ勿論請人ニ相
 立タル事モ無之其四号ヨリ七号ニ
 至ル迄証拠物ノ内四号証書ハ義兄
 熊次郎神戸入籍ノ事ニモ前書当村
 戸籍ノ通明治二年入籍可相成ヲ何

故先方二七年ト致シ有之候哉此義
 ハ義兄ノ取計ニ付弁解難致其第五
 号郷ノ口村戸長ヨリ神戸八幡町戸
 長ニ向ケタル送籍ノ義ハ明治二年
 四月中一旦送籍セシヲ義兄手許ニ
 テ紛失セシヨリ無余義改メテ送籍
 セシモノニテ該時初テ送籍状相渡
 セシニ無之又六号ヨリ七号迄ハ年
 齡等自分ニ引当候ハ共右ハ何者ノ
 仕業ナルヤ自分ニ於テ竟無之義ニ
 付關係難致尤第六号宗旨調^帳簿ハ其
 本書ヲ示サハルニ依リ弁解難致候
 ハ共七号戸籍簿ヲ一覽スルニ一々
 曖昧ニシテ証拠トスルニ不足ト思
 慮スル訳ハ自分父ハ今ヲ去ル式拾
 式年前退隱シ治作ト改名シ自分ハ
 其二男ナルニ山城国郷ノ口村奥田
 治兵衛四男奥田熊次郎トアリ是等
 事実相違セシハ真正ナラサル証左
 ニ可有之故二本訴証書面熊次郎名
 下ノ印形右戸籍簿等ニアル印章ニ
 符合スルトモ素ヨリ自分実印ニ非
 レハ之ニ對シ責ヲ受ルノ道理無之
 其他九号宗旨送状モ寶國寺実印相
 違ニ付証拠トスヘキモノニ無之然
 ルヲ原告ハ前述明治七年十二月差
 出タル答書ニ前年摂州神戸表開港
 相成同所繁榮商法志願ニ付一家興
 起山城屋熊次郎ト唱茶商仕候段相
 違無之ト云ヒ又私請印ハ仕候ハ共

何ヲ以僱用主ト見做候哉乍併拙者
 請印ノ廉有之更ニ關係不致次第ニ
 ハ無之候ハ共云々トアルニ相違シ
 不都合ノ旨申立候ハ共右答書差出
 候頃ハ自分病苦中ニ付前述ノ通り
 奥田仙助ハ答弁書ヲ初メ代言等ノ
 義悉皆依頼致置タル処明治七年十
 二月廿三日頃答弁書并ニ上京第十
 五区革堂内ノ町西村半平ハノ代言
 委任証出来シタル旨申シタレ共病
 苦殊ニ酷シク自ラ記名押印ナス事
 能ハス同人ハ実印相渡シ記名押印
 ナサシメタル程ノ義故答弁ノ趣意
 確ト不相弁追テ病氣全快ノ後右訴
 訟ハ願下ケ相成タル由承知セシ儘
 打過其答弁ノ事実ニ相違セシ事ハ
 今般初テ心付候儀ニテ全クハ今般
 申立ノ通ニ相違無之右様原告曖昧
 ノ証拠ヲ以屢訴訟セラレ候テハ実
 以迷惑ニ付入費仕払訴訟相止ムル
 様御裁判被下度旨申立ル

引合人ニ於テハ自分実家ハ綴喜郡
 郷ノ口村平民萬屋善五郎三男ニテ
 拾四歳ノ時同村奥田治兵衛ノ養子
 トナリ直治郎ト称シ嘉永六丑年十
 月養父治兵衛ニ熊治郎ト云フ男子
 出生スレ共同人ハハ家督不相讓萬
 延元申年十一月ニ至リ養父ハ治作
 ト改称シ自分治兵衛ノ名称ヲ襲ヒ
 家名相統罷在処其後神戸美開港ニ

付明治元年五月中自己一分ノ謀ヲ
 以同港西本町貳百四拾番地表具屋
 新兵衛賢家借受茶商開店ノ節自分
 身柄現ニ郷ノ口村人別ニ付其名前
 ニテハ不都合ト思量シ仮ニ山城屋
 熊次郎ト義弟ノ名義ヲ称シ其頃雇
 入弥助ナルモノト相謀往来券似寄
 ノ宗旨送状ヲ模造シ〔原告第九号証
 書ニ当ル〕神戸善福寺へ差出宗旨人
 別ニ相加ハリ〔原告第六号証書ニ当
 ル〕同所ニ於テ營業罷在処明治二年
 四月日不覚養父治作ノ意ニ協ハサ
 ル事故有之奥田家財産相続中相用
 タル実印及ヒ治兵衛ノ名称ヲモ養
 父治作へ返戻シ更ニ熊次郎ト改称
 神戸表へ独立別家致シ当時郷ノ口
 村庄屋亦右衛門ヨリ送籍状申受神
 戸へ転籍義弟熊次郎ハ治兵衛ト改
 称奥田家ノ相続ヲナセリ而シテ右
 送籍状ハ早速神戸八幡町役場へ持
 参スへキ処曩ニ山城屋熊次郎ト虚
 称同地ニ居住營業罷在義ニ付今更
 山城屋熊次郎ノ送籍状ヲ差出スハ
 無用ノ事ト存シ右送籍状ハ自分手
 許ニ包蔵致置在再終ニ明治七年九
 月ニ至リ神戸表戸籍改正ノ折柄戸
 長役場ヨリ身元等種々取調相成ニ
 付右送籍状可差出所存ノ処何ツカ
 紛失致シ不相見ニ付其旨郷之口村
 戸長田中茂左衛門へ申出改テ送籍

状申受〔原告第五号証書ニ当ル〕之ヲ
 神戸八幡町戸長へ差出公然入籍致
 シ〔原告第四号証書ニ当ル〕先キノ山
 城屋熊次郎ト云戸籍ハ旧里郷ノ口
 村へ帰籍ノ姿ニ願出〔原告第八号証
 書ニ当〕同所戸長ヨリ送籍状申受タ
 レ共素ヨリ有名無実ノ戸籍ニテ送
 籍状受取先モ無之ヲ以是亦自分手
 許ニ於取消タリ然ルニ本訴証書ノ
 金円ハ右別家分籍ノ後即チ明治三
 年十月大坂内淡路町巷丁目山中宗
 七方借受商業中京都東洞院六角下
 ル町物産会社ヨリ煎茶五百六拾箇
 買取残金貳千七百円相滞追々催促
 受タル未明治四年十月中同社ニ於
 テ右残金ヲ貸金ニ引直シ義弟熊次
 郎事治兵衛ヲ請人トシ証書相認夫
 々調印可致旨被申ニ付不筋ノ義ト
 ハ存シタレ共右催促ノ急ナルヨリ
 一時猶予ヲ得シタメ証書面負債主
 山城屋熊次郎名下へハ明治元年五
 月神戸表開店ノ節商用判ノ心得ニ
 テ新調セシ印形ヲ押印シ請人奥田
 治兵衛名下ニハ明治二年四月別家
 分籍ノ際新調セル自分ノ実印ヲ義
 弟熊次郎事治兵衛実印ノ体ニ偽リ
 押用ノ上相渡置タル証書ニシテ該
 金ハ全ク自分一己ノ負債ニ付明治
 九年十一月原告美濃部忠兵衛代言
 人ヨリ自分へ相係リ神戸裁判所へ

出訴ノ節自分負債ニ相違ナキ旨答
 弁シ尤本件書入茶壹萬五千斤ハ有
 名無実ノ証書ヲ金主方ヨリ認越タ
 ル儘調印シタル事実ハ原告於テ飽
 迄承知ノ事ニ有之當時自分手許調
 金難相成旁ニ付永年賦ノ濟方可致
 旨申述タレ共原告自己ノ疑念ヨリ
 自分ハ請人ニシテ義弟治兵衛コソ
 負債本主ナル旨申立タルニ付負債
 主ヲ措キ直ニ請人ニ係リ償還ヲ求
 ムル理由ナキ旨ヲ以却下ノ裁判ヲ
 受タル上原告於テ前書明治七年九
 月付ノ送籍状ヲ以自分初メテ神戸
 表へ別家分籍シタルノ証左トシ又
 明治元年中神戸會議所宗旨調帳及
 ヒ同所善福寺ニ所蔵スル宗旨送状
 等ヲ以義弟治兵衛事山城屋熊次郎
 ト称シ明治元年中神戸へ転籍シタ
 ルノ証左トナシ其明治七年十月山
 城屋事奥田熊次郎郷ノ口村へ帰籍
 云々神戸會議所簿冊ニ登記アルヲ
 實際ト見做シ或ハ同上簿冊ニ押用
 シタル印章ト本訴証書面山城屋熊
 次郎名下ノ印章ト同一ナル等一々
 義弟治兵衛ノ負債本主タル事実ヲ
 証スルニ足ル旨申立ルト雖モ右宗
 旨送状并宗旨調帳及ヒ戸籍其他ノ
 印章等ハ前述ノ通全自分謀計ヲ以
 仕成タルモノニシテ明治元年已來
 神戸表へ商店相關キ本訴ノ金円借

受タルハ始終自分耆人ノ所業ニシ
 テ義弟治兵衛於テハ毫モ關係ナキ
 者ニ付飽迄自分ヨリ償還ノ義務ヲ
 尽スヘキ念慮ナル旨陳述セリ
 依テ判決スル左ノ如
 原告人ニ於テ被告人曾テ神戸へ出
 店又ハ転籍セシ事無之ニ付該金借
 受シ事無之神戸戸長役場ニ有之戸
 籍簿等更ニ關係セサルトノ申立ハ
 明治七年度自認ノ答弁書ニ相違シ
 不都合ノ申分ニ有之又引合人熊次
 郎奥田治兵衛方相統中明治元年度
 山城屋熊次郎ト虚称シ神戸出店ノ
 節義弟熊次郎ニ相当スル第九号宗
 旨送状ヲ偽造第四号ノ如ク宗旨人
 別ニ加ハリタル末明治二年独立別
 居スレ共更ニ真送籍状ヲ出スハ無
 用ト存シ手元包藏中明治七年身元調
 有之右送籍状可差出所存ノ所何ソ
 カ紛失セシニヨリ改メテ五号送籍
 申受神戸八幡町戸長へ差出シ第四
 号戸籍簿ノ通り入籍ノ上先キニ虚
 称セシ名号ハ第八号ノ通り帰籍ノ
 姿ニ願出タルモノニテ被告人ハ右
 証拠類ニ一切關係セスト云ハ本訴
 ノ義務ヲ資力乏シキ熊次郎ニ負シ
 メ被告其責ヲ逃レン為メ兄弟申合
 ノ上被告村戸長へ申含同村役場帳
 簿取持タルモノニ可有之旨申立ル
 ト雖モ兄弟申合被告村戸長へ申含

ル等ノ義ハ全ク想像迄ノ申分ニ付
 採用難致抑被告於テ明治七年度答
 弁書ノ趣意当時病苦中他人へ委托
 セシユエ確乎不相弁事実相違ノ文
 言アル事今度初テ心付タリト云ハ
 不条理ノ申分ナレ共原告四号ヨリ
 九号迄ノ証書真正無瑕ノ物タレハ
 被告村戸長役場戸籍簿ニ照合スヘ
 キ筈ナルニ同帳簿ニ被告人他ニ転
 居寄留セシ事曾テ記載無之ノミナ
 ラス肩書等ニ数項相違ノ廉有之ニ
 付テハ果シテ真正ノ者ト信用難致
 況ヤ引合人熊次郎自ラ偽造詐欺セ
 シ旨申立ル上ハ仮令該帳簿ニ捺用
 アル印章ト本訴第壹号証書ノ印
 形ト符合シ又被告七年度ノ答弁書
 ニ前年ヨリ神戸ニ開店シテ明治三
 年帰国セリト云ノ八号戸籍簿ニ符
 合セサリシトテ之ヲ以テ被告人ハ
 明治元年以來同七年迄神戸ニ在往
 シテ該印ヲ使用セシニ無相違ト確
 定スル事難相成然ル上ハ引合人ヨ
 リ濟方受ヘキ筋合ニ付是非被告ニ
 於テ担当濟方スル様裁判受度トノ
 原告請求ノ趣ハ難相立モノトス

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告人
 ヨリ償却スヘシ

明治十一年二月廿一日

京都裁判所御印

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【68】

明治十一（一八七八）年五月十日

神戸裁判所が奥田熊次郎の証書詐為の罪を免じる

摂津国八部郡神戸元町

通五丁目平沢専之助方

同居平民

奥田熊次郎

其方儀明治元年五月中ハ奥田
治兵衛ナルヲ故ヲニ義弟ノ姓
名奥田熊次郎ト冒称シ山城国
綴喜郡郷ノ口村ヨリ神戸西本
町へ開店セシ初当時雇人目今
行衛不知弥助ト相謀リ宗旨送
状ヲ偽造シ又ハ明治二年四月
中奥田家退居ノ后チ名ヲ熊次
郎ト改メ曩キニ虚称セシ義弟
奥田熊次郎ノ戸籍ハ旧里郷ノ
口村へ帰籍ノ姿ニ仕成シ躬親
更ニ右西本町へ分家スル体ニ
テ郷ノ口村庄屋田村亦右衛門
へ申出同人ヨリ得タル自己ノ
送籍状ハ手許ニ隠藏致シ置ク
中紛失シ又ハ明治七年九月中
再ヒ郷ノ口村戸長田中茂左衛
門ヨリ申受ケシ送籍状ヲ勝手
ニ取消シ加之明治四年十月中
今般原告美濃部忠兵衛ヨリ京
都裁判所民事課へ訴出セシ第

一号金二千七百円ノ貸借証書
第二号煎茶一万五千斤ノ預証
書面ハ義弟奥田治兵衛ノ姓名
ヲ証人ノ名義ニ記入シ同人姓
名ノ下ハ自己ノ実印ヲ偽押
シ負債主自己ノ姓名ノ下ハ
商用判ヲ捺押セシ該偽証書ヲ
差入レル等右数罪ノ内名例律
ニ罪俱発条ニ照シ一ノ重キ証
書詐為スル科改定律例第二百
四十六条私ノ文書ヲ詐為スル
者ヲ以テ論シ不応為ノ重キニ
問擬シ懲役七十日可申付ノ処
何レモ三ヶ年余ヲ經テ發覺セ
シニ付旧惡減免例図ニ照シ其
罪ヲ免ス
但シ金子ハ原告人ハ返済ス
ハシ

明治十一年五月十日

神戸裁判所 (印)

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【69】

明治十四（一八八一）年十二月二十七日

京都裁判所が奥田治兵衛への預け金をめぐり諏訪伊兵衛の訴えを退ける

『明治十四年第二千七百七十八号』

京都府紀伊郡第十組

鐘木町平民諏訪伊兵

衛代理人同府上京区

第廿五組枳屋町士族

原告 大貝武布

全府綴喜郡第七組郷

ノ口村平民奥田治兵

衛代人兵庫県神戸区

神戸栄町通三丁目平

民

被告 平澤敏三

預け金取戻しの訴判決スル

事左ノ如シ

原告於テ甲第一号証ハ根元

被告ヨリ譲受タル甲第三号

証ノ地所ヲ売却シタル代金

ノ内ヲ以テ相預ケタル金員

ノ請取証ニシテ即甲第二号

証当時被告ノ後見タリシ奥

田仙助ノ言ニ依リ判然タル

旨述フレトモ仙助ハ現今後見

ヲ退キ却テ被告トハ敵視ス

ルノ人タレハ本訴ニ対シ同

人ノ申立テハ信用シ難キノ

ミナラス甲第一号証ハ金員
請取証ニシテ何ノ取引ナル
ヤヲ知ルニ由ナキニ因リ苟
モ被告於テ之レヲ承認セサ
ル以上ハ甲第一号証ハ預ケ
金ナリトノ証左ニハ相立タ
サルモノトス
右ノ理由ニ付原告請求相立
タサル事
但訴訟入費ハ原告ヨリ償
フ可シ

明治十四年十二月廿七日 (印) (京都裁判所)

判事北條元利 (印)

判事補田中之雄 (印)

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【70】

明治十五（一八八二）年二月

奥田治兵衛が奥田あい（愛）に本家住宅を預け、神戸の奥田熊次郎の許へ行くことを取り決める

写 契約証

自分義連々商法向不仕合ニ
 付借入金多分相當ト雖不
 幸ニシテ返還スルノ目的無
 之殆ソト困却候処今回親類
 中集会協議上別紙改革方法
 帳簿ノ通拙者所有品者勿論
 其他其元殿所財產品トモ売払
 代金ヲ以債主方江濟方ノ義
 設立相成ニ付テハ拙者ノ住
 家諸建物并酒造道具トモ悉皆
 有姿之儘テ本分兄弟ノ義務
 ヲ以該物品ヲ親類立会ノ上
 其元殿江更ニ預リ被下加之
 家跡相統義ハ十ヶ年間ノ期
 限ヲ定メ其件^(註)殿江引請御世
 話被下ニ於テハ拙者事ハ母
 妻子引纏ヒ当今神戸表ニ在
 任ス義兄奥田熊次郎殿方江
 罷越シ実家再興ノ開業ヲ得
 ルノ思願ナリ右年限中ニ僥
 倖ヲ得自然帰村再籍スルニ
 至テハ右法方帳中記載通其
 許殿ヨリ出願金ハ勿論其他

諸財産等速ニ返還ノ爾談ヲ
 設ケ且ツ拙者ノ諸財産トモ双
 方速カニ受渡スルノ約定ナ
 リ右ノ如ニシテ該年限内異
 変無心ケ間敷決シテ申出間
 敷為后日親類立会連印証券
 如件

奥田治兵衛印

明治十五年二月 親類立会人

大久保七兵衛

奥田熊次郎

奥田愛との

契約証

其許殿近来商業回不幸ニシ
 テ損害ヲ醸シ果シテ借金相
 嵩ニ現今債主江対ス返還金
 之目的無之到庭住家諸建物
 売払代金ヲ以濟方為サント
 スルモ忽チ実家退転ノ難患
 相生シ茲ニ至テ親類中協義
 フ以私事ハ本分兄弟ノ義務
 ニ因テ則チ私シ所有財産売
 払代金ヲ増加シ其件殿所
 産物トモ売払都合金額ヲ以
 借金濟方ノ蓄相立候ニ付本
 家住宅諸建物并残品總テ有
 姿ノ儘ヲ期限十ケ年ト定メ
 悉皆私ニ引受候所確實也且
 ツ其件殿ニ於テ実家再興ノ

為母妻子引連し神戸ニ住ス
義兄方江罷越し商業勉強し
蓄財増殖スルニ随テ帰村再
籍有之二於テハ別紙改革法
帳記載通私ヨリ出金ノ分ハ
勿論其他諸財産品ハ双方江
受渡シ尙家明渡シ速カニ退
去可致候之二因テ親類立会
連印約定証券如件

明治十五年二月

奥田あい

親類立会人

大久保七兵衛

奥田熊次郎

奥田治兵衛殿

●奥田熊次郎関係文書 No. 【71】

明治四（一八七二）年六月二十二日

西京物産總會茶製社手形（奥田熊次郎宛）

證 韻洲氏出

（印）（印）

（割印）一金七拾両也（印）但し札

右之通牒ニ請取候此手形ヲ以無相違御渡シ

可被成候事

西京

明治四年辛未六月廿二日 物産總會茶製社（印）

神戸

山城屋熊治郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No. 【72】

明治四（一八七二）年九月二十二日

（沼田藩）大坂蔵屋敷において美作領に出された文書の包紙

（包紙）

「明治四年未九月廿二日於大坂御蔵屋鋪

作州御書下ヶ 式通 ）」

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【73】

明治四（一八七二）年九月

美作国旧沼田藩領の者らが神戸の奥田熊次郎の周旋により亜三番商会から洋銀八千枚を借用する

差入申一札之事

一 我等儀無抛金子入用ニ附兼而心配仕罷在候此度
 其許殿調金御周旋之儀御頼候処格別之御深志ヲ以
 御骨折被成下今般重三番方ニ而洋銀八千枚拝借可仕
 約定御取組被成下右銀高早速御貸渡被下御蔭を以我々共
 安堵仕難有仕合ニ奉存候然ル処右借用銀高返済之義者
 本紙證札之通来ル十月廿五日限元利共返済可仕管相違無之
 候万一右日限皆済及遅滞就而者借用連印之内日延
 等杯申出候者在之候節者決而御聞入無之様無御用捨元利
 御取立可被成下候猶又自然不調之節者重三番商会ニ預ケ
 置候製茶其許殿江御勝手ニ御売払埒明被成下候共後日
 連印之者共聊申分無之候若亦不足仕候ハ、追々積付候
 製茶其許殿江御引取被成下宜御勘定被成下候共違背
 申間敷候勿論右預ケ置候茶荷物ニ附外方違乱故障妨
 申もの毛頭無之候尤此儀ニ付彼是申出候者在之候ハ、
 我等罷出後日其許殿江御手数又者御損難少シ茂相掛
 申間鋪候因茲其許殿迄別紙一札差入置候為念之
 依而如件

作州英田郡

上山村

高坂半次郎（印）

明治四年

同郡大原村

辛未九月

黒田茂兵衛（印）

同郡山外野村

黒田喜八郎 (印)

前願書面之通銀高借用相違無之候依而

承知奥印如件

作州英田郡

海内村

田中貴平 (印)

撰州神戸

奥田熊次郎殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【74】

明治五（一八七二）年二月

美作国旧沼田藩領の者らが奥田熊次郎を請証人として神戸の池田貫兵衛から洋銀一万枚を借用する

写

借用申洋銀之事

一 合洋銀壹萬枚也 但利足

月式券三厘

右者此度我等無抛要用ニ付書面之銀高

慥ニ借用申所美正明白也則返済之儀者来ル

五月及七月迄之内積送り製茶代金ヲ以七月五日

限り元利都合返済可仕候尤右銀借用ニ付我等

連判を以分借仕候上者彼是違乱故障妨等毛頭

無之ニ付日限無遅滞急度返済可仕候萬一右

日限返済手支自然不調儀等出来候節者我等共

所持之品々売払無相違償致し聊無遅滞

皆済可仕候後日御難題少も相懸ケ申間敷候為

後念之我等拝借連判證文依而如件

作州英田郡^⑧猶原村

明治五年

伊藤誠之介印

申二月

同福本村

遠藤次郎印

同上所^⑨村

高坂半次郎印

同山外野村

黒田直次郎印

同河原村

石川三郎平印

同江見村

安東廉次印

同海田村

小林源三郎印

同北所⁽¹⁾村

栗井愿一印

同祝本⁽²⁾村

田中量平印

同山外野村

黒田喜八郎印

同土居村

妹尾修一印

神戸西本町

請證人 奥田熊次郎印

神戸

池田貫兵衛殿

前題書面之通銀高借用相違

無之依而承知奥書如件

作州英田郡海内村

田中貫平印

●奥田熊次郎関係文書 No. 【75】

明治五（一八七二）年二月

美作国英田郡海内村田中貫平が神戸の池田貫兵衛に対し製茶前借金の返済を保証する

写

別紙證書之事

本文之製茶前金借用之儀聊相違無之

然ル上者本文取定之通五月と七月中製茶

為相送元利共急度返済為致可申候萬一

前金返済差滞候節者私共ら本文之通夫々

所持之品々相払元利共都合御返済取計可申候

其節聊貴殿へ御迷惑相掛ケ申間敷候為其

別紙證文差入置候処依而如件

明治五年

作州英田郡海内村

申二月

田中貫平印

神戸

池田貫兵衛殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【76】

明治五（一八七二）年六月

丹波国川坂村岩井屋五兵衛が奥田熊次郎から小野組神戸店井筒屋儀助買物茶代残金を借用する

年賦證文之事

一金三百卅六両也 但し井筒屋儀助殿

買物茶代指引残

右之通借用申候処実正也然ル上者

当申年方尙七ヶ年賦返済可申候若

尙ヶ年二而茂相滞候ハ、請人方相弁

可申候為後日之仍而如件

丹州川坂村

借用人 岩井屋五兵衛

明治五年 請人大坂

申六月 川内屋徳太郎（印）

同神戸

日替屋芳松（印）

奥田熊次郎殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【77】

明治六（一八七三）年一月

神戸の池田貫兵衛が奥田熊次郎らに対し昨年貸渡した前金一万両の皆済請取書を出す

覚

一 昨申歳前金壹万両也

貸渡其後下シ金共社中と

積送り被成候泰代金ニ而指引

勘定過上之儀者奥田熊次郎と

慥ニ請取皆済相成申候為念請

取書指上置候如件

明治六年 摂州神戸

一月 池田貫兵衛（印）

田中半殿

奥田熊次郎殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【78】

明治十（一八七七）年

奥田熊次郎が小野組総理代人小野善右衛門に対し借用残金の年賦返弁につき証書を改める

確証

一金壹万九千貳十六円八拾壹錢六毛也

右ハ明治五年十月借用残金本行之通当十年ヨリ年々^{六月廿日}_{十二月廿日}限り金九円宛

割済返弁之義御聞済被成下候ニ付証書相改申处実正也然ル上ハ割

合之通聊無相違返償可致尤身代持直シ候節者此約定ニ不拘

速ニ償却可致若シ年賦金一期タリ共相滞候節ハ前書約定

御取消金高老ケ年ニ付百分之六ニ当ル利子ヲ加ヘ残金一時

御取立相成候共聊申分無御座候為後日証書依如件

明治十年

奥田熊次郎

小野組総理代人

小野善右衛門殿

添証

一本紙証書金高二相当ル御印紙貼用可仕管之处

弊疲難渋之折柄之由ニ付本年より三ケ年之間ニ御印

紙貼用仕候義御願申上候处御聞済被成下難有奉

存依而証書差入置候依而如件

日時

同名

同名宛

●奥田熊次郎関係文書 No. 【79】

明治十三（一八八〇）年六月

茶仲間連名

茶仲間連名

畑 為助	上原濱三郎
並木末吉	大橋伊三郎
市川文蔵	榛名豊助
矢野利三郎	鳴尾辰右三門
戸倉與助	眞嶋金兵衛
小西市次郎	村木龍助
岩田善七	藤岡嘉右三門
奥野保三	福井喜九
井口仁三郎	安達太十郎
杉本太郎兵衛	袖岡常吉
森田重兵衛	榎井弥吉
岡田峰次郎	綱 孫四郎
細見幸助	松下周右三門
坂 安吉	前田弥七
冨澤伊右三門	高木信太郎
中村政平	福岡仙助
久下房吉	安部政助
田中忠次郎	八木清九郎
中田伊兵衛	有年仙次郎
篠部忠七	山木常次郎
田中卯之助	

組合取締人

井上佐太郎

明治十三年第六月 新居才次郎

奥田熊次郎

●奥田熊次郎関係文書 No.【80】

明治二十一（一八八八）年十二月二十四日

奥田タメが下宿屋の営業につき請書を提出する

御請書

神戸栄町五丁目八十番屋敷

奥田タメ

一私義下宿屋業御許可之上ハ是迄ノ旅人
宿似寄営業仕間敷旨御達ニ附畏リ候附テハ
若似寄ノ営業ヲ仕候様之事有之候節ハ
如何様之御処分相成候共不苦依テ右
請書如斯候也

明治廿一年十二月廿四日 右

奥田タメ印

神戸警察署長代理

警部高濱信武殿

右写

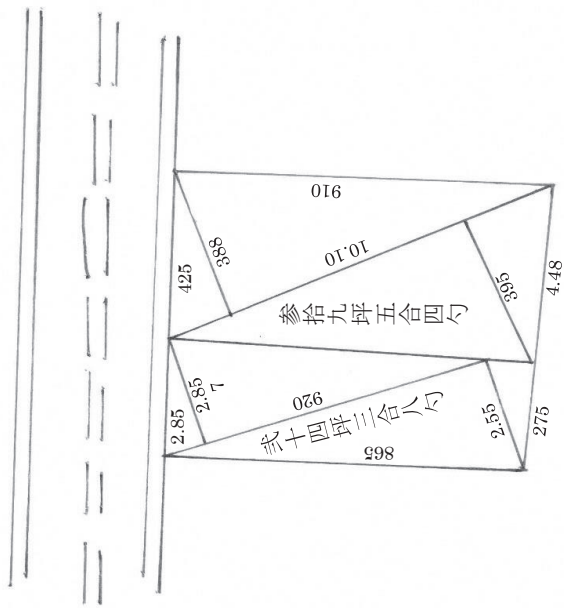
●奥田熊次郎関係文書 No. 【81】

明治四十五（一九一二）年五月六日

神戸栄町五丁目奥田氏借地実測図

栄町通五丁目

式拾九番地ノ内 実測図



① 奥田氏借地

計七九・五四五

② 鍵本氏借地

計四八・七六

二除二四・三八

明治四十五年五月六日

神戸市下山手通五丁目七拾五番邸ノ九

土地測量

製図設事務所

●奥田熊次郎関係文書 No. 【82】

(年未註) 十二月七日

貿易茶業事務所から奥田熊次郎へ広島県共進会の謝礼が贈られる

拝啓過般へ広島

県共進会へ御苦勞之

段奉厚謝候随而輕

少之至二候得共別封御

札之驗まで二進呈

致候間御笑納可被下候

匆々

十二月 貿易茶業

七日 事務所

奥田熊次郎殿

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【83】

大正元（一九一三）年十二月二十八日

奥田熊次郎が鈴木氏に助成金恵与の礼状を記す

追々世は開明に進むに随ひ物価騰貴するは当然之事
 に御座候処自分儀ハ生質愚鈍の上老年に及び自然
 事業は逡巡するのミにて動々もすれは時世に追われ日夜
 心を苦しめ候折柄老体脊馬の重量に堪兼候を
 御憐察にて御助成金員御恵与被下其上種々
 御諭の御詞ニ随ひ帰宅後御恵与金開封仕候処
 別紙多額の金員御封入ニ付大に驚き暫時忙然
 夢中の思ひにて一とたひは御辞退可申上敷或ひハ
 他に如何可仕敷兎や角と愚案仕候処斯の如き
 御仁慈の思し召に違背し奉るは却て失敬と
 勝手ながら難有頂戴可仕事と決心仕候此
 御仁恵なる御高恩は生涯忘却不仕は勿論
 此御恩金は資本の基礎と定め老錢も日常の
 費用には虚使不仕今後以前之苦痛を忘れ
 愈快活に生計を営み御恩恵の余沢に浴し
 尚ほ百年の寿を保ち可申此御報恩は如何なる
 手段を以て可仕敷只感涙之儘（五體）謝するより他は無之老人
 心中御賢察被成下候様偏ニ奉懇願候以上
 大正元年十二月二十八日
 奥田熊次郎
 鈴木様

●奥田熊次郎関係文書 No. 【84】

大正元（一九一三）年十二月二十八日

奥田熊次郎が鈴木氏から金五百円を受取る

（包紙表書）「表志 鈴木」

（包紙内書）「金五百円也」

御受書

一金五百円也

右正三拝戴仕候

大正元年十二月二十八日

奥田熊次郎

鈴木様

●奥田熊次郎関係文書 No. 【88】

安政三（一八五六）年四月十二日

伏見の枚方屋伊兵衛が奥田治兵衛から元道居士の遺物として銀三貫目を受取る

讓請取一札之事

一銀三貫目也

右者此度元道居士為遺物被下候體ニ入手仕候

且又隱居家之儀者宜御取計可被成下候尚又下拙共^②

より者何事茂申出候義者決而無之且亦為恩

性何事茂紛敷儀有之候ハ、相互ニ罷出篤与相

調其元殿江御難相懸ケ申間鋪隱居可為致

相統候以後何事も毛頭申間鋪候為後日之依而如件

伏見

枚方屋

安政三丙辰年四月十二日

伊兵衛（印）

宇治田原

治兵衛殿

●奥田熊次郎関係文書 No.【91】

壬申（明治五〔一八七二〕年）七月

並木善五郎が上町村の戸長となる

綴喜郡第三区

上町村

並木善五郎

上町村戸長

申付候事

壬申

七月

京都府

●奥田熊次郎関係文書 No.【92】

明治十一（一八七八）年六月

並木善五郎が西南戦争の負傷者治療用品を献納したことについて感謝状を贈られる

綴喜郡第五区郷之口村

並木善五郎

客歳鹿児島県下賊徒征

討二付テハ戦争中負傷候者

治療用品トシテ晒木綿三反

致献納候段奇特ニ候事

明治十一年六月

京都府

●奥田熊次郎関係文書 No.【93】

明治十二（一八七九）年十二月二十日

並木善五郎がコシラ病衛生予防金を差出したことについて感謝状を贈られる

綴喜郡第五組郷ノ口村

並木善五郎

本年馬列刺病流行ニ

付為衛生予防金壹円

差出候段篤志ニ付着

置候事

明治十二年十二月廿日

京都府

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【141】

明治三十二（一八八九）年二月二十六日

奥田家諸道具点数書

諸道具点数書

一手塩皿	但取合七	六十人前
一盃	但三ツ重	壹組
一茶漬茶碗		式十人前
一焼物皿	但取合七	六十枚
一謡本		外百番 内百番 壹組
一大皿		四枚
一鉢	大形	式枚
一烟草盆		四個
一朱吸物膳		式十人前
一仏膳椀		四膳
一木綿敷蒲団		式枚
一同大蒲団		四枚
一坐蒲団		五枚
一額		三面
一黒角丸吸物膳		十人前
一朱重箱		壹組
一栗色梅椀		式十人前
一ヱ太鼓		壹個
一古本		箱入式個
一広蓋		式枚
一弁当		六ツ入壹組
一ウスバタ花生		壹個
一燭台		壹対
一黒塗丸形飯櫃		式個

一 夕メ塗膳	式十人前
一 黒塗広蓋	壹枚
一 朱八寸	式個
一 時絵ノ硯箱	壹個
一 小判形盆	壹枚
一 銅筒	壹本
一 茶壺	壹個
一 仏壇	壹個
一 木額 取合セ	三個
一 押板	三枚
一 式枚折屏風	壹個
一 茶櫃 但了キ	拾個
一 茶壺	三拾個
一 鋤 鍬	五挺
一 行燈 但火皿箸皿付	壹個
一 梅干壺	拾個
一 押入	三 ■三個
一 蒲団綿	大小拾三枚
一 張物板	式枚
一 アミ	拾三枚
一 鉄キウ	四十本
一 栗籠	壹個
一 鳶口	式挺
一 提灯函 但提灯付	壹本
一 七ツ入子	式組
一 金杵	式本
一 打盤	壹個
一 古木板	いろく
一 三矢	壹挺
一 餅搗臼	壹個
一 トウニ	壹個

ヲ	一 古■壺 <small>中小</small>	六個
	一 酒壺	壹個
	一 小桶	四個
	一 葛籠舞道具入	壹個
	一 刀中身	貳本
	一 石臼	三個
	一 釜 但大形	壹個
	一 箆笥 但空	四棹
	一 床几	貳脚
	一 矢倉	三個
	一 茶撰板	四枚
	一 雜道具	壹組
ヨ	一 祝才膳	三個
	一 盃台	壹個
	一 文庫	壹個
	一 手盥 但大小	四個
	一 提籃	壹個
	一 枕	貳拾五個
	一 馬■衛桶	貳個
	一 女傘	三本
	一 螢籠	壹個
	一 長箱	壹個
	一 証文箱	壹個
	一 大提燈	貳個
	一 梯子	貳個
	一 刀掛	壹個
	一 掛物	五幅
	一 銅釜	壹個
	一 木具	十人前

一 柳行李	壹荷
一 撰板足	四本
一 筵	貳十枚
一 箆イカキ	貳枚
一 箆笥板	壹個
一 鉄棒	貳本
一 茶篋	貳拾
一 仏壇台	壹個
一 荷イ台	壹荷
一 茶トウシ	六枚
一 飯櫃 但大小	拾個
一 ハンギリ	五個
一 龍吐水	壹個
一 德利	壹本
一 椀	貳個
一 提燈箱	三個
一 水鉄炮	壹個
一 蓑	七個
一 小戸棚	壹個
一 茶蒸台	壹個
一 薬研	壹個
一 釘延シ	壹個
一 消壺	貳個
○ 酒袋 取消	七枚
一 敷布 取消	
一 四尺襖	壹個
マ 一 置焙爐	壹個
一 空長持	四棹
一 白木三宝	三 ■個
一 編ミ戸	壹枚

一 窓障子	三枚
一 糸車	壹個
一 茶張籠	拾個
一 茶碗台	貳個
一 真綿延シ	壹個
一 蓑障子	貳枚
一 茶釜	壹個
一 鉄燈籠	貳個
一 釣瓶縄打	壹組
一 味噌桶	貳個
陶器裏庭用	
一 井戸車	壹個
一 弁当籠	壹個
一 手桶	三個
一 肴籠	壹個
一 麦カチ台	壹個
一 陶器小便漏斗	壹個
一 古桶	五個
一 サマシ籠	拾五枚
一 綿繰リ	壹個
一 鉄三	壹個
一 蒸溜器	壹個
一 湯桶	貳個
一 野風呂桶	壹個
一 錠鍵	五個
一 弓	壹張
一 床板	壹枚
一 カケヤ	三個

計百三拾八点

右京教之品私所有之品主相
違無之主付貴殿ノ適宜主御
壳却相成康候也

右京教之品私所有之品主相違
無之主付貴殿ノ適宜主御壳
却相成康候也

右者明治十九年三月十五日元金
百五拾円借用之内ノ前書之
諸道具代金百拾五円卜相定
メ貴殿へ正ニ壳渡シ該品
引渡シ申候段確實也依之
壳渡シ証書如件

山城国綴喜郡郷之口村

明治廿二年二月廿六日 奥田仙助印

安井八三郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No. 【142】

明治三十二（一八八九）年二月二十六日

奥田家諸道具書抜帳

（表紙）

「明治三十二年二月二十六日

諸道具書抜」

倉二階之部 （印紙貼付・消印）

一第壹号

長持内二〇

手塩皿 盃 茶碗 焼物皿

其他色々六拾三点程

一第貳号長持ノ内二〇

焼物皿 謠本^{外百番}_{内百番}但シ

茶漬茶碗 大皿壹箱 鉢壹ツ

煙草盆壹対 朱吸物膳式十人前^{但シ}_{式箱入}

法用膳箱入 錫盃壹個

其他三拾四点程

第三号押入〇

坐蒲団 但シ^{金巾鼠色}_{手織共} 数拾五枚

坐蒲団 絹藤ノ模様 壹枚

木綿敷蒲団 四枚

同大蒲団 貳枚

緞子 枕〇 壹個

第四号押入○

手織蒲団	拾六枚
サラサ坐蒲団	八枚
サラサ籠蒲団	壹枚
皮坐蒲団	壹枚

木綿坐蒲団 壹枚

セシトク火鉢 木ノ

額三面 但し雲玉 福寿ト

易シテアリ

棊綿^(五) 壹ノ申程

一 第五号单司^(箱前)○

掛物及鳥墨書流シ類 ^(カ)
大人袴壹下 小人袴壹下
バツ子及帯 キヤハン色々 前齒
小兒手遊道具色木ノ面式ツ

第六号

箱 但シ煙草盆 壹ノ入

第七号

箱 但シ煙草盆 式ノ入

第八号

仏器膳櫃

第九号

黒角二丸吸物膳十人前箱入

第拾号

朱重箱四重

第拾壹号

黒又リ吉原枕○ 拾貳

第拾貳号

(箱簡)
单司○ 老本 但シ中ニナシ

第拾三号

(箱簡)
单司○ 老本 同断

第拾四号

(箱簡)
单司○ 老本 同断

第拾五号品ナシ

第拾六号

栗色梅椀 貳十人前
但箱入

第拾七号

焼物皿色々 拾四人前
但シ箱入

第拾八号

太鼓 壹個箱入

第拾九号

第貳拾号 古本

一 壹号 皆書箱入ル
貳拾貳号

第貳拾三号

枕色々 壹箱

第貳拾四号 品ナシ

第貳拾五号

茶櫃紙色々入

第貳拾六号

古本色々

第貳拾七号

松之絵 長サ老個模様

外二大小共之

メクリ 箱入

第貳拾八号 品ナシ

第貳拾九号

弁当六ツ 但シ黒箱入

第卅号

御花足六個 小押掛壹枚
ナシ

第卅壹号

ウスバダ花生 壹個箱入

第廿貳号		
燭台		壹対
第廿三号		
第廿四号		
朱ノ提重七ツ入レ子		壹組〇
第廿五号		
黒仏用椀拾七		
外平ノ蓋其他		箱入〇
第廿六号		
黒塗膳	—————	八枚箱入
第廿七号		
黒塗丸形飯櫃		式ッ
紋附		
南盃一合付三ツ		
第廿八号		
タメ塗御膳		式十人前
但シ式箱入		
第廿九号		
黒塗鶴ノ模様		
広蓋		壹個
		箱入
第四拾号		

朱八寸足高膳 式ツ
箱入

二階番外之部

一 小判形小飯櫃 壹個〇

一 桐之箱 壹個〇

一 描繪之硯箱 壹個

石付

~~十 黒床書箱入 壹個~~

一 大小盆 式枚

但シ大ハ赤小ハ黒

一 小判形盆 壹枚

一 年徳棚 壹個〇

八角形

~~十 茶入武刀 三個~~

一 銅の筒 壹本

一 尻たい 壹個〇

一 芋づな 壹筋〇

一 まな板 壹個〇

一 桐ノ箱 壹個〇

一 箱 色々〇

~~十 竹の花生 壹個~~

一 白木三宝 三個〇

一 八足台 壹個〇

一 寝ござ 壹枚

一 テーラン 壹個〇

一 茶壺 壹個

〆是迄倉二階有

倉ノ下部

第壹号

一長持 壹棹〇

〇但シ雛同付属品色々

第貳号

長持 壹棹〇

綿類入〇

第三号

長持〇 壹棹

盥〇類 其他色々

第四号

戸柵押入〇 壹ツ

玉簾 壹ツ

五六号ナシ

第七号

手遊物色々〇 壹個

箱入

第八号

手遊物色々〇 壹個

箱入

第九号

棚 〇 壹個

第拾号

押板 三枚

第拾壹号		
書籍 ^(註) 单笥		壹個
書籍色々入		
第拾貳号		
右同断		壹個
第三		
第拾参号		
下駄箱○	—————	壹個
第拾四号		
錠付柳行李		壹個
但之煙草入		
第拾五号		
一枚折		
屏風		壹隻
𠄎		
茶製場之二階		
一 小水鉄鉋		壹個○
一 戸		貳枚○
一 箱		貳個○
一 半切桶		壹個○
一 釣瓶		壹個○
一 小判形飯櫃		壹個○
一 襖		壹枚○
一 大小桶		貳個○
一 床俵古御坐		五束程○
一 みの蕙		
一 桶		貳個○

一戸	六枚〇
一焙炉用さまし籠	五ツ〇
一茶摘かご	八ツ〇
一堤樽	壹個〇
一四斗樽	壹個〇
一竹の簀	三枚〇
一古木	色々〇
『戸』	
一あみ万	壹個〇
『戸』	
一万	貳枚〇
一窓障子	四枚〇
一御坐上敷	三枚〇
一襖	壹枚〇
一障子	四枚〇
一御坐上敷	三枚
一襖	
一まと障子	四枚〇
一武力とゆ	六本〇
一茶櫃	五個〇
一槻の額	壹面
一焙炉ねり	拾枚〇
じよたん	
一大いかき	三枚〇
一さんや	壹個〇
一机	壹個〇
一棚	壹個〇
一小桶	壹個〇
一盥	四個〇
一筵	六拾枚程〇
一麴ふた	五枚〇

一箱		貳個〇
一 大垣		壹個〇
一籠		貳個〇
一戸		壹枚〇
一柳行李		壹個〇
一 小判形桶		貳個〇
一すし箱	大小	貳個〇
一 醤油半樽		壹個〇
一やぐら		壹個〇
一 鍬		貳挺〇
一茶櫃		拾五個〇
一古長持		壹棹〇
一玉子籠		壹荷〇
一菜洗籠		壹荷〇
一なわ		壹束〇
一 はりこ	大小	五ツ〇
一茶櫃		壹個〇
㍷		
茶製場下ノ部		
一とらみ		壹個〇
一いかき		貳個〇
一御坐		貳まい〇
一桶		四個〇
一手桶		壹個〇
一桶		壹個〇
一 盥 大小		貳個〇
一まんりき		壹個〇
一戸ついたて		壹個〇
一半切桶		貳個〇
一茶櫃		壹個〇

番茶入	
一 どころ	壹個ノ
一 竹皮笠	拾個〇
一 小壺	七個〇
一 茶櫃	八箱〇
一 荷桶	壹荷〇
一 土がま	貳個〇
一 木つきらす	壹個〇
一 粉ひきらす	貳個〇
一 はしこ	貳個〇
一 古桶	三個〇
一 とこもみ板	壹個〇
一 つるどうし	壹個〇
一 荷と棒	八九本〇
一 茶つぼ	三拾本〇
一 べ	

物置場之部

一 茶碗棚	壹個〇
一 古まと	三枚〇
障子	
一 障子	貳枚〇
一 まくら	廿五〇
一 上敷	貳枚〇
一 かけや	貳個〇
一 荷ひ棒	壹本〇
一 さまし籠	拾五〇
一 はこ	壹個〇
一 せいご	壹個〇

一 しんとう	四個〇
	荷
一 式枚折	壹個〇
一 古箱	貳個〇
一 のり箱	三個〇
一 はしこ	貳個〇
一 味噌桶 ^④	貳個〇
一 梅子壺	壹個〇
一 黒壺	壹個〇
一 手桶	壹個〇
一 さまし籠	壹個〇
一 小箕	壹個〇
一 土持籠	壹荷〇
一 飯たひ	八ツ〇
茶碗付	
一 古箱	壹ツ〇
一 置こたツ	壹ツ〇
一 茶 本 本	壹ツ〇
一 とたな	壹ツ〇
一 茶碗	色々〇
一 こどもはし	壹ツ〇
一 はんそ	壹ツ〇
一 もつこ	三荷〇
一 綿	貳ツ〇
右之品ハ押入ニアル	
あしつき	壹個
大かまか	壹個〇
ふた	
べ	
右之通諸品々 ^⑤ 貴殿	

御貴殿ニ借用金有之

ニ付該品皆悉相渡

可申候也

明治廿二年

二月廿六日 奥田仙助 (印)

安井八三郎殿

●奥田熊次郎関係文書 No. 【169】

(年未詳) 十一月十六日

俳諧 (豊彦作、奥田毛條翁を思いて)

宇治田原の奥田のぬし毛條翁に
松本應隨翁伏見海道に在し時
初見仕りしも四十の様を重ねしを
思ひに毛條翁今に見申様にて

豊彦

茶の花や

千代祝ふ

竹の

根もと

より

御笑にまはし申候

霜月十六日

田中貢

奥田御主人_参

● 奥田熊次郎関係文書 No. 【197】

元禄六（一六九三）年

奥田治兵衛が（京都町）奉行に先祖の由緒書を提出する

由緒書

一 私先祖者山城国紀伊郡竹田村ニ奥田右近秀清と申
 居住仕候然ル所天文十四年ニ 口宣頂戴仕任右衛門尉
 其後河内津国凶徒蜂起仕洛中へ乱入候禦之鳥羽
 秋山ニ而討死仕候右 口宣尔今竹田村私家筋
 奥田茂右衛門方ニ所持仕候御事

一 右右衛門尉弟奥田次郎右衛門と申者其節宇治田原郷へ引籠申
 其後世忤惣右衛門義山口甚助殿宇治田原郷御在城之節奏公
 相勤罷有候所病身ニ付御暇申請上町村ニ代々居住仕候御事

一 右次郎右衛門甥奥田源十郎 信長公ニ奉附大坂ニ而
 合戦之節討死仕候其御忠節之働仕候ニ付今村源助
 今村紀伊守兩人連判之感状右茂右衛門方ニ所持仕候事

右之通相違無御座候尤郷侍ニ而御 停止以前迄
 代々刀帯シ来申候乍恐書付奉指上候自今以後
 神事等又ハ他行仕候節先前之通刀帯申候様ニ
 御 赦免被為 成下候ハ、難有可奉存候以上

山城国綴喜郡宇治田原郷上町村

奥田治兵衛

元禄六年酉

御奉行様

右奥田治兵衛先祖由緒書被差上ケ候通

承伝申候尤代々刀帯シ来申候所紛無御座候以上

宇治田原郷上町村庄屋

与三左衛門

元禄六年酉

御奉行様

●奥田熊次郎関係文書 No. 【200】

(年未註)

和歌 (奥田重直作、堀口慶治郎の名前によせて)

堀口慶治郎殿其名

前の文字によせて孝

の心をすくめ侍る

よろこびを

おさめてよしや

慶治郎

おさめよろこぶ

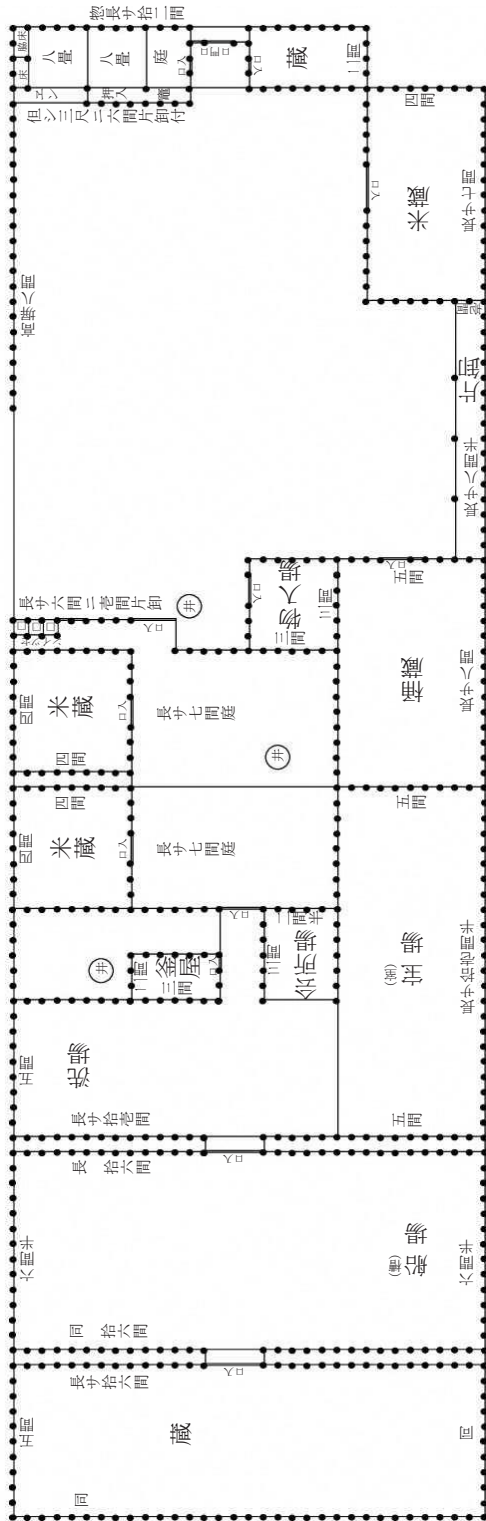
親の心も

奥田重直

●奥田熊次郎関係文書 No. 【201】

(年未註)

奥田家屋敷図



(付紙)

- 「屋鋪壹反式畝拾六分五厘 分米壹石式斗五升五合
- 屋鋪四畝分 正分米壹斗九升三合
- 新開畑壹反六畝拾分 正分米九斗八升
- 屋鋪式十分 分米四升
- 畑田成り壹反七畝分 正分米八斗壹升八合
- 屋鋪田成五畝分 正分米貳斗四升
- 合反別五反五畝拾六分五厘
- 正分米共々三石四斗七升四合

奥田熊次郎関係文書

主要文書史料解説

奥田熊次郎関係文書 主要文書史料解説

1

中川 博勝

目次

はじめに

一、近世後期から明治初期の奥田家と茶業

- (一) 奥田家の概要
- (二) 江戸への茶の出荷
- (三) 奥田熊次郎の履歴 — 養子入りから本家相続を経て別家独立まで —
- (四) 養父奥田治兵衛（十二代）について
- (五) 奥田家十一代目をめぐって
- (六) 奥田熊次郎の妻
- (七) 奥田熊次郎の神戸進出

二、物産引立惣会社と奥田熊次郎

- (一) 物産引立惣会社の沿革
- (二) 物産引立惣会社との取引の実態
- (三) 裁判の経過
- (四) 物産引立惣会社の手形

三、小野組と奥田熊次郎

- (一) 小野組の沿革
- (二) 小野組神戸店からの借入金
- (三) 小野組の破綻処理
- (四) 小野組に対する返済方法
- (五) 丹波の茶商と前借
- (六) 小野組と輸出茶 — 田丸屋の取引記録から —

四、沼田藩美作領の国産会所と通商社

- (一) 奥田熊次郎の仲介による前借証文
- (二) 上茶（宇治）製法の導入と国産仕法
- (三) 国産会所体制の確立
- (四) 沼田藩通商社の設立
- (五) 廃藩置県による通商社廃止と外資の前借
- (六) 明治中後期の英田郡における輸出茶生産

五、明治中期の奥田家と茶業

- (一) 奥田本家の逼塞
- (二) 製茶売込商から仲買人
- (三) 共進会審査員
- (四) 晩年の奥田熊次郎

六、並木家に関する文書

- (一) 明治期の並木家
- (二) 会計基立金の応募と太政官札の借用

おわりに

はじめに

当報告書で取り上げるのは、山城国綴喜郡宇治田原郷上町村（郷之口村）（現京都府綴喜郡宇治田原町郷之口）出身で、明治時代に神戸へ進出して製茶売込商を営業した奥田熊次郎（一八三六～一九一六）に関する文書群である。

平成二十（二〇〇八）年度から二十六（二〇一四）年度にかけて宇治田原町教育委員会は、宇治田原町茶史編纂事業を実施し、潮見博司家文書（田丸屋）・永谷三之丞家文書・永谷伊八郎家文書など、宇治田原の茶業史にかかわる文書群の整理と調査を行った¹。調査を進めるなかで、「宇治田原の歴史を語る会」の茨木輝樹氏から奥田熊次郎関係文書の所在について情報提供を受けたので、茨木氏の協力を得て文書を借用し調査を行うことになった。

しかし、町の茶史編纂事業は終盤を迎えていたため、平成二十七（二〇一五）年度から令和元（二〇一九）年度まで実施した京都府の「宇治茶に関する古文書調査」のなかで本格的な調査を行った。

奥田熊次郎関係文書は、奥田熊次郎の生家である宇治田原町郷之口の並木家に伝わったものである。詳細は一で後述するが、熊次郎は天保七（一八三六）年に並木家に生まれ、後に同村の奥田家へ養子に入り、奥田家の家督を継いだ。明治時代になると奥田本家の家督を譲り、奥田家の別家として神戸で製茶売込商を営んだ。熊次郎には実子がいなかったため、生家の並木家から姪のちつ（ちづ・千寿）を養女に迎えたが、大正五（一九一六）年に熊次郎が神戸で死去すると、大正九（一九二〇）年にちつは神戸を離れ郷之口に転居した【203-3】【203-7】【203-8】（以下、本文中に【 】で示した番号は、奥田熊次郎関係文書の文書番号であり、当報告書の「主要文書解説文」に対応する。ただし、一部の文書は文書番号のみを示し、解説文を収録していないものがある）。奥田ちつは熊次郎関連の文書を木箱（一箱）に入れて保管しており、ちつの没後、木箱は並木家で保存されてきた。今回調査を行ったのはこの木箱に収納されていた文書である。

木箱は、蓋の表面に「奥田家系図箱 奥田千寿」と墨書があり、法量は縦三九・三×横二七・二×高二七・〇センチである。木箱のなかには、二〇三点（親番号）の文書が納められていた。

この文書は、過去に少なくとも一回調査が行われている。

昭和四十四（一九六九）年に、宇治田原の郷土史に関心を持つ有志で構成される「ふるさとを守る会」が、当文書を調査して「奥田家の歴（史）脱カ」というメモをまとめている【203-1】。このメモの内容は、後述する郷土史家の森本米一氏の著作と類似する点があるので、森本氏らが中心となって調査を行ったものであろうか。

その後、昭和五十一（一九七六）年から六十三（一九八八）年にかけて、宇治田原町史編纂事業が実施された。郷土史家の委員数名を中心に資料調査が進められ、調査した資料の翻刻や解説が『宇治田原町史参考資料』（第一～十七輯）に収められている。並木家で保存されていた奥田熊次郎関係文書は、昭和五十二（一九七七）年に調査が行われたとみられ、その成果として『宇治田原町史参考資料』には次の二つの著作が掲載されている。

森本米一・山本十造両氏による共著「奥田家に関する調査」²は、奥田家の由緒書【197】・屋敷図【201】の解説文、および系図【199】の意訳（抄）を収録し、また、森本米一氏による「奥田家の人々」³は、奥田家歴代当主の事績をまとめている。

その後、『宇治田原町参考資料』を基に執筆された『宇治田原町史』第二巻⁴では、奥田家の事績のうち、与謝蕪村との交流や宇治道の改修などが取り上げられている。

当文書のなかには、こうした過去の調査で使用した整理用封筒に納入されていたり、番号札が取り付けられたりするものがあつた。他方、整理用封筒と中身が合致しなかったり、封筒から文書が取り出されていたりするものも多く、過去二回の文書整理後にも人手が入っているようである。

木箱に納められていた文書は、奥田熊次郎および奥田家に関する文書が中心であるが、これらの文書を引き継いだ奥田ちつ自身の資料や、熊次郎とちつの実家である並木家に関する文書も含まれている。奥田家・並木家に関する文書とも明治以降のものが大半であるが、若干数の近世文書が含まれる。並木家関係の文書にも貴重な史料が多い。

当文書は、上述した『宇治田原町史参考資料』の著作のなかで一部が翻刻され、本文の叙述にも引用・利用されているが、これらの著作では奥田家の由緒に比重が置かれており、茶業関係の史料は翻刻されておらず、本文叙述のなかでもほとんど反映されていない。これは、町史という性格上、神戸における製茶売込商としての経営状況は叙述の範疇を超えていたことや、奥田熊次郎の借入金をめぐる裁判史料を取り上げることが敬遠されたなどの事情が想像される。

しかしながら、当文書にはこれまでほとんど明らかでなかった京都府内から神戸に進出した製茶売込商の経営の実態を示す重要な内容を含んでいる。そもそも神戸の製茶売込商については不明な点が多く、開港からまもない明治初期の実態を知り得ることは極めて稀なことである⁵。

以上を鑑みて、当報告書では当文書に含まれる奥田家および奥田熊次郎関連の主要な文書を解読(翻刻)するとともに、並木家関連の文書のうち重要な文書の解読文も合わせて収録した。

近世には宇治田原郷の中心的な豪農であつた奥田家が、どのような過程を経て近代に神戸で製茶売込商を開業し経営していったか、その浮沈の軌跡を具体的に明らかにすることは、宇治田原町や京都府のみならず幕末から明治にいたる日本の茶業の特質を理解するうえでも大切なことである。

また、具体的には後述するように、当文書を読解するうえで奥田家当主の名前・生没年・続柄などの基礎的情報は不可欠であるが、奥田家の歴代当主が代々治兵衛を襲名していることもあり、不明な点も多く、混乱を来しているのが実情である。現状では推測に頼らざるを得ない点も少なくないが、今後、地域に残された各種資料の散逸や記憶の忘却なども懸念され、混乱がますます拡大する恐れもある。そのため、本稿では後日の検証が可能となるよう典拠(文書番号)を示し、あえて個人の履歴に立ち入って述べることを断っておきたい。

なお、奥田家では歴代当主が治兵衛を襲名したほか、隠居名の治作などを襲名することもあつた。熊次郎という名前も複数の人物が名乗っている。当解説においては、襲名を区別するため、必要に応じて便宜的に推定による奥田家当主の代目を補った。代目の推定根拠については、一(三)〜(五)を参照されたい。なお、当解説で単に「奥田熊次郎」と記した場合、明治時代に神戸で製茶売込商を営んだ奥田熊次郎(十三代治兵衛)のことを指す。

1、近世後期から明治初期の奥田家と茶業

(一) 奥田家の概要

江戸時代、奥田家は宇治田原有数の豪農で、歴代の当主は治兵衛を襲名した。元禄六（一六九三）年の「由緒書」【197】によれば、先祖は山城国紀伊郡竹田村（現京都市伏見区）の奥田右近秀清で、その弟の奥田次郎右衛門のとき宇治田原郷へ引き移り、その後、子の惣右衛門より上町村に居住し、代々「郷侍」として帯刀してきたという。そのため、今後も神事や他行時における帯刀の赦免を京都町奉行に願っている。

奥田家が居住した綴喜郡上町村は、下町村と隣接して集落を形成しており、両村を合わせて郷之口村として扱われることも多かった。天保郷帳によれば、村高は上町村が一四三・三八五石、下町村が一七九・六〇一石である。慶応三（一八六七）年の家数は、上町村が六五軒、下町村が七四軒であった。両村とも禁裏御料として京都代官小堀氏の支配を受けた。郷之口は宇治田原郷の西端に位置し、東の信楽方面と西の宇治・田辺方面を結ぶ街道の分岐点にあり、宇治田原のなかでも商家や茶問屋の多い村である。明治六（一八七三）年四月、上町村と下町村が合併して正式に郷之口村となった。

近世における奥田家の具体的な経営規模は詳らかではないが、厳しい経営状況となっていた明治九（一八七六）年段階でも三町一反余の土地を所有しており、これは郷之口村の住人のなかで第五位にあたる。また、近世から明治にかけて酒造業を営んでおり、残された屋敷図からは往時の酒造場の様相を知ることができる【201】。明治十二（一八七九）年頃の奥田治兵衛の資産は、酒造四〇〇石、資本二五〇〇円、田一町九反七畝二七歩、宅地四反九畝一九歩、居宅二五〇坪、土蔵一四四坪五棟であった。

奥田家の歴代当主は、地域の道路整備や文化の振興に力を尽くしている。

九代治兵衛は毛條の俳号で知られ、与謝蕪村に師事して深い交流を持ち、宇治田原の地に俳諧の隆盛をもたらした。天明三（一七八三）年、最晩年の蕪村が毛條の招きで宇治田原を訪れ、松茸狩りに興じた「宇治行」の逸話はよく知られているところである¹⁰。当文書には、俳諧の資料として、「明和九（一七七二）年辰九月廿日開点 清書興行人軽風」の記載がある点帖が残されている（但し帳外れ）【161～164】。

天保期（一八三〇～四四）、十代治兵衛重直（治作）は郷之口から宇治川の天ヶ瀬浜（現宇治市）に至る「宇治道」の再整備に身を投じた。宇治道の整備によって、宇治田原から船問屋のあった宇治川河畔の天ヶ瀬まで茶の運送が便利になった¹¹。

(二) 江戸への茶の出荷

近世後期には、奥田家が茶業を営み、江戸へ茶を出荷していたことが確認される。

嘉永二（一八四九）年に山城の有力な茶商らが取り決めた「茶仲間直段定書」には、奥田治兵衛も連名している¹²。永谷三之丞家文書の「古今嘉木歴覧」によれば、奥田治兵衛は嘉永年間（一八四八～五四）から江戸へ茶を送るようになったという¹³。

大阪市住吉区の住吉大社には、嘉永四（一八五二）年一月に宇治田原の永谷三之丞・永谷武右衛門・永谷太郎兵衛および奥田治兵衛が共同で奉納した石灯籠一対が現存する。この石灯籠は、平成二十七（二〇一五）年に茨木輝樹氏の現地調査によって発見されたものである

14。石灯籠を寄附した永谷三家は湯屋谷村の住人で、宇治製法を開発したとされる永谷宗円の子孫にあたる。永谷家は文化八（一八一二）年に「山徳組」を結成し、江戸の茶商山本嘉兵衛（山本山）らと茶の独占販売契約を結んでいる¹⁵。したがって、永谷・奥田家は江戸へ送る茶を積載した船の安全を祈願するため、航海の神である住吉大社に石灯籠を奉獻したと考えられよう。この石灯籠は、近世後期に宇治田原の茶商が江戸へさかんに茶を出荷していたことを彷彿とさせる興味深い資料である。

このように、奥田家は横浜開港以前から江戸へ茶を積み出していた山城地域における有力な茶商（産地問屋）の一人であった。

安政六（一八五九）年、横浜が開港し、茶の海外輸出が開始される。幕末維新期、茶は生糸に次ぐ主要輸出品であった。慶応三（一八六七）年には、江戸の茶商が、近江商人の丁子屋（小林）吟右衛門の為替を利用して、山城国の宇治田原や和東などの茶商たちに茶の代金を送金したことが確認される。このなかには、奥田治兵衛宛ての送金三三〇〇両も含まれている¹⁶。当時、江戸の茶商は購入した茶を横浜に売り込んでいたから¹⁷、奥田家の茶も間接的に海外輸出されていた可能性が高い。

（三）奥田熊次郎の履歴 — 養子入りから本家相続を経て別家独立まで —

奥田熊次郎（十三代治兵衛）は、天保七（一八三六）年六月二十五日【203-10】、郷之口村（上町村）の並木（萬屋）善五郎の三男として生まれた【67】【65】【203-10】。幼名は不詳。十四歳の時に同村の奥田治兵衛（十二代）の養子となり、直治郎と称した【67】。養子入りは、年齢（教え年々）から逆算すると、嘉永二（一八四九）年のことと考えられる。この点は、明治十（一八七七）年一月「裁判言渡書」【65】における本人（十三代治兵衛・熊次郎）の証言によれば、養子入りは「廿七ヶ年以前」とあり、証言が明治九（一八七六）年に行われたとすると、嘉永二（一八四九）年に養子に入ったことになり、辻褄が合う。

嘉永六（一八五三）年、養父治兵衛（十二代）に熊治郎という実子が生まれた（後の十四代治兵衛）。近代の戸籍【203-4】【203-11】には、嘉永六（一八五三）年十一月十四日の生まれで治兵衛（十二代）の長男とある。したがって、直治郎と熊治郎は義理の兄弟にあたる¹⁸。

その後、父の治兵衛（十二代）は治作と改名し「退隠」する。父の改名時期については、明治十一（一八七八）年「裁判申渡書」【67】のなかで、実子（弟）（十四代治兵衛）が「今ヲ去式拾式年前」すなわち安政三（一八五六）年頃のことだと証言したのに対し、養子（兄）（十三代治兵衛・熊次郎）は万延元（一八六〇）年十一月のことと証言している。また、養子（兄）（十三代治兵衛・熊次郎）は、父の改名に伴い、自分が治兵衛（十三代）を襲名し家名を相続したと証言している。

この点を近代の戸籍で確認すると、養子（兄）（十三代治兵衛・熊次郎）の戸籍【203-10】には、「戸籍編製以前二付年月日不詳、養父亡跡相続」・「亡養父奥田治兵衛」とあり、養父治兵衛（十二代）から相続したことは分かるが、その年代は不詳となっている。

一方、実子（弟）（十四代治兵衛）の戸籍【203-4】には、安政三（一八五六）年六月十日に父治兵衛（十二代）から相続したと記されている。これは、前述した明治十一（一八七八）年「裁判申渡書」【67】における本人（十四代治兵衛）の証言に沿う内容である。

年代については兄弟の証言に相違があるものの、兄が治兵衛（十二代）を襲名したことは、

弟(十四代)も認めており【67】、兄(十三代)の相続自体は事実と判断される。安政二(一八五五)年六月時点で、弟(実子)(十四代)は満二歳であることから形式的な相続であつて、実際には弟が成長するまで兄(養子)(十三代)が奥田家を相続したとみるべきであろう。兄(十三代)は養子ということもあり、後に神戸で別家独立した段階で、奥田本家の家系から外される形となつたのかもしれない。

その後、慶応三(一八六七)年十二月七日の神戸開港を受け、慶応四(一八六八)年五月、養子(兄)治兵衛(十三代)は神戸西本町二四〇番地にある表具屋新兵衛の貸家を借り受け、茶商を開店した【67】。

開店にあたって、自分の身柄は郷之口村の人別にあり、治兵衛の名前を称して神戸で営業することは不都合であると考え、養弟熊治郎(十四代)の名義を用い、山城屋熊次郎の名で開業した。奥田家の当主が代々襲名してきた治兵衛の名跡を神戸店で名乗ることを憚り、まだ幼い養弟の名前を用いたものとみられる。

明治二(一八六九)年四月、父治作(十二代)の意に合わない「事故」があつたため、養子(兄)治兵衛(十三代)は、治兵衛の名跡を父治作(十二代)に返却して熊次郎と改名し、神戸に別家独立した。併せて、奥田家の財産相続中に使用していた実印も父に返却した。

そして、弟の熊治郎(父治作の実子)が治兵衛(十四代)と改名し、奥田家を相続することになった【67】。ちょうど兄弟のあいだで名前を交換する形となつた。

(四) 養父奥田治兵衛(十二代)について

養子(兄)熊次郎(十三代治兵衛)と実子(弟)治兵衛(十四代)の父である治兵衛(治作)(十二代)については、森本米一氏による『奥田家の人々』(『宇治田原町史参考資料』第四輯)や、『宇治田原町史』第一巻のなかで触れるところがなく、存在が抜け落ちている。そのため、両書では、並木家から奥田家へ養子に入った直治郎(十三代治兵衛・熊次郎)の養父は、天保年間(一八三〇〜四四)に宇治田原(郷之口)と宇治(天ヶ瀬浜)を結ぶ「宇治道」の改修工事に尽力した治兵衛(重直・治作)(十代)にあたり、その実子(長男)が弟の熊治郎(十四代治兵衛)にあたると理解されている¹⁾。

森本氏の著作や『宇治田原町史』第一巻の記述は、当解説の「はじめに」で触れた過去の調査に基づき、奥田熊次郎関係文書を踏まえて執筆されていると思われるが、当文書を精読すると、こうした先行研究の記述は正確ではないと考えられる。この点について奥田家の墓石なども参照し、関係を整理しておきたい。

奥田家の菩提寺である宇治田原町南(切林)の宝国寺には、奥田家歴代当主の墓が並ぶ。これらの墓石については、茨木輝樹氏が調査を行っており、その成果を参考にさせていただいた。

治兵衛重直(治作)(十代)(量壽院齡譽元道居士)は、安政二(一八五五)年四月十八日に七九歳で死去している。したがって、嘉永六(一八五三)年に熊治郎(十四代治兵衛)が生まれた時、重直は七七歳だったはずで、実子が誕生したとは考えにくい。なお、重直の墓石には「奥田氏十代孫治作家先祖也」とある。

治兵衛重直(治作)(十代)(量壽院)の向かつて右隣(北側)には、治兵衛重弘(勇心院哲譽宗英居士)の墓があり、命日は明治四(一八七二)年五月八日で、「奥田氏十式代目之孫」と刻まれている。当文書のなかに含まれる、奥田・並木両家の戒名と命日を列挙した書

付【203-5】には、「勇心院」＝「俗名奥田治作」の命日が明治四（一八七二）年五月八日と記されているので、治兵衛重弘が奥田家の十二代目で、隠居名は治作であったことが分かる。年代から判断して、治兵衛重弘（十二代）が十三代治兵衛（熊次郎）の義父、かつ十四代治兵衛の実父であると考えられる。

なお、奥田家歴代当主の墓石に代目が刻まれているのは、十代治兵衛重直（量壽院）（治作）と、十二代治兵衛重弘（勇心院）（治作）の二人だけである。このほか、十代治兵衛が宇治道改修工事に尽くした功績を後世に伝えるため、安政二（一八五五）年一月に宇治道の沿道へ建立された「直路碑」の銘文にも、治兵衛（治作）の諱が重直であり、奥田家の十代目であることが刻まれている²⁰。

本稿では、これらの情報から奥田家当主の代目を推定し、養子治兵衛（熊次郎）を十三代、実子治兵衛を十四代と見做した。

（五）奥田家十一代目をめぐって

ところで、十代治兵衛重直（治作）（量壽院）と十二代治兵衛重弘（治作）（勇心院）の間に位置する十一代については不詳である。近世後半の奥田家系図を欠くため、墓石の銘文だけでは、誰が十一代に該当するのかは不明である。そもそも宝国寺に十一代の墓がない可能性もあるし、例えば十代治兵衛の子（十一代）が早世あるいは当主を相続せず、十二代治兵衛重弘が跡を継いだ可能性も想定される。

この点に関連するかもしれないのが、【69】と【88】の二点の史料である。

【88】は、安政三（一八五六）年四月十二日、伏見の枚方屋伊兵衛が、「元道居士」すなわち治兵衛重直（治作）（十代）（量壽院・元道居士）の遺産として銀三貫目を受領したことの証として宇治田原の奥田治兵衛に差し出した文書である。安政二（一八五五）年四月十八日に治兵衛重直（治作）（十代）は死去しており、【88】はその一年後に奥田家の相続について取り交わされた文書である。この文書で、枚方屋伊兵衛は奥田治兵衛に対して、①「隠居家」の取り計らいをよろしく頼む、②今後は伊兵衛から何事も決して口出しはせず、治兵衛へ迷惑をかけない、③（伊兵衛は）「隠居」し（治兵衛）が「相続」したのちは何事も一切口出しはしないことを誓っている。

枚方屋伊兵衛について詳しいことは分からないが、【88】の内容からして、治兵衛重直（治作）（十代）の後継者として奥田家を相続してもおかしくない続柄の人物（子や兄弟など）だと考えられる。だが、奥田家を継がずに伏見に店を構えたようである。この文書の宛先の治兵衛は、十二代治兵衛重弘にあたるのであろうか。

【69】は、紀伊郡撞木町（現京都市伏見区）の諏訪伊兵衛（原告）が、郷之口村の奥田治兵衛（十四代か）（被告）から譲り受けた土地を売却し、その代金の一部を（治兵衛に）預けていたが、この代金の返却を求めて、諏訪が奥田を訴えた訴訟の判決書である。明治十四（一八八二）年十二月二十七日に判決が出され、原告・諏訪伊兵衛の請求は退けられた。この諏訪伊兵衛が【88】の枚方屋伊兵衛にあたる可能性がある。

以上から、奥田家を相続せずに伏見に出た枚方屋（諏訪？）伊兵衛が、奥田家十一代にあたる可能性もあるが、現時点では推測の域を出ない。今後の検討課題である。

(六) 奥田熊次郎の妻

ここで、奥田熊次郎（十三代治兵衛）の妻についても触れておく。

明治十（一八七七）年「裁判言渡書」【65】には、熊次郎（十三代治兵衛）は「奥田治兵衛（十二代）方へ婿養子三貫と受ケラレ」とあり、また同人の「妻ノ弟熊次郎」（十四代治兵衛の幼名）との記載がある。また、明治十一（一八七八）年「裁判申渡書」【67】のなかで、十四代治兵衛は奥田熊次郎（十三代治兵衛）の妻は「自分姉」と証言している。以上から、奥田熊次郎（十三代治兵衛）は、①奥田治兵衛（十二代）（重弘）の娘婿であったことと、②妻は十二代治兵衛（重弘）の実子十四代治兵衛（幼名熊治郎）の姉であることが分かる。

妻の名前は、明治十一（一八七八）年「裁判申渡書」【67】には、「妻エイ」とある。奥田・並木両家の戒名と命日を列挙した書付【203-5】には、「壽量無染貞招信女」＝「俗名奥田エイ」が明治十五（一八八二）年十二月二十五日に死去したとの記載がある。

熊次郎（十三代治兵衛）の戸籍【203-10】によれば、明治十六（一八八三）年九月に妻ためが入籍している。したがって、先妻エイの死去を受け、後妻ためを迎えたと判断される。

熊次郎（十三代治兵衛）と先妻エイおよび後妻ためとの間には、実子はなかった。明治十一（一八八八）年十二月、熊次郎（十三代治兵衛）は、実家の並木家から姪ちつ（ちず・千寿）を養女として迎えている【203-3】。

(七) 奥田熊次郎の神戸進出

慶応三（一八六七）年十二月七日に神戸が開港し、慶応四（一八六八）年五月から奥田熊次郎（十三代治兵衛）は、神戸で製茶売込商「山城屋」を開業した。店舗の所在地は、神戸西本町二四〇番地²¹で、表具屋新兵衛の貸家を借り受けて営業した【67】。

売込商とは、日本国内の商人から生糸や茶などの輸出品を購入もしくは委託され、横浜や神戸などの開港場で外国商人に販売した日本人商人のことである。幕末から明治三十二（一八九九）年までの間は、通商条約によって開港場以外での内地通商は禁じられていたので、国内産地の商人と開港場の外国商人の売買をつなぐ売込商が必要とされたのである。

加藤徳三郎『日本茶貿易概観』²²は、神戸で最初に行われた製茶貿易（外国商館への売込）について二つの説を紹介している。

神戸市史(ママ)の記す処によれば。

内地商人にて第一着に製茶貿易に応じたるは明治元年四月中大阪の吹屋平兵衛、塚屋喜右衛門、菱屋源助等よりの送荷を取扱ひたる松屋伝吉、瓜屋儀三郎等にして、是等の製茶は当時横浜より出張せる英一番ハリソン、同百三番ロベソン等に売込たり。とあるも、明治維新以来神戸に於て製茶取引を継続せる栄町四丁目の藪部住蔵氏の如きはこれを否定し、『内地人最初の取引は山城宇治田原の茶商奥田熊次郎（故人）で、開港直後店舗を借受け重米三番スミス、ベーカー商会に売込んだのが第二着手になつて居り、大阪からは其後かの有力なる茶商山本亀太郎などが神戸にやつて来た』と語つて居る。

このうち、奥田熊次郎が神戸で最初に外国商館へ茶を売込んだとする説は、三橋時雄・荒木幹雄『京都府農業発達史』²³、『宇治田原町史』第一巻²⁴、『山城茶業史』²⁵などに引用され、広く知られるようになったが、この説の根拠は古参の同業者（製茶売込商） 藪部住蔵の回顧談に基づくものである。

また、慶応四（一八六八＝明治元）年四月の松屋・瓜屋による売込を最初の取引とするもう一つの説について、『日本茶貿易概観』は『神戸市史』を典拠とするが、正しくは『神戸開港三十年史』である²⁶。

一方、明治十一（一八七八）年に奥田熊次郎本人が裁判で証言したところによれば【67】、奥田が神戸で茶商を開店したのは慶応四（一八六八）年五月のことであり、松屋・瓜屋の売込よりも一か月遅い。また、郷之口の潮見（田丸屋）久右衛門の取引帳簿には、三月下旬に田丸屋が姫路屋伊之助に出荷し、姫路屋はその茶を神戸の外国商館（スミス・ペーカー商会）に売込んだことが記載されているので²⁷、奥田熊次郎が神戸で一番初めに外国商館と取引した茶商だというのは正確ではないことが明らかである。

しかし、慶応四（一八六八）年五月の時点で神戸に製茶売込商を出店したのは、かなり早い段階の開業であり、奥田熊次郎が神戸に進出した最古参の製茶売込商の一人であったことは間違いない。

明治三（一八七〇）年二月時点で奥田（山城屋）熊次郎は、神戸の貿易商社茶組に属し、社中元備金として一五両を負担しており、当時、神戸における有力な製茶売込商の一人であったことがうかがわれる²⁸。

二、物産引立惣会社と奥田熊次郎

（一）物産引立惣会社の沿革

当文書には、奥田熊次郎が神戸で製茶売込商を経営する過程で、自ら借用したり、あるいは保証人を引き受けたりした借入金に関する証書や裁判資料が残されている。これらは、明治初期に奥田熊次郎が具体的にどのような方法で茶の取引を行っていたかを知り得る貴重な史料である。特に借入金に関する史料が多いので、製茶金融の実態が判明する点に特徴がある。当該期における神戸の製茶売込商の取引・経営については不明な点が多いので、これらの史料はきわめて重要である。以下、二から四にかけて、取引相手（会社・商人）別に奥田熊次郎との取引内容および製茶金融の展開について述べてみたい。

まず、本章では物産引立惣会社²⁹との関係を取り上げる。明治七（一八七四）年から十一（一八七八）年にかけて、奥田熊次郎は物産引立惣会社から貸金の返済を催促する訴訟を起こされた。この時の答弁書（下書）や判決書（正本・写）が残されている【37】【65】【66】【67】。

物産引立惣会社は、明治三（一八七〇）年一月、京都府が製茶・製紙・陶造・汽船漕運などの産業振興をはかるため設立した会社である³⁰。設立当初は物産引立所の名称であったが³¹、明治三（一八七〇）年七月（二十八日）には物産引立惣会社と改称され³²、さらに明治五（一八七二）年一月には物産引立会社と改称された³³。同社は、京都の東洞院通六角下ル町に所在した³⁴。

明治三（一八七〇）年二月二十八日、三井三郎助（三井組）・島田八郎左衛門（島田組）・小野善助（小野組）・下村正太郎（大丸）の四名が「物産会社用掛」に任じられた³⁵。

物産引立惣会社は、明治政府の為替方を勤めた三井・島田・小野の三家と大丸の下村家という京都の豪商を主軸に据え、府下の豪商・豪農を役職に加えて組織された。宇治田原郷からは、明治三（一八七〇）年四月二日、湯屋谷村の（永谷）武右衛門が物産引立用掛に、切林村の（建村）又三郎が物産引立世話役に任命されている³⁶。

明治四（一八七二）年三月八日、物産引立惣会社は西洋向けの製茶（「西洋行釜煎茶」）を製造し輸出する事業の開始を京都府に願い出た³⁷。この西洋向けの製茶は、（京都府からの）「御沙汰」を請けて開始されたものである。すでに「旧臘」すなわち明治三（一八七〇）年十二月には、惣会社が「西洋向茶製」の試製を請けていること³⁸から、明治三（一八七〇）年後半には、府の指示があつたものと推測される。

このうち、物産惣会社の「茶製総取締方」（「茶製掛」）を勤めたのは、美濃部忠兵衛であつた³⁹。美濃部忠兵衛は、柳馬場通綾小路下ル永原町に店舗を構えた茶商である【37】【65】【67】⁴⁰。忠兵衛の父は、頭取の拙齋である⁴¹。美濃部忠兵衛は、明治八（一八七五）年の時点で第一茶商社の「肝煎」を務めていたほか⁴²、明治十二（一八七九）⁴³と十九（一八八六）年および明治二十一（一八九八）と二十六（一九〇三）年に京都茶業組合（上下京区茶業組合・京都市茶業組合）の組長を勤めるなど、明治期の京都における茶業界のリーダー的存在であつたと目される⁴⁴。

また、物産引立惣会社と同じく明治四（一八七二）年三月には、久世・綴喜・相楽三郡の茶商らも、京都府からの指示を受け、西洋向け製茶の製造に取り組むこととなつた⁴⁵。四月七日、三郡の茶商らは新商社の規則書を京都府に提出しているが、提出者の一人として「社中惣代 奥田次兵衛」の名前がみえる⁴⁶。こうして設立されたのが、南三郡茶商社である。この規則書によれば、奥田治兵衛は同社の「執事」に就任し、「帳元仕入方」を担当している。年代的には、この奥田治兵衛は十四代に該当する。

幕末維新期、茶は生糸に次ぐ第二位の輸出品で、京都府下の主要産物でもあつたので、京都府は茶の生産（栽培・加工）および輸出の振興に努めた。物産引立惣会社（茶製掛）および南三郡茶商社の開設は、その中核となる政策であつた。

物産引立惣会社は、第一茶商社を合併して荒茶を仕入れ、中国人を雇い入れて西洋輸出用の茶に再製加工し、大阪のレーマン・ハルトマン商会（Lehman, Harman & Co.）を通じてアメリカへ輸出・販売した。

当時、西洋へ輸出する茶は、開港場の外国商館にて茶を釜で炒り火を通し乾燥させる再製の工程を施してから輸出された。一般に外国商館における再製作業は、中国人が取り仕切っており、その技術を伝習させるため、明治四（一八七二）年四月、京都府はレーマン・ハルトマン商会を介して、呉徳萬・保記という中国人二名を雇い入れた⁴⁷。

当時、日本の茶は外国商人によつて居留地から海外へ輸出されたが、その際、①外国商館による再製の過程で、粗悪な茶の混合などが行われ、品質不良の茶に加工される（粗悪な茶の混合については、国内産地での混合も大きな問題となつていた）、②いつたん成立した茶の売買契約が外国商人側の都合で一方的な解約や変更を迫られる、という問題が頻発し、日本の製茶売込商や荷主・生産者らが不利益を被るケースが少なくなつた。

京都府の物産引立惣会社および南三郡茶商社は、外国商館による粗悪茶の混成を防ぎ品質を保つために、自社で海外輸出用の再製加工を行うことにしたのである。これは、明治初

期としては最新の取り組みであった。

物産引立惣会社による製茶輸出の実績は不明な点が多いが、業績は不振であった。明治四（一八七二）年四月に雇い入れた中国人二名は、翌明治五（一八七三）年四月に一年間の契約期間が満了したが、京都府は保記とは契約を延長せず、徳萬一名のみと再雇用の契約を結んだ。しかし、「釜焙製時節」にもかかわらず「元方（仕入茶）追々高直」のため「来ル（明治六）酉年新茶迄輸出目的無之」ため、明治五（一八七三）年十月にて徳萬との雇用契約も解消した⁴⁸。当初の目論見通りには輸出用の再製が行われず、中国人を解雇するに至ったのである。

その後、明治六（一八七三）年から七（一八七四）年五月までの物産引立惣会社の製茶量は五〇〇貫六二〇匁という少量である⁴⁹。ちなみに郷之口の茶商・田丸屋（潮見家）の場合、明治六（一八七三）年の年間出荷量は一万四六七一貫五五〇匁⁵⁰であるから、比較すると惣会社の生産量の少なさが分かる。

また、美濃部忠兵衛は明治十二（一八七九）年の製茶共進会の際、「明治三年ノ頃山城ニ物産会社ト称スル者アリテ専ラ外国直輸ノ取扱ヲ為シニ三年間営業セシカ損折頗ル多クシテ遂ニ廢却ニ帰シタリ」と述懐しており⁵¹、事業開始後二〜三年で休止したようである。物産引立惣会社の解散時期は不詳だが、明治十（一八七七）年一月十七日の「裁判言渡書」【65】には「旧産物会社茶製掛」とあり、この時には、すでに物産引立惣会社の製茶事業が休止していることは確実である。

このように、物産引立惣会社（および南三郡茶商社）による製茶輸出事業は、京都府内の茶商らを巻き込みつつ、当時の居留地貿易が抱えていた課題を解決するため、自社で再製の工程を行うなど、意欲的な構想に基づいたものであったが、当初の理想通りに事業は進まず、短期間で解社に終わってしまった。

（二）物産引立惣会社との取引の実態

物産引立惣会社による製茶輸出事業（自社再製および特定の外国商社を通じた直輸出）は、明治初期に京都府が取り組んだ輸出茶の振興策として従来から知られてきたが、史料の残存状況もあり、その内容は願書や計画に基づくものが中心で、実際の取引がどのようなものであったか不明な点が多い。このような研究史⁵²の状況のなか、当文書からは取引の実態を垣間見ることができ、非常に貴重である。

裁判資料（答弁書・判決書）から奥田熊次郎が物産引立惣会社と行った取引の経過を追うと次の通りである。

明治三（一八七〇）年十月、奥田熊次郎は、大阪内淡路町一丁目の山中宗七方を借り受け営業していた際に、京都の物産引立惣会社から煎茶五六〇匁を買い取った【67】。

買い取り額は不明だが、奥田から物産引立惣会社に対して残金二七〇〇円の支払いが滞ったため【67】、明治四（一八七二）年五月初旬、総会社の山中平兵衛から奥田に申し入れがあり、奥田熊次郎が所有する製茶三〇〇匁を総会社が買い取り、この代金をもって前年の煎茶代の残金を相殺することに決定した【37】。

奥田から物産引立惣会社に売り渡す製茶三〇〇匁は、神戸から京都に輸送し、京都で重量を改めたいうで惣会社が受け取る約束をした⁵³。

そこで、明治四年五月十八日（西暦一八七一年七月五日）、奥田熊次郎は、製茶三〇〇匁

を神戸港から積み出したところ、大風雨のため神戸港は大時化となり「天津浪」が発生して、製茶を積んだ荷船が破損し、荷物がことごとく流失してしまった【37】。「天津浪」とは高潮を指すとみられる。五月十八日の大風雨は神戸港に激甚な被害をもたらし、当時の各種新聞も被害の有様を伝えている⁵⁴。

この大風雨によって、奥田熊次郎は物産引立惣会社に売却する予定だった製茶が流失しただけでなく、（他に売込む予定の）多量の製茶が「津浪」（高潮）で濡れるなど、「身分不相応ノ損害」を受けたため、多分の借金が生じて困窮し、廃業の危機に陥った【37】。

このため、明治四（一八七二）年十月、奥田は物産引立惣会社の美濃部忠兵衛と協議し、前年の煎茶代金の未払金二七〇〇円を貸金に引き直し、証書を書き換えた【67】。証書の負債主は山城屋熊次郎（十三代治兵衛）、請人は義弟の奥田治兵衛（十四代）であった。茶一万五〇〇〇斤を抵当として書き入れた【67】。

その際、物産引立惣会社はこれまで通り奥田熊次郎へ輸出用の製茶を送るので、奥田はこれを売捌いてその代金を（同社に）送り込むという約束をしたが、その後、物産引立惣会社から奥田に製茶が送られることはなかった【37】。

以上が、奥田熊次郎と物産引立惣会社の煎茶売買と代金返済に関する経過であるが、これまで知られていなかった事実など、注目すべき点は次の五点である。

①明治三（一八七〇）年十月の段階で、奥田熊次郎が神戸だけではなく大阪でも茶商を営業していたことが判明した。

②物産引立惣会社は、明治四（一八七二）年三月以降に製茶の輸出事業を開始するが、これに先立つ明治三（一八七〇）年十月にはすでに奥田熊次郎へ茶を販売していたことが判明したので、惣会社の製茶事業の開始時期が少なくとも明治三（一八七〇）年十月まで遡ることが明らかになった。ただし、明治三（一八七〇）年十月の段階では、惣会社はまだ自社で再製（釜炒）を実施していないので、この時の取引では「西洋行釜煎茶製」を施していない一般的な製茶を取り扱ったものと考えられる。奥田熊次郎は自ら外国商社への売り込むために、惣会社から製茶を購入したものであろう。

③明治四（一八七二）年五月、物産引立惣会社の山中平兵衛が奥田熊次郎に茶を買い取りたいと打診してきたのは、同年四月に惣会社が「西洋行釜煎茶製」を開始したことが影響している。山中平兵衛は、物産引立惣会社で「茶仕入方」の役職を務めている人物であり⁵⁵、再製加工に必要な茶を買い集めていたとみられる。また、奥田からの買い入れについては、前年に奥田に販売した煎茶の代金未済分を回収する目的もあつたと考えられる。

④明治四（一八七二）年十月に証書を書き換えた際、今後も物産引立惣会社から奥田へ茶を送るので、その代金をもって債務返済に充てるという約束になっていたが、その後、約束に反して惣会社から奥田に茶は送られてこなかったという。その理由としては、物産引立惣会社は大阪のレーマン・ハルトマン商会を通じて直接海外に輸出することを事業の中心に位置づけていたことが考えられる。また、総会社の製茶輸出事業が不振であつたことも影響しているかと推測される。

⑤奥田熊次郎が巨額の負債を負った一因として、大風雨による高潮という自然災害の影響も大きかつたことが明らかになった。製茶の売込は、外国商人による理不尽な売買慣行、価格の激しい変動などの経済的リスクだけではなく、災害のリスクも重大なものであつたことが分かる。このように製茶の売込には多様なリスクが潜んでおり、長期にわたって製茶売込商を維持継続していくことは容易なことではなかつたのである。

(三) 裁判の経過

先に二(二)でみたとおり、明治四(一八七二)年十月、神戸の山城屋熊次郎(兄・十三代治兵衛)は、京都の物産引立惣会社から金二七〇〇円を借用した。借用証書には請人として郷之口村の奥田治兵衛(弟・十四代)の印(実際には熊次郎の印)が押された。

その後、返済が滞ったので、物産引立惣会社の美濃部忠兵衛(原告)は、三度にわたり返済を求めて奥田熊次郎と治兵衛を相手取り、裁判所に出訴した。

一回目は、明治七(一八七四)年十二月十七日、郷之口村の奥田治兵衛(弟・十四代)を相手取り、京都裁判所に出訴した。しかし、訴状は却下された【65】(【67】によれば、物産引立惣会社の塚本嘉右衛門より出訴したが、後に原告側から訴状を取り下げた)。

二回目は、明治九(一八七六)年十一月、神戸の奥田熊次郎(兄・十三代治兵衛)を相手取り、神戸裁判所に出訴した。明治十(一八七七)年一月十七日、神戸裁判所は、原告の訴えを却下した。二回目の訴訟における奥田熊次郎の答弁書(下書)が【37】⁵⁶で、判決書(正本)が【65】である(【66】は【65】の写)。

三回目は、出訴日は不明であるが、郷之口村の奥田治兵衛(弟・十四代)を被告、神戸の奥田熊次郎(兄・十三代治兵衛)を引合人として、京都裁判所へ出訴した。明治十一(一八七八)年二月二十一日、裁判所は原告の訴えを却下した。この判決書(写)が【67】である。

このほか、【15】【17】【18】なども、一連の裁判中にやり取りされた葉書とみられる。

三回にわたる裁判で焦点となったのは、明治四(一八七二)年十月の借用証書に記載された借主の奥田(山城屋)熊次郎と請人の奥田治兵衛が、明治七(一八七四)と十(一八七七)年の裁判の段階では兄と弟のどちらに当たるのかという問題であった。先に一(三)で述べたとおり、慶応四(一八六八)年五月から兄は弟の名義を使用して神戸で茶商を営業しており、また、明治二(一八六九)年四月には兄弟のあいだで熊次郎と治兵衛の名前を交換している。このようにただでさえ兄弟の名前の区別は分かりにくい状況であったが、さらに名義の偽称に伴って辻褃を合わせるために宗門帳や戸籍帳の転籍手続きに関する書類の偽造が行われたこともあって、兄弟の名前の区別をめぐって混乱が生じていたのである。

裁判のなかで、兄の奥田熊次郎(十三代治兵衛)はこの借金は私一人の借財であり、弟の治兵衛(十四代)には一切関係がないこと、自分が償還の義務を負うべきであるが、いま返済額を調達することは難しいため、永年賦の返済とするよう求めた。

裁判では、貸付金の回収については、明治四(一八七二)年十月当時の借主を訴えて請求すべきであって、借主を差し置いて請人を訴え請求することは認められないとの判決が繰り返し出された。物産引立惣会社の美濃部は、借主本人と請人の関係に翻弄され、三回とも貸付金の回収につながる判決を得ることができなかつた。美濃部は返済能力に乏しい神戸の奥田熊次郎ではなく、土地等の財産を所有していた郷之口の奥田治兵衛からの返済を望んでいたと思われる。

なお、明治七(一八七四)年十二月から明治十一(一八七八)年二月にかけて、物産引立惣会社の美濃部が山城屋熊次郎に対する貸付金を回収するため、三回にわたって訴訟を繰り返した要因としては、明治七(一八七四)年十一月二十日に小野組が破綻したことが影響している可能性がある。

小野組の破綻の影響については三で後述するが、小野組宗家の小野善助は、「物産会社用掛」や物産引立惣会社の用掛頭取の一員として加わっており⁵⁷、小野組の資金が物産引立惣会社に流入していたものとみられる。小野善助は明治三（一八七〇）年十二月二十四日に物産引立惣会社の用掛頭取を免ぜられている⁵⁸から、明治四（一八七二）年三月から開始される「西洋行釜煎茶製」の事業に直接的には関与していないであろうが、資金面で融通していた可能性は大いに考えられるところである。そのため、小野組の破綻によって、小野組が物産引立総会社に融通した貸付金を回収する必要性が生じた可能性がある。

なお、物産引立惣会社の貸金をめぐる裁判のなかで発覚した、明治四（一八七二）年十月に奥田熊次郎（十三代治兵衛）が美濃部忠兵衛へ差し入れた貸借証書に証人（請人）の印を偽って押印した一件については、明治十一（一八七八）年五月十日、神戸裁判所が奥田熊次郎に対し、私文書詐為の罪で懲役七十日を申付けるところであるが、発覚後三年を経過しているのを罪を免ずる旨を言い渡している【68】。

（四）物産引立惣会社の手形

【71】は、明治四（一八七二）年六月に物産引立惣会社（茶製社）が振り出した手形である。惣会社がこの手形を「韻洲氏」に渡し、「韻洲氏」がこの手形を神戸の山城屋（奥田）熊次郎に持参すると、山城屋が物産引立惣会社に代わって金札（太政官札）七〇両を「韻洲氏」に支払うものと理解される。手形の金額の右横に押された二つの小印の内、下の小印の文字は「美」とあり、茶製掛の美濃部忠兵衛の印だと分かる。

手形を振り出した時点（明治四（一八七二）年六月）で、惣会社は奥田に対して少なくとも二七〇〇円の未収金（明治三（一八七〇）年煎茶代の残金）を有しており、惣会社は奥田に対する債権のなかから「韻洲氏」に対する債務を支払わせたようとしたものと考えられる。「韻洲氏」については不明である。

三、小野組と奥田熊次郎

（一）小野組の沿革

奥田熊次郎は、明治初期に三井組・島田組とともに新政府の為替方を務めた小野組（井筒屋）⁵⁹からも多額の借入金があつた。

小野氏は近江国高島郡大溝（現滋賀県高島市）出身で、江戸初期に陸奥国盛岡（南部）（現岩手県盛岡市）へ進出し、上方と南部の物産を交易して利益を得、京都や江戸にも出店した。京都の小野家は井筒屋の屋号で、本家の善助、分家の助次郎・又次郎の三家があり、明治になりこの三家をもって小野組と呼ぶようになった。安永五（一七七六）年、井筒屋善助は幕府の金銀御為替御用達に加わり、大名貸も行った。

明治維新に際して、小野組は率先して新政府に多額の献金を納め、三井・島田とともに金穀出納所御用達に任じられ、新政府（大蔵省）の為替方を務めた。このほか、多くの官庁（陸軍省など）や府県（四十余県）の為替方も務めた。小野組は、戊辰戦争で巨額の戦費を必要とした発足直後の新政府を財政面から支えたことで、新政府の為替方として公金の取扱（租

税・国庫金の収納・支出・送金)を任せられ、多額の公金を無利息で運用する特権を得て大きな利益を上げ、明治初期に急激な成長を遂げた。

小野組は、こうした潤沢な公金を元手に、会社・銀行の設立に関与して諸産業に資金を融資したり、自ら多様な事業(生糸貿易・製糸業・米穀取引・鉱山業)を経営したりして、明治初期の日本経済に大きな影響を与えた。

京都・東京・大阪など各都市の通商会社・為替会社の開設にあたっては、小野組は各社の重職に就き多額の出資を行った。さらに、明治五(一八七二)年八月、小野組は三井組と共同で三井小野組銀行(後の第一国立銀行)を設立した。

もともと小野家は近世から和糸や正絹を扱っていたが、明治に入ると小野組は生糸貿易に進出し、近世からの拠点である奥羽をはじめ信濃・上野などの産地から生糸を仕入れ、横浜で外国商館へ売込んでいる。明治六(一八七三)年五月から翌七(一八七四)年五月までの一年間で、小野組横浜店(小野善三郎)は横浜の生糸売込商のなかで最大となる生糸の売込量(三二八六箇)を取り扱い、これは横浜全体の売込量(一万五九〇〇箇)の二〇%に相当した^{6.0}。この期間中、蚕種も横浜で最大の売込量(九万二六六一枚)を取り扱い、横浜全体の売込量(四二万九九五九枚)の二二%を占めた^{6.1}。

また、小野組は製糸業にも進出し、東京の築地製糸場の設立、長野・福島県内の各製糸場の経営も行った。生糸の仕入、製糸場の設立、製糸業者への貸付などの資金は、小野組が政府・府県の為替方の立場を利用して預かった公金を運用したのである。このように製糸業の発展に小野組が果たした役割は小さくない。

小野組糸店からは著名な実業家が輩出した。小野組で生糸貿易を主導したのは古河市兵衛であるが、古河は東北各地の鉱山経営にも手腕を発揮し、小野組倒産後は独立して足尾銅山などの鉱山を買収し、「鉱山王」として古河財閥の基礎を築いた。また、渋沢栄一の従兄である渋沢喜作は、小野組糸店に入店したが、明治七(一八七四)年に渋沢商店を開業し、後に横浜最大手の生糸売込商に成長した。

明治六(一八七三)年にいわゆる小野組転籍事件が発生する^{6.2}。当時、御用商人が為替業・銀行業を営業する際は戸籍の謄本が必要で、小野組は必要のたびに本籍のある京都から取り寄せていたが、政府の為替方となり営業の中心が東京に移っていた小野家ではこの煩わしさを解消するため、小野善助(本家)と助次郎(分家)らは、それぞれ本籍を京都から東京・神戸へ移す手続きを京都府に申請したところ、有力商人の小野組が転出した際の京都府に与える影響(財政・都市の衰退)を懸念した京都府大参事の榎村正直が転籍を差し止めたため、小野組は京都府を相手取り司法省に出訴した。この訴訟は小野組の勝訴となったが、京都府は太政官へ伺いをたてるなどしてなおも小野組の転籍に抵抗を示したため、ついに司法省は榎村を拘禁したのである。最終的に榎村は釈放されたが、この事件は、ひとり小野組の問題にとどまらず、中央政府における行政・司法をめぐる一大事件に発展したのであった。

このように隆盛を極めた小野組であるが、明治六(一八七三)年以降、政府は小野・島田・三井の為替方に対して、厳しい方針で臨むようになった。当初、為替方が取り扱う公金については証拠金の設定はなかったが、公金取扱に関する証拠金(担保)として公債などの確実な質物を徴収することとした。

明治七(一八七四)年、政府は為替方の取扱金額に対する担保額を三回にわたって繰り返し引き上げた。為替方が毎年取り扱うべき金額に対して、明治七(一八七四)年二月にはそ

の三分の一、十月二十二日にはその同額の担保を提出するよう規則を改正し、さらに同月二十四日には追加の担保の提出をも命じ、完納期限を同年十二月十五日とした。このような短期間での担保の完納を命じる政府の強硬な措置に対して、小野組は納入は困難であると判断し、十一月二十日、大蔵省へ自発的に為替方の辞退を願い出た。ここに小野組は閉店（破綻）した。十二月十九日には、同様の事情で為替方の島田組も閉店し、三井組のみが破綻を免れた。

（二）小野組神戸店からの借用金

【64】は、明治九（一八七六）年二月十五日に神戸在住の奥田熊次郎から兵庫県令神田孝平に対して提出された嘆願書（正本）である。

嘆願書によれば、奥田熊次郎は小野組神戸店の井筒谷儀介から一万九〇二六円八一銭六毛の借用金があった。これは、明治五（一八七二）年十月に借用した金額の残高である【78】。「井筒谷儀介」とは、小野組神戸店の名義人である⁶³。神戸店は、神戸八幡町三八番地に所在した⁶⁴。

明治九（一八七六）年当時、奥田熊次郎は、小野組からだけではなく、他の債主からも多額の借用金を抱えており、各債主に頼んで借財の返済を猶予してもらっている状況であった。そうしたなか、明治九（一八七六）年二月十日に（兵庫県から奥田に対して）再度の呼出があり、小野組からの借用金について返金（御返上金）＝公への返済の催促を受け、請人を立てて証書を記すよう求められた。文面に「再応之御呼出」・「再願」とあることから、すでに二月十日以前に、（兵庫県から）初回の呼出があったとみられるが、その時期は不明である。

これに対して、二月十五日、奥田は、他の債主からは返済を猶予してもらっているのに、小野組だけを優遇して特別に返済することは致しかねる旨を弁解し、請人の引き受け手もないと回答した。そして、借用金の返金については、今後商業（製茶売込）に邁進し、その収入のなかから、毎年七月三十日に五円、十二月三十日に五円、すなわち一年につき一〇円ずつ返納することを認めてほしいと願っている。

奥田からの歎願に対して、明治九（一八七六）年五月五日、兵庫県令神田孝平は、当分の間は返金を猶予し、身上が回復次第、全額を返納するよう言い渡した。神戸県令は、奥田の主張を受け入れ、寛大の処置をとつたといえる。

（三）小野組の破綻処理

本件も、先に二でみた物産引立惣会社からの借用金と同様に、小野組の破綻に伴って同組が保有する債権の回収が行われたことに関係する処置だと考えられる。ここでは、小野組の破綻処理について、先行研究⁶⁵により概観しておく。

明治七（一八七四）年十一月二十日に小野組が閉店（破綻）したが、十二月四日、政府は小野組の処分は司法処分ではなく、大蔵省への委任による行政処分とする方針を定めた。

大蔵省勘査局は小野組の資産や負債の調査を進め、小野組が所有する動産や不動産の売却処分や、同組の貸付金の取立に努めた。明治八（一八七五）年、政府（大政官）は小野組の負債処分に関する第一回の方策を決定し、九月十五日までの取立金をもとに、各債主へ金

高に忠じて第一次の分配を実施し、十一月二十日に終了した。負債総額五三六万円余のうち、第一次分配金は一八七万円余であった。

大蔵省は、第一次分配後も整理を進め、さらに約七二円余の回収の見込みがあった。明治九（一八七六）年十一月、政府（太政官）はこれ以上は回収の見込みがたたないので、この額を第二次分配に宛て、処分を終了することを決定した。

また、この時、小野組から各方面への貸付金については約一九一万円余の取立残額があったが、このうち今後取立可能な金額は利殖をさせて、各債主への利子を償却することを目指した。

明治九（一八七六）年十二月、整理が完了し、精算残金三万八八〇三円余は、小野組所有財産の売却残・貸金取立残額とともに小野組へ下付し、千円以上の高額債主に将来支払うべき利子の資本に充てることとした。

小野組の破綻整理が行政処分となったことで、小野組の貸付金については、各府県が債務者から取り立てを行った。各府県による取立は、明治九（一八七六）年十月三十一日（東京は十一月三十日）まで行われた。小野組神戸店から奥田熊次郎に対する貸付金の回収について、裁判所（司法）ではなく兵庫県令（行政）が対応しているのは、政府が小野組の整理を司法処分によらず行政処分とする方針を定めたことに基づき処置であった。

一方、先に二でみた物産引立惣会社から奥田に対する貸付金の場合、おそらく以前に小野組から惣会社に貸し付けた資金があったと推測され（小野善助は物産引立所の設立時、用掛の職にあった）、小野組の破綻処理のなかで、惣会社あるいは同社の「製茶総取締方」であった美濃部忠兵衛にも（京都府から？）返済を求められたのであろう。そのため、惣会社・美濃部がこれまでの貸付金を整理する必要に迫られ、奥田熊次郎に対しても返済を求めたものと思われる。つまり、奥田が直接小野組から借用した資金ではないから、このケースでは、通常の司法手続きに則って、返済を求める裁判が執り行われたものと考えられる。

なお、奥田に対する処置を下した兵庫県令の神田孝平は、幕府の洋学研究教育機関である開成所の頭取を務めたのち、新政府に出仕した開明派の洋学者（啓蒙思想家）で、開明的知識人の結社である明六社の一員でもあった。神田が提出した「田租改革建議」は、地租改正事業に大きな影響を与えたことで知られている。また、明治四（一八七一）年十二月から明治九（一八七六）年九月まで兵庫県令を務めた。神田は、商工立国論を唱えていることから⁶⁷、奥田に対する寛大な処置は、神戸の主要な輸出産業の担い手である製茶売込商を保護する意図があった可能性も考えられよう。

（四）小野組に対する返済方法

さて、兵庫県令による当分の返済猶予の決定ののち、翌明治十（一八七七）年（月日不明）、奥田熊次郎と小野組総代理人の小野善右衛門とのあいだで、借入金二万九〇二六円八一銭六毛の返済方法を取り決め、証書を作成している【78】（写）。

【78】は写であり、最終的にこの内容で奥田と小野組とが合意したか確実ではないが、その内容は、明治十（一八七七）年から毎年六月二十日と十二月二十日にそれぞれ九円ずつ割賦で返済するというものである。ただし、奥田の身代が持ち直した際は、この規定にかかわらず速やかに（増額して）返却することになっていた。

先にみたとおり、明治九（一八七六）年十二月に政府の行政処分による小野組の整理は終

了したが、奥田の債務は未回収の状況であった。政府による整理終了後、小野組は自ら未回収の貸付金について回収を進める必要があり、債務者である奥田熊次郎と交渉し、この返済方法の取り決めに至ったものとみられる。ただし、実際にこの方法で返済が実行されたかは不明である。

証書の宛先の小野善右衛門（西村勘六）とは、小野善助家の番頭⁶⁹で、主人の善助に代わって実務を切り盛りし、小野組の為替方の責任者を務めた人物である。小野組飛躍の要因となった維新政府への献金も善右衛門が中心となつて対応したといわれている。小野組における実力者であったが、主人善助とのあいだに不和が生じるなど、その専横を非難する声も強かったとされる。小野組破綻の後、主人小野善助（総理）の代人として小野組閉店処理に当たった。

（五）丹波の茶商と前借

明治五（一八七二）年六月「年賦証文之事」【76】も奥田熊次郎と小野組との関係を示す文書である。これは、丹波国多紀郡川坂村（現兵庫県丹波篠山市）の岩井屋五兵衛が奥田熊次郎から金三三六両を借用し、七か年賦で返済することを約した証文である。証文にこの借入金「井筒屋儀助殿買物茶代指引残」とあることから、岩井屋は今後出荷する予定の茶を引当として出荷前に小野組神戸店（井筒屋儀助）から代金を前借したものの、出荷した茶の売却額が前借額を下回ったため、差額の不足分三三六両を奥田熊次郎から借入れたものと理解される。

証文からは、丹波の産地問屋である岩井屋五兵衛が出荷した茶を、神戸の製茶売込商である奥田熊次郎が同地の外国商館に売込み、あらかじめ小野組神戸店が茶の代金を岩井屋に前貸していたという二者の関係性がうかがわれる。

また、請人として大阪の川内屋徳兵衛と神戸の日野屋芳松が名を連ねている。川内屋徳兵衛は、「川徳」の通称で、大阪の天神橋南詰で営業していた問屋で、山城国宇治田原などの産地問屋から運ばれてきた茶を集積し、東京・横浜や神戸などの茶問屋や製茶売込商に向けて海運で発送していた。丹波の岩井屋が出荷した茶は、大阪の川内屋を経て神戸の奥田熊次郎へ回送されていたと思われる。

岩井屋が住む丹波国多紀郡周辺は、近世初頭より茶の生産が盛んな地域で、この地域を治めた篠山藩は文政八（一八二五）年から茶の専売制を実施していたが⁷⁰、幕末維新期に茶が有力な輸出品となると、同藩は茶商社を設立した⁷¹。こうした影響もあり、明治期に入ると丹波では茶の生産が急激に拡大した。

こうしたなか、明治三（一八七〇）年六月に、「笹山」の茶商社（一番・三番・四番組）は、製茶二五二〇箱を引当に神戸為替会社から合計二万六七〇〇両という高額な融資を受けたが、明治五（一八七二）年四月に至つても返済が滞っている⁷¹。

また、明治三（一八七〇）年十二月、「笹山」の岩井屋五兵衛も製茶二二五箱を引当として神戸為替会社から金二五〇〇両を借用したが、明治五（一八七二）年四月の時点で未済のままであった⁷²。この借用の引請人は谷掛重三郎と讃岐屋孫兵衛の二名であるが、讃岐屋孫兵衛は明治二（一八六九）年十月に篠山藩の「産物販売御用」を任じられた神戸の商人であり⁷³、明治三（一八七〇）年二月の「貿易商社茶組名前帳」に記載された、神戸松屋町の讃岐屋源兵衛（社中元備金二〇両負担）⁷⁴と同人の可能性はある。

この岩井屋五兵衛の未済金（「当時掛合無償束分」）は、明治六（一八七三）年二月時点で
もなお残高が金一六三六両一分三朱余あった⁷⁵。

神戸為替会社が行った製茶関係の前貸の多くは不良貸付となり、神戸為替会社の経営悪
化につながったことが先行研究で指摘されている⁷⁶。

こうした岩井屋五兵衛の神戸為替会社への未済金と、【76】にみえる小野組神戸店の質物
茶代指引残金との関係は不明瞭であるが、明治三（一八七〇）～六（一八七三）年頃に岩井
屋五兵衛が製茶を引当に為替会社や小野組から資金を借用（前借）したものの返済に苦しん
でいた状況が確認される。これは引当に設定した製茶の売上が伸び悩んでいたことを示し
ている。

この点については、明治十六（一八八三）年に開催された製茶集談会において、兵庫県（丹
波国）多紀郡篠山の藤井忠兵衛は、「丹波製茶ノ儀」について「神戸開港ニ相成リ、依テ熱
心者ハ一層製法ヲ改良シ、追々該業盛大ノ道ニ運ビ、明治三四年ノ頃各地ノ物産トナリ、其
節豪商タルモノハ悉ク旧久美浜県ヨリ貿易商業用掛ノ命ヲ蒙フリ、財産相応ノ資本ヲ抛テ
テ勉強シ」たが、「明治四五年頃ヨリ相場乱高下ニテ各損失ヲ被フル勢カラス」と発言して
いる⁷⁷。

幕末維新时期、茶業が有力な輸出産業として期待されるなか、丹波では明治三（一八七〇）
～四（一八七二）年頃に、篠山藩や久美浜県による貿易推進策のもと、地域の有力者（豪
商）は自己資金を費やし、あるいは為替会社や小野組からの融資を受け茶業に取り組んだ
が、まもなく明治四（一八七二）～五（一八七三）年より茶価の変動があり多大な損害を受
けた者も多かったのである。岩井屋の小野組神戸店や奥田熊次郎からの借用金も、まさにこ
のような時期と状況を背景としたものであった。

（六）小野組と輸出茶 ―田丸屋の取引記録から―

三（五）でみた丹波の岩井屋の事例により、小野組が製茶の前貸金融に関与していたこと
が明らかになったが、小野組が製茶貿易に関わっていたことを示す史料も残されている。

京都府宇治田原町郷之口の茶商である潮見（田丸屋）久右衛門家の帳簿や仕切書には、明
治六（一八七三）年に二回、小野組との茶の取引が確認される。

明治六（一八七三）年七月七日、田丸屋は神戸の小野善助と奥田熊次郎に「露光」という
銘柄の茶二櫃（重量二六一貫七〇〇目＝一〇一〇斤）を出荷した⁷⁸。

「井筒谷店」（＝小野組神戸店）が潮見久右衛門に発行した「仕切覚」⁷⁹によれば、小野
組は田丸屋が出荷した茶二櫃について、七月十一日に二三櫃（本斤六〇九斤七五）を代金
三二四円〇二二（＝洋銀三〇四枚八七五）で、十四日に八櫃（本斤三七六斤八）を代金一八
六円二八五（＝洋銀一八〇枚八六）で売込んでいる。すなわち合計額は金五〇〇円三〇六で、
ここから売込代金の五%および「水揚蔵入諸入用」が差し引かれた。茶の代金が洋銀で算用
されていることから、輸出茶の取引であることが分かる。

この代金については、神戸へ出荷する前の六月二十一日に、田丸屋は「小野茶店」からの
送金五〇〇円を受け取っている。田丸屋の登金・仕入金控帳⁸⁰には、この五〇〇円につい
て「小野茶店殿 奥作（マコ）殿入」と記されており、奥田熊次郎の関与がうかがわれる。そ
して、明治七（一八七四）年一月三十一日に残額二七円九七七の入金があり⁸¹、この取引分
は精算された。後者の入金について、田丸屋は受け取った後、郷之口村の萬屋重郎兵衛（屋

号（かぎ十）に渡している。

ちなみに、田丸屋の「仕切覚」に押された井筒谷店（小野組神戸店）の印⁸²は、当文書に含まれる小野組神戸店の印鑑押印一覧【34】のうち「封印」と一致する。

また、明治六（一八七三）年における田丸屋と「第貳商社」（第二茶商社）の取引記録のなかにも、小野組が関与する茶の取引がみられる⁸³。

明治六（一八七三）年度、田丸屋は「第貳商社」分として八件の出荷を行っているが、このうち七件は横浜の製茶売込商である茶屋順之助あてであり、残りの一件が神戸の「小野茶店」あてである。

明治六（一八七三）年七月十九日に出荷した「大頭」三〇櫃（一三五〇斤）については、「神戸小野茶店積、堀井喜左衛門殿荷物神戸仕切ニテ一櫃ニ付金一円ツ、口銭引」と記されており、田丸屋が綴喜郡中村（現城陽市）の茶商堀井喜左衛門の茶を（取り次いで）神戸の「小野茶店」へ出荷したことが分かる。

八月五日、田丸屋は「小野茶店」から内金五〇〇円を受け取った。田丸屋の登金・仕入金控帳⁸⁴には、この五〇〇円について「**社**印 小野茶店」と記されている。**社**印は第二茶商社を指す記号なので、第二茶商社に関する取引であることが分かる。

明治二（一八六九）年、通商司が設置され、各都市に通商会社が開設されると、業種ごとに市中商社が結成された。京都では茶業関係の商社として、第一茶商社と第二茶商社が設立されたが、この両商社については不明な点が多い。現時点で判明する内容を記せば次のとおりである。

第一茶商社は、明治二〔己巳〕（一八六九）年十一月に開設されたが⁸⁵、明治四（一八七一）年一月に物産引立惣会社に合併し、惣会社の「西洋向釜煎茶製」に必要となる茶の仕入方を担当した⁸⁶。明治四（一八七一）年九月に京都府が日用必需品等を扱う商社の解散を命じたことから、その後、各業種の市中商社の多くが解散したが⁸⁷、明治八（一八七五）年頃の調査によれば、調査当時、第一茶商社は継続して存在していたことが確認される⁸⁸。このことからすると、第一茶商社は、物産引立会社の解社後、同社から分離独立し再結成されたとみるべきであろう。明治八（一八七五）年頃の調査当時、第一茶商社は美濃部忠兵衛が「肝煎」を務めていることから⁸⁹、明治十二（一八七九）年⁹⁰に美濃部を組長として成立する京都茶業組合（後年の上下京区茶業組合・京都市茶業組合）に改組・継承されていくものと考えられる⁹¹。

また、第二茶商社は、明治三（一八七〇）〔庚午〕年三月に結成され、明治七（一八七四）年に解社となった⁹²。南山城の茶商らが「西洋向釜煎茶製」を行った「南三郡茶商社」のことを当時の史料では、「多賀村茶製社」⁹³とか「第二茶製社」⁹⁴とも称している。また、明治五（一八七二）年九月から明治八（一八七五）年一月にかけて、宇治田原の田丸屋が「第一商社」から内金を受領していることが確認できる⁹⁵。

以上から、第一茶商社は、京都市中とその周辺（山城北部）の茶商らを中心とする組織で、第二茶商社は山城南部の茶商による組織だと考えられる。一つの茶商社は、明治二（一八六九）年の京都通商会社（開商会社）開設に伴い、その統制下に業種別の市中商社として結成されたものとみられる。そして、第一茶商社は物産引立惣会社（茶製掛）に、第二茶商社は南三郡茶商社に対して、「西洋向釜煎茶製」を行うために必要となる茶を供給する役割も担っていたとみられる。

さて、このように田丸屋の取引帳簿に「小野茶店」の記載があることから、小野組が神戸で茶の輸出（売込）に関与していたことが判明した。

先行研究⁹⁾では、小野組が生糸貿易に注力し、外国商館への生糸の売込や製糸場の設立などに積極的に従事していたことが明らかにされてきた（三（一）参照）。

しかし、当時、生糸に次ぐ主力輸出品であった茶について、小野組が取引に携わっていた事実はこれまで知られていなかった。したがって、断片的な記載ではあるものの、田丸屋の帳簿の内容は貴重なものといえる。

この帳簿によれば、小野組は田丸屋と単独では取引をしておらず、奥田熊次郎や第二茶商社を介して田丸屋と取引を行っている。また、三（五）で取り上げた丹波の茶商・岩井屋の取引においても、小野組と奥田熊次郎の共同関係がみられた。

このことから、小野組は生糸とは異なり、単独で製茶売込商を営んでいたのではなく、茶の主産地である山城国宇治田原の出身で、茶の製造や内外商人との売買に関する豊富な知識や経験を持ち、産地とのネットワークを有する奥田熊次郎らと協力して、神戸において製茶売込に携わったものとみられる。「小野茶店」の組織や経営の実態、「小野茶店」と京都の第二茶商社との関係、「小野茶店」と奥田熊次郎の提携内容についてはほとんど何も明らかになっていないが¹⁰⁾、奥田熊次郎が産地からの茶の仕入や神戸での外国商館への売込などの実務を担当し、小野組は奥田熊次郎や産地問屋に対して代金の支払いや資金の融通（前貸）を担当していたのではないかとみられる。先にみた丹波の岩井屋に関しても、奥田が茶の売込の実際を執り行い、小野組が資金の前貸を行ったものと考えられる。茶の取引にノウハウのない小野組が、山城から神戸に進出し製茶売込商として活躍していた奥田熊次郎の知識や経験に将来性を見込み、奥田本人あるいは奥田と取引した産地問屋に対して資金を融通し信用を付与したものと評価できよう。反対に奥田熊次郎にとっては、各地から茶を買い付ける資金を小野組から融資してもらおう必要があつたのである。

しかし、輸出茶の相場は不安定で乱高下が激しく、茶商社（物産引立物会社・笹山茶商社）・製茶売込商（奥田熊次郎）・産地茶商（岩井屋五兵衛）の経営は厳しいものであつた。

奥田熊次郎が小野組から借用した一万九〇二六円余の用途は不詳であるが、製茶金融の焦げ付きであつた可能性が高い。前述した丹波の岩井屋による小野組からの前借金の残額が、奥田のこの負債のなかに含まれている可能性もある。こうした小野組からの借入金で奥田熊次郎の経営を圧迫する一因となつたと考えられる

幕末の開港後、輸出茶の有益性が明らかとなつたことから、政府や府県・諸藩は輸出茶の将来性を有望視し、茶業の振興を図る政策を推し進めた。特に以前から製茶の主産地であつた京都府は、茶業の振興を府の勸業政策の柱のひとつとして重視した。こうした政策の下、小野組は、京都府が設立させた物産引立物会社に重職として加わり、会社に資金を拠出しており、そのなかには同社茶製掛に対する融資も含まれていたのではないかと考えられる。また、小野組は丹波の産地茶商（岩井屋五兵衛）や神戸の製茶売込商（奥田熊次郎）に対して資金を融資することで、丹波の茶業や神戸の製茶貿易の担い手の育成を図つた。しかし、当初の期待に反して輸出茶の業績は振るわず、小野組は融資した資金を回収できないケースも少なくなつたのである。

四、沼田藩美作領の国産会所と通商社

(一) 奥田熊次郎の仲介による前借証文

明治四（一八七二）年から五（一八七三）年にかけて二度にわたり、美作国英田郡を中心とする村々（現岡山県美作市・勝田郡勝兵衛町）が奥田熊次郎の仲介で神戸の外国商館や製茶売込商から製茶代金を前借した際の証書類が五点残されている【72】【73】【74】【75】【77】。

一回目は、明治四（一八七二）年九月、美作国英田郡上山村（現岡山県美作市）高坂半次郎・大原村（同上）黒田茂兵衛・山外野村（同上）黒田喜八郎の三名が、神戸の奥田熊次郎の周旋によって、「亜三番」すなわちスミス・ベーカー商会から洋銀八〇〇〇枚を借用した。

「亜三番商会」に預けてある製茶を洋銀借用の引当とした。元利の返済期限は十月二十五日とし、万一「不調之節」（返済できない場合）は引当の製茶を「其許殿」（＝奥田熊次郎）へ売却し、それでも金額が不足する場合は追加の製茶を積送するので、「其許殿」（＝奥田熊次郎）が製茶を引取つて勘定することを申し合わせている。この時の証書が【73】であり、英田郡海内村（現岡山県美作市）の田中貫平が奥印を押している。

また【73】には「本紙證札之通」とあるので、借用証書の本紙が別に存在したものと考えられるが、借用証書の本紙に相当する文書は、現在、確認できない。

なお、【72】は現状では単独で保管され中身のない包紙で、上書に「明治四年未九月廿二日於大坂御蔵屋鋪 作州御書下ヶ式通」とある。この「御書下ヶ式通」とは、日付からみて一通は【73】で、もう一通は現存しない借用証書の本紙（＝「本紙證札」）の可能性もある。

二回目は、明治五（一八七三）年二月、美作国英田・勝北・勝南郡の九か村⁹⁸の一名が神戸の池田貫兵衛から洋銀一万枚（＝金一万両）を月利二・三%で借用した。このときの借用証書が【74】で、神戸の奥田熊次郎が請証人となり、英田郡海内村の田中貫平が奥印を押している。

この洋銀一万枚は二月に製茶の代金を前借したもので、五月から七月にかけて出荷する製茶の代金をもって元利を返済する約束であった。返済期限は明治五（一八七三）年七月五日までであった。万一、前金の返済が滞った際は、連印の者たちが所持品を売払つて返済することを取り決め、確実を期すために【74】の借用証書で奥印を押した田中貫平から池田貫兵衛へ別紙証文を差し入れている【75】。

【77】は【74】で借用した前金一万両（＝洋銀一万枚）の完済を証する覚書で、当初の返済期限から半年ほど経った明治六（一八七三）年一月に、池田貫兵衛から奥田熊次郎と田中半に差し出されたものである。【77】から、前借した金一万両は、美作の「社中」が出荷した製茶の代金を精算し完済されたことが分かる。

(二) 上茶（宇治）製法の導入と国産仕法

二度の前借とも、証書には「我等儀無抛金子入用」などと記されるのみで、借用の具体的な理由は示されていない。以下、この前借の事情・背景を明らかにするため、幕末維新期における美作国の茶業の展開について、現地の史料や先行研究に依りながら概観しておきたい⁹⁹。

【73】と【74】の差出人（借主）らは、近世には上野国沼田藩の所領（飛地）であった

村々の者たちである¹⁰⁰。上野国沼田藩土岐氏は、天明八（一七八八）年の時点で上野・河内・美作三か国で三万五〇〇〇石を領し（外に込高九一五四石二二七九あり）、そのうち美作国には五六か村一万四一七七八七六三の所領があつた。美作領の内訳は、英田郡五〇か村一万〇二七九石九七九、勝南郡二か村一一六〇石二六、勝北郡四か村二六七七石六三七三である¹⁰¹。

英田郡域では近世から茶の生産が行われており、現在も海田地区を中心に茶が栽培・製造され、岡山県下における代表的な茶の産地となっている。この地域では、近世から日干番茶の製造がさかんに行われてきた。これは真夏に摘んだ茶葉を釜で蒸し、炎天下で乾燥させて作る番茶で、日干の際に茶葉の煮汁をかけることで葉に艶を出す。美作番茶の製法は、文政六（一八二三）〜七（一八二四）年頃の成立と推定される「江見農書」にも記されており、近世以来の在来製法であることが分かる¹⁰²。

十九世紀中期、沼田藩美作領では、海内代官所の代官野沢折右衛門が地域振興のために茶の栽培を推奨したとされる¹⁰³。

幕末になると、沼田藩美作領では他国から技術者を招き、新たに「上茶製法」の導入を図つた。文久二（一八六二）年には、丹波国天田郡細見辻村（現京都府福知山市三和町）〔旗本小宮山氏領〕の細見蒼三郎に依頼し、丹波から職人を派遣してもらつている。四月から五月にかけて、細見蒼三郎とともに天田郡細見村から二人、同郡生野村（現京都府福知山市）〔綾部藩領〕から一五人の「干炉士」（焙炉師）が美作を訪れ、一か月ほど滞在している。ひと月の間で三六人も「干炉士」が美作に滞在しており、馴染みのない「上茶製法」の技術を懇切に指導したものとみられる。翌文久三（一八六三）年にも、沼田藩領側は細見蒼三郎に職人の派遣を依頼し、製茶期間中に蒼三郎が巡回して相談にのつてくれるよう頼んでいる。その後の年も製茶の時期になると、丹波から多くの職人が美作を訪れている。

こうして作られた製茶は、大坂へ輸送され売却された。文久二（一八六二）年の場合、最初に「手本茶」（見本）を送つた後、四五箱＝三九三貫二〇〇目の茶を出荷している。「大坂表より手本茶為差登候様被仰候」とあることから、沼田藩の大坂蔵屋敷からの指示があつたことがうかがわれる。

文久二（一八六二）年十月十三日には、「来春茶製之一件」に関して、（藩から領内村々に）「上茶製法」について最寄りの世話役へ相談のうえ指図を請け製造するよう命じられている。この達を受け、領内で製茶の職人の手配を希望する者の調査が行われた。

沼田藩美作領は、代官―大庄屋―世話役―庄屋という体制で支配されていた。代官所は英田郡海内村に置かれ、代官は本拠の沼田から通常一年の任期で赴任した。代官を補佐し、美作領の村々を統轄する大庄屋は、海内村の田中氏（田中長兵衛）が務めた。世話役は美作国津山藩領の「中庄屋」に相当する職で、大庄屋と各村の庄屋とのあいだに位置し、領内の有力百姓たちが複数名任じられて大庄屋を支えた¹⁰⁴。このうち、世話役たちが中心となつて丹波からの職人の手配、領内への「上茶製法」の普及、大坂への売捌などの実務を担つていた。

沼田藩美作領における「上茶製法」の普及と大坂への出荷は、文久二（一八六二）年十月十三日の達のなかで「御国産之義ニ付専御上下為筋」¹⁰⁵と述べられているように、近世後期に全国の諸藩で自領の殖産興業や専売を目的として設置された国産会所の仕法に他ならない。明治元（一八六八）年十一月に美作領の世話役たちが藩に上申した文書には、「御領内ニ生立候茶之義、余程御国益ニ相成可申愚考ヲ以先年御国産之名目奉内願」とあり、以前

に美作領の世話役らが藩に「内願」して採用され、藩の政策として茶の国産仕法が導入・開始されたことを示している。この文書には「先年」としか記されていないが、既述のとおり沼田藩美作領における製茶の国産仕法は、文久二（一八六二）年頃に始まったとみられる。これは安政六（一八五九）年に横浜・長崎が開港し、茶が有益な貿易品として急浮上したため、美作で一般的であった番茶製法を改め、輸出に適した「上茶製法」の普及を目論んだものと考えられる。

この「上茶製法」とは、「干炉士」すなわち「焙炉師（ほいろし）」に指導を受けていることから、焙炉を使って茶葉を揉み煎茶に仕上げる宇治製法を指している。沼田藩美作領では、文久二（一八六二）年以降、丹波国から「干炉士」を招来して「上茶製法」の伝習を受けているが、すでに天保期（一八三〇～四四）には丹波国へ宇治製法が伝わっていたと考えられることが先行研究で指摘されている¹⁰⁶。

天保十一（一八四〇）年、丹波国綾部藩主九鬼隆都の招きに応じて、農政家の佐藤信淵が綾部藩領内を視察し、村々の農業の様子を記した「巡察記」（「丹波巡察記」）によれば、丹波国何鹿郡綾部・坪内両村（現京都府綾部市）では「山城国宇治近辺ニ至リ茶ヲ作り茶ヲ製スル家ノ長雇ト為リ粉骨細ク身シテ三四ヶ月ノ間々働キヲ為ス」、同郡小貝村（現京都府綾部市）では「小百姓衣食スルニ足ラズシテ年々宇治ニ行テ茶ヲ製ス」状況が述べられており¹⁰⁷、当時、丹波国何鹿郡から宇治へ茶製の出稼ぎに行く者が少なくなかったことが分かる。

これらの何鹿郡の村々から、美作に招聘された細見誉三郎の居住する天田郡細見辻村までは、直線で一〇キロメートルほどの距離である。

このように宇治へ製茶の出稼ぎに出た者たちが、丹波に帰って宇治製法を伝え普及させたと考えられるのである。その後、幕末期に至り、丹波の職人によって美作に宇治製法が伝えられたのである。

（三）国産会所体制の確立

明治元（一八六八）年十一月、沼田藩は再び「御国産御取開之儀」を美作領に命じたので、領内の世話役たちは幕末期に導入が始まった「炉製茶」、すなわち焙炉を用いる宇治製法による茶の国産を一層推進することを「内意」という形で藩に上申した。

この上申書のなかで世話役たちは、①製茶の「他所売」（領外へ販売）を禁止し、「他所」よりも高額で藩または商人が買い取ること、②「正路成ル者」を選んで「御国産懸り」の役職に任命すること、③茶製の「元手金」がない者に対して「前金」を貸渡し下されるとの思召しはありがたいことである、などと提案や意見を述べている。

この上申書を受け、藩は、明治元（一八六八）年十二月二十二日、「国産懸り人」の人選の相談のため、また二十四日には「御国産御取開ニ付、金子三千両御下ケ」の相談のため（領内から）召出しを行った。

そして、明治二（一八六九）年一月、沼田藩は美作領に改めて「炉製茶」の国産仕法を設けることを達した。その内容は、製茶を他所（領外）へ売却することを禁じ、藩の国産会所へ津出し（出荷）することとし、翌年の製茶の仕入金を前年の暮れに前金で貸し渡すことを定めたものである。この達の内容は、前年の明治元（一八六八）年十一月に領内の世話役たちが藩に上申した提案や意見に基づいている。

この明治二（一八六九）年一月には、国産仕法の件について、代官、田中（大庄屋）、黒田直次郎、上山村（高坂）半次郎が大坂へ出発した。彼らは大坂で「御国産方」に任じられている。また、明治二（一八六九）年二月一日、美作で二名が「御国産御用掛り」に任じられた。

製茶の国産方の諸役職に任命された者の内訳は表1のとおりである。

表1 沼田藩美作領製茶国産方

役職	村名	人名	①明治3年4月 通商社願書肩書	②明治3年4月 通商社御産物元金	③ 【74】	備考
御国産方元々 「扈人扶持」 御国産方頭取 「扈人扶持」 御国産方御用取扱 「扈人扶持」 御国産御用掛り 「毎年年作州米式俵 ツ、被下之」	(海内村)	田中長兵衛				(御用達御蔵元)
	(海内村)	田中郷助	大庄屋・製茶掛			(御役人(准席))
	(山外野村)	黒田直次郎	茶中買		○	
	上山村	(高坂) 半次郎	茶中買		○	
	(山外野村)	黒田弥右衛門	中庄屋・製茶掛	200両		(代々御家来並御取扱) (世話役)
	(江見村・川崎村)	安東廉治		外1名とで150両・外1名と で400両	○	(世話役)
	(福本村)	田中弥一右衛門		300両		(世話役)
	(海田村)	小林源三郎	中庄屋・製茶掛	150両	○	(世話役)
	(福本村)	田中量平	中庄屋・製茶掛	150両	○	(世話役)
	(勝南郡北山村)	栗井十郎右衛門	中庄屋・製茶掛	100両・外1名とで400両		(世話役)
御国産御用掛り 「麻上下着用」	(北村)	奥西市郎右衛門		50両		(世話役)
	河内村	正三郎				(世話役)
	(田原村)	長瀬三郎右衛門		外1名と150両		(世話役)
		江見重郎左衛門				
	(檀原村)	伊藤誠之助			○	
	川北村	新左衛門				
	万善村	文蔵				
	田淵村	如平				

奥田熊次郎関係文書

御国産御用掛り 「麻上下着用」	海田村	義三郎				
	海田村	柳助				
	尾谷村	忠次郎				
	(上山村)	高坂熊次郎				
	(小井原村)	丸山丈助			外2名とで75両	
		角南喜兵衛				
	(福本村)	遠藤次郎				○
	尾谷村	伝助				

〔出典〕「黒田日記」(『美作町史』資料編Ⅱ、645、650～651、654頁)、『英田町史』(193～196頁)、奥田熊次郎関係文書74

表1のうち③に○を付けた人物は、【74】の借用証文に連名している者(借用主・奥書)である。【74】の借用主・請証人・奥書二三名のうち約半数の七名にあたる。

①に役職名が記された人物は、四(四)で後述する明治二(一八七〇)年四月の沼田藩「通商社」の願書に連名している者で、役職名はこの願書に記された肩書である。これを参照すると、「御国産方」の「元メ」や「頭取」は大庄屋、「御国産方御用取扱」は茶の仲買商が務めていることが分かる。また、「御国産御用掛り」は「毎年作州米貳俵ツヽ」拝領する世話役(「中庄屋」とは世話役のことと思われる)と、「麻上下着用」を許される者たちの二つの層があつたことがうかがわれる。前者の層の多くが名字を名乗っているのに対して、後者の層の多くは名字を名乗っていないので、後者は一般の村役人や百姓であつたと推測される。

②の金額は、明治二(一八七〇)年四月に沼田藩の通商社の「御産物元金」に拠出した金額である(四(四)で後述)。

「黒田日記」では、「国産会所」という語が明治二(一八六九)年一月の達初めて登場し、以降、頻出するようになる。沼田藩美作領では、幕末期から宇治製法による製茶(「炉製茶」)の国産仕法が開始されていたことは先にみたとおりであるが、明治二(一八六九)年一月から二月にかけて製茶の国産方の諸役職が任命されたり、同年一月の達で定められた製茶仕入金(元手金)の前貸がこの明治二(一八六九)年から開始されるなど、沼田藩美作領において製茶の国産会所の体制が確立したのは、明治二(一八六九)年一月から二月にかけてであつたといえる。

明治二(一八六九)年四月七日、大庄屋の田中郷助・田中長兵衛から「御国産御用掛り」四名あての達には、「御産物製茶稼方最中之時節二而御初年之儀」とある。また、沼田藩領美作領では、明治二(一八六九)年三月八日に堅炭・松炭の国産仕法の導入が開始されるが、その通達には「産物取開之義者(中略)先般炉製茶御取開被仰出(中略)尚又此度堅炭松炭国産ニ取開候様被仰出候」と述べられている。こうした通達の文言も、製茶の国産会所の成立が明治二(一八六九)年であることの傍証となる。

この地域は近世から製茶を行っているが、近世には番茶の生産が中心で、輸出茶に適した宇治製法による煎茶は、外国貿易が開始された文久期(一八六一〜六四)以降、藩の政策でにわか他国から技術者を呼び寄せ、技術の導入が推進されたものである。新たな製法(宇治製法)の導入にあたっては、技術の習得のために他国からの技術者の招聘とともに、設備(焙炉)の新設などに多額の元手資金が必要となった。

「黒田日記」には、明治二(一八六九)年以降、製茶の生産者が国産会所から「製茶元手金」を前借している事例が確認される。

一例を示せば、明治二(一八六九)年および翌三(一八七〇)年の四月、英田郡鈴家村(現岡山県美作市)の者たちが国産会所から「茶製元手金」として一人あたり金一〇両ないし八両ずつ前借をしている。前借金は、「新製茶」の納入代金をもって返済することになっていた。この借用証文に「御国産御用掛り」である山外野村の黒田弥右衛門らが奥印を加えている。

明治三(一八七〇)年の場合、四月十二日から十八日にかけて、英田郡鈴家・万善・国貞・田淵の四か村(現岡山県美作市)の四五名が合計四四三両を前借している。一人当たりの平均額は約九・八両である。なお、この四か村では、前借を受けていない八名を加えた五三名が「炉製茶」を行っており、「干炉」(焙炉)数は合計一五七挺であり、一人当たりの平均数は約三挺となる。四か村だけでこの金額であるから、沼田藩美作領全体では、さらに多額の

製茶元手金¹⁰⁷前借金が必要であったと推測される。

(四) 沼田藩通商社の設立

明治二(一八六九)年二月、政府は外国貿易の管理と諸藩産物の流通掌握を図るため通商司を設置した。これに伴い、慶応四(一八六八)年に設置された商法司および商法会所は廃止された。代わって通商司の監督下に各開港場や主要都市に通商会社と為替会社を開設させた。各地の通商会社は国内外の取引を統括し、業種ごとに設立された市中商社を統轄するとともに、為替会社から市中商社に対する資金融通を仲介した。為替会社は市中商社に資金を貸付け、殖産興業を金融面から支えた。

また、明治二(一八六九)年六月、版籍奉還に伴い、政府は府県・藩が三都や開港場に産物売捌会所を設置することを禁じたので、これまで諸藩が大阪の蔵屋敷に設けていた専売仕法や外国貿易の組織は、通商司が管轄する商社の体制に組み込まれることになった¹⁰⁸。

沼田藩が藩領の産物の売捌きを行うため、神戸に「通商社」を設立したのは、明治三(一八七〇)年四月のことと考えられる。取り扱った産物は、美作領の「上製茶・番茶」のほか、河内領の「白綿木綿類」であった。沼田藩河内領の若江・志紀両郡(現大阪府八尾市・東大阪市・藤井寺市)¹⁰⁹は、河内木綿の主要産地として知られる。

明治三(一八七〇)年四月、大坂高麗橋三丁目の「葉茶屋渡世」上州屋新之助、美作領の茶仲買二名および「製茶掛」五名、河内領の木綿仲買八名が、兵庫通商司の為替方役人に対して、神戸(御当地)に開設した沼田藩の通商社が、仕入金を調達できない場合は、藩の産物(茶・木綿)を引当として「為替金」を借用したいと願っている。「為替金」とは、為替会社が発行した紙幣のことで、神戸為替会社の場合、明治三(一八七〇)年二月二十五日に額面二五両の金券の発行を開始した¹¹⁰。

この願書には、藩の産物掛二名(秋田少参事・畠山大従事)と作州庁定居の一名(長瀬大従事)が奥書を加えており、藩として「為替金」(為替会社紙幣)の借用と返済に責任を持つことを保証している。

美作領の出願人七名は、明治二(一八六九)年一月から二月に製茶の国産方に任命された者たちで、大庄屋や「中庄屋」を兼ねている者が大半を占めている(四(三)表1の①)。したがって、沼田藩の通商社は、少なくとも美作領の茶に関しては、前年の明治二(一八六九)年に体制が確立した国産会所を受け継いだ組織であったことが分かる。また、大坂の茶商「上州屋」は沼田藩の国産会所・通商社の運営を担った商人と思われる。

通商司はこの願書を出を許可したので、四月十七日、調印のため美作国から(高坂)半次郎と栗井十郎右衛門の二名が大坂に赴いている。栗井は五月六日に美作に帰着した。代わって九日から(黒田弥右衛門が)「兵庫表御金策相調候二付」兵庫へ出発することとなった。通商社は出願の理由として、物価が高騰し不融通な景況で仕入資金が不足していることを挙げており、運営資金の確保が問題となっていたことが分かる。

また、明治三(一八七〇)年四月三日、(大庄屋)田中氏から(美作領の「下組」に対して)「御産物元金」のうち三〇〇〇両を至急調達するよう命じられた。「下組」では相談の結果、各人の割当額を決め、合計二四名で二八二五両を出金することにした。

この「御産物元金」とは、通商社の設立に必要な「元手金」(資本金)のことである。このうち、明治二(一八六九)年一月から二月に製茶の国産方に任命された者の出金額を四

(三) 表Ⅰの②に示した。表では省いたが、「御産物元金」は製茶の国産方以外の者も出金しており、領内の有力者全般で負担していたと考えられる。

製茶の国産方は、宇治製法導入のための実務だけではなく、新たに宇治製法を開始する者に対する前借金の保証人となったり、通商社の資本金である「御産物元金」を出資したりしており、通商社の設立・運営に必要な初期費用を調達するうえでも重要な役割を担っていたことが分かる。

沼田藩美作領における幕末維新期の製茶の「改良」（宇治製法の導入）は、藩が国産会所仕法の導入方針を決定しているが、藩から領内へ一方的に殖産興業策として押し付けられたわけではなく、最初の導入が領内の世話役からの「内願」を契機としたことや、再度の仕法開設の際には、具体的な内容について世話役に諮問し（明治元〔一八六八〕年十一月、その上申（同月）に沿って決めている（明治二〔一八六九〕年一月）ことからみて、開港後に茶が優位な輸出品となっている状況を踏まえ、世話役をはじめとする領内の有力百姓も地域の茶業を発展させるべく主体的に関与していったものと考えられる。

（五）廃藩置県による通商社廃止と外資の前借

このような経過で設立・運営されてきた沼田藩の国産会所・通商社であったが、長くは続かなかった。

明治四（一八七二）年七月に廃藩置県が実施された。これにより、時期や経過は不詳だが、沼田藩の通商社は廃止されたとみられる。

【73】は、廃藩置県の二か月後の明治四（一八七二）年九月に、旧沼田藩美作領の「御国産方御用取扱」であった高坂半次郎らが「無拠金子入用」のため洋銀八〇〇〇枚を、神戸の製茶売込商である奥田熊次郎の周旋によって、神戸居留地のスミス・ベーカー商会から借用したものである。この洋銀八〇〇〇枚借用は、廃藩置県や通商社の廃止に伴う至急の金策であった可能性が高い。

【74】は、廃藩置県の翌年、明治五（一八七二）年二月、旧沼田藩美作領で製茶の国産方を務めた者らが、神戸の池田貫兵衛から製茶代金を前借して洋銀一万枚を借り受けたものである。この借用については、①【73】でみた廃藩置県および通商社廃止に伴う債務処理の第二弾、あるいは、②幕末から明治初期にかけて沼田藩が国産会所や通商社を設けて発展させてきた美作の製茶業を、明治四（一八七二）年七月の廃藩（通商社の廃止）後も継続していくため、製茶振興の実務を担ってきた地域の有力者たちが、藩の後ろ盾を失ってから初めて行う明治五（一八七二）年の製茶に要する元手資金を、神戸の製茶売込商らを介して前借したもの、のいずれかではないかと考えられる。

②の場合、先に四（三）で見たとおり、宇治製法導入後まもない美作領では、製茶の開始前に国産会所が生産者に多額の元手金を前貸していたが、廃藩という事態に至り元手金を調達することは容易ではなかったと推測される。その資金調達の仲介を神戸の製茶売込商である奥田熊次郎が取り持ったことになる。

【73】と【74】の奥書に名を連ね借入金返済を保証している海内村の田中貫平は、旧沼田藩領の大庄屋田中家（長兵衛）またはその関係者であると考えられる。また、【77】の宛先のひとり田中半も同様の人物とみられる。

【73】に登場する「亜三番」とは、アメリカ三番（アメニ）と呼ばれたスミス・ベーカー

商会 (Smith, Baker & Co.) のことである。同商会は慶応三 (一八六七) 年十二月七日 (西暦一八六八年一月一日＝神戸開港当日) に設立され、製茶を中心に取り扱った。

池田貫兵衛は、伊予国の出身で、スミス・ベーカー商会の神戸店で活躍し、神戸における主要な製茶売込商の一人に成長した人物である。池田は製茶売込商とスミス・ベーカー商会の「番頭」を兼務していたといわれており、池田とスミス・ベーカー商会とは密接な関係を有していた。後に池田は樟脳貿易にも携わり、神戸電灯社長、第六十五銀行頭取などを勤め、神戸を代表する実業家に成長した。

したがって、明治四 (一八七二) 年九月【73】および明治五 (一八七二) 年二月【74】の二度にわたって、旧沼田藩美作領で製茶の国産方を務めた者たちが借用した多額の洋銀は、両回ともスミス・ベーカー商会が供給した外資であったといえる。このように外国商館からの外資を借用して、廃藩置県直後の資金を工面したのである。

奥田熊次郎が沼田藩領の村々に対して外資の借入を周旋したり保証人となったりしているのは、廃藩置県以前から沼田藩領と奥田熊次郎のあいだで輸出茶の取引関係が築かれていたためではないかと考えられる。

(六) 明治中後期の英田郡における輸出茶生産

その後、旧沼田藩美作領では、製茶業はどのような展開を遂げたのであろうか。

『美作町史』によれば、藩の物産会所廃止後は経営が挫折し、明治十 (一八七七) 年頃は茶の粗製乱造の傾向が強くなったが、明治十九 (一八八六) 年から二十三 (一八九〇) 年にかけて海田村の小林源三郎 (旧国産会所で「御国産御用掛り」を務めた人物。四 (三) 表1参照) の子久助は、合同販売組合や製茶改良組合を組織して、茶の品質向上と利益拡大を図ったという¹¹⁾。

これに関係するのであろうか、明治十八 (一八八五) 年五月、岡山県下茶業組合取締所が神戸の奥田熊次郎を「岡山県下茶業組合神戸委託販売所用掛」に選定している【51】。「神戸委託販売所」の詳細については不明であるが、輸出用として神戸の外国商館に岡山県産茶の売込を仲介したものであろう。名称からして、奥田熊次郎は買取 (自己勘定) ではなく、委託販売 (手数料取引) で外国商館へ販売したと考えられる。奥田熊次郎を用掛に選定した時、岡山県下茶業組合取締所の副頭取は田中半であったが、彼は明治五 (一八七二) 年二月に美作国英田郡等の一名が神戸の池田貫兵衛から借用した洋銀一万枚を翌六 (一八七三) 年一月に完済した際、池田が発行した完済証明書【77】の宛先に奥田熊次郎とともに名を連ねた人物である。田中半は【73】や【74】に奥印を押した海内村の田中貫平 (大庄屋か) の一族であろうか (四 (五) 参照)。

また、明治二十八 (一八九五) 年五月には、岡山県英田・勝南・勝北・吉野・和気郡茶業組合が奥田熊次郎に対して「茶業上功勞不尠二付」徽章を贈呈している【55】。この時の調査委員の一人は先述した小林源三郎の子・久助である。明治三十二 (一八九九) 年には、奥田は岡山県米外十二種共進会における茶の審査を委嘱されている【53】。

以上から、明治初期から明治三十年代 (一八九七～一九〇六) に至るまで、岡山県内の茶業関係者と神戸の奥田熊次郎との間には、強い結びつきが継続していたことが分かる。特に明治二十八 (一八九五) 年の表彰には、廃藩置県時に旧沼田藩領で高額の借入が必要となった際に、金策を仲介し保証人を引き請けてくれた奥田熊次郎に対する感謝の念も含まれて

いたと推測される。

明治三十四（一九〇一）年段階では、旧沼田藩領を含む岡山県英田・勝田・和気三郡で「自己茶製造販売」人が五〇〇名おり、「宇治製の緑茶」を生産したという。また、地方仲買人が一三〇名、神戸市場への販売業者は三五名を数えたというから、神戸へ出荷する海外輸出向けの製茶がさかんに行われていたことが分かる¹¹²。

その後、明治四十四（一九一一）年には、英田郡製茶組合は神戸の製茶販売取組先として「園部貿易商会」と特約を結んでいた。これは神戸の製茶売込商である園部住蔵のことである。当時の新聞によれば、（他産地と比較して）同年最高の価格にて取引を行ったことから「山城の名産宇治茶と競争を為し得るに至れり」と、岡山県産の茶の品質が向上していることを伝えている¹¹³。

英田郡域では、幕末期に沼田藩が導入した宇治製法による輸出茶の生産が、廃藩後も民間に引き継がれ、品質の向上に努めた結果、明治中後期に至って満開開花したといえる。

五、明治中期の奥田家と茶業

（一）奥田本家の運蹇

郷之口の奥田治兵衛家（本家）は、近世後期から酒造業を行っていたが、明治十一（一八七八）年には仕込んだ酒が腐敗し、大損害を被る事態に見舞われた¹¹⁴。この事件の影響もあって、奥田本家の家運は傾いていったとされる。また、上述のとおり、神戸に進出して製茶売込商を開業した奥田熊次郎家（別家）も莫大な借財を抱えており、本家に対する経済的な支援も難しかったものと思われる。

明治十五（一八八二）年二月、奥田家の親族が寄り合い、家政改革について協議した【70】。

協議の結果、治兵衛（十四代）の所有品のみならず、治兵衛（十四代）の兄弟あい（愛）の所有品をも売払い、双方の代金を債主への返済に充てることとした。治兵衛（十四代）の住居すなわち奥田本家の住宅および諸建物と酒造道具については、今後一〇年間、あいが預かることになった。

【203-16】や『宇治原町史』第二巻¹¹⁵によれば、あい（愛）は奥田仙助（分家）の妻である。あい（愛）は奥田治作（本家・十二代治兵衛）の妻子（「家女」すなわち家付きの娘）であることから、治兵衛（十四代）とは兄弟の関係にあたる。あいの夫である仙助は、郷之口村並木善五郎の二男として生まれ、奥田治作（十二代治兵衛）の養子となった人物である。つまり、奥田仙助は、神戸に進出した奥田熊次郎（並木善五郎三男。十三代治兵衛）の実兄にあたる。なお、明治八（一八七五）年から奥田仙助は郷之口郵便局の業務を取り扱っていた¹¹⁶。

治兵衛（十四代）は母と妻子を引き連れ、神戸に居住する義兄の奥田熊次郎のもとへ身を寄せることになった。神戸で商業を学び財産を増やして身代を立て直し、今後一〇年の間に郷之口に帰村することができた場合、治兵衛（十四代）はあい（愛）が負担した金銭を返済したうえで、あい（愛）から本家の住宅や諸建物の返還を受ける約束を取り交わした。

その後、明治十五（一八八二）年十二月には、積立講の手当としていた奥田治兵衛（十四代）所持の土地三筆と奥田弥太郎所持の土地一筆を郷之口村の安井八三郎に売り渡している【106】【107】。

明治二十二（一八八九）年二月二十六日、奥田仙助は奥田家の諸道具を郷之口村の安井八三郎に引き渡している。この時の諸道具のリストが【141】・【142】である。これらの諸道具の代金を一〇五円と定め、明治十九（一八八六）年三月十五日に借用した金一五〇円の返済の一部に充てた。

諸道具のリストから、当時、奥田本家が蔵・茶製場・物置場に保管していた道具の内訳を知ることが可能である。茶製場は二階建てで、二階には「焙炉用さまし籠」「茶摘かご」「焙炉ねりじよたん（練り助炭）」など、一階には「茶櫃」「茶つぼ」など、多様な製茶用具が保管されており、奥田本家が自家で製茶を行っていたことが史料的に裏付けられる。

（二）製茶売込商から仲買へ

二から三でみたとおり、明治七（一八七四）年から十一（一八七八）年にかけて、奥田熊次郎は物産引立惣会社や小野組から巨額の借用金の返済を迫られており、厳しい経営状況であった。

当文書に明治十三（一八八〇）年六月「茶仲買連名」という史料があり【79】、茶仲買四名の名前が列挙されている。このうち井口仁三郎・大橋伊三郎の二名は、明治十六（一八八三）年に神戸の外国商館と茶の取引があった商人の名前と取扱個数を書き上げた「明治十六年中製茶外商館エ持込記」¹¹⁷という史料にも記載があるので、【79】に列挙されているのは神戸の茶仲買たちだと判断できる。これらの茶仲買の組合取締人に、奥田熊次郎ほか二名が就任している。

この「明治十六年中製茶外商館エ持込記」によると、明治十六（一八八三）年の奥田熊次郎の製茶取扱個数は三九六個で、全五〇人中、第三三位である。

この「持込記」には、上述した明治十三（一八八〇）年の「茶仲買連名」と重複して記載される者が三名（井口仁三郎・大橋伊三郎、および組合取締人奥田熊次郎）あることから、神戸では茶仲買のなかにも外国商館への売込を行う者がいたことが分かる。これは、神戸の製茶売込商は横浜に比べ取引規模が小さく弱体で、荷主の掌握も十分ではなかったことと関係していよう¹¹⁸。

一方、明治十七（一八八四）年および十八（一八八五）年の「兵庫県茶業一覽表」¹¹⁹に列挙された製茶売込商（両年とも総数三四名）のなかに奥田熊次郎の名前は見えない。これは、この頃、奥田熊次郎が売込商ではなく仲買として認識されていたためか、あるいは明治十六（一八八三）年と十七（一八八四）・十八（一八八五）年の史料とでは統計の基準に違いがあるためなのかもしれない。

以上から、明治一〇年代（一八七七〜八六）には、奥田熊次郎は神戸において外国商館への売込を継続しているもののその規模は小さく、茶仲買の組合取締人を務めていることからみて、業態の主軸を売込商から仲買へと移行させていったのではないかと考えられる。この点については、現状では不明な点も多く、今後の検討課題である。

（三）共進会審査員

当文書のなかには、奥田熊次郎に宛てられた委嘱状や感謝状の類が一七点残されている。これをまとめたものが表2である。

これによれば、奥田熊次郎が各種の共進会・品評会で茶の審査員を務めていたことが明らかになる。明治十二（一八七九）年（第一回）に横浜で、明治十六（一八八三）年（第二回）に神戸で開催された製茶共進会は、全国規模の共進会である。第一回製茶共進会の場合、全国各地の出品者八四八名が茶（緑茶・紅茶）一一八四点を出品し、政府・民間の委員一二名が審査に当たった。審査委員には、大谷嘉兵衛（横浜）・丸尾文六（静岡）など当時の茶業界を牽引した代表者が選任されたが、そのなかに奥田熊次郎も選ばれているのである¹²⁰。

また、岡山県・広島県・関西聯合府県といった府県単位の共進会でも茶の審査員を務めているが、特に岡山県との結び付きが強かったことは先に述べたとおりである。なお、関西聯合府県共進会は、第二回が明治十九（一八八六）年に広島県、第四回が明治二十五（一八九一）年に奈良県で開催され、ともに奥田熊次郎が茶の審査員として参加している（第四回では、奥田は「名譽職」の審査員という扱いであった）¹²¹。

多くの共進会で茶の審査員を歴任していることから、奥田熊次郎が茶の鑑別について確かな能力を備えていたことが分かる。当時、茶の品質向上を図り生産を興隆させるため、共進会がさかんに開催されたが、奥田熊次郎は審査員としてその一翼を担った。

また、茶業関係以外では、明治三十三（一九〇〇）年に田原尋常小学校へ金一〇円を寄付していることが注意をひく【50】。奥田熊次郎は神戸進出後も故郷宇治田原の発展を気にかけていたことがうかがい知れる。

表2 奥田熊次郎に対する委嘱状・感謝状等一覧

番号	年月日	文書名	差出人	受取人
52	明治12年9月	[委嘱状] (明治十二年製茶共進会審査掛申付候事)	兵庫県 勸業局長松方正義、商務局長河瀬秀治	兵庫県管下摂津国神戸区 元町通五丁目奥田熊次郎
57	明治12年10月	[感謝状] (製茶共進会審査格別勸励候二付、為手当金五拾円下賜候事)	製茶共進会事務所	奥田熊次郎
48	明治16年8月25日	[委嘱状] (審査掛申付候事)	製茶共進会事務所	奥田熊次郎
58	明治16年10月20日	[感謝状] (審査事務勸励候二付、為慰勞目録之通下賜候事)	製茶共進会事務所	奥田熊次郎
51	明治18年5月5日	[委嘱状] (岡山県下茶業組合神戸委託販売所用掛撰定候事)	岡山県下茶業組合取締所、頭取町田成義、 副頭取田中半	兵庫県神戸区栄町奥田熊 次郎
62	明治19年10月15日	[任命状] (第二回関西聯合府県共進会茶審査掛ヲ命ス)	第二回関西聯合府県共進会事務所	奥田熊次郎
56	明治23年10月4日	[委嘱状] (第二十四回農産品評会品評委員委嘱候事)	大日本農会会頭大勲位能人親王	奥田熊次郎
61	明治23年10月4日	[委嘱状] (第二十四回農産品評会品評委員委嘱候事)	大日本農会	奥田熊次郎
49	明治25年4月9日	[委嘱状] (茶審査員ヲ囑託ス)	第四回関西聯合府県共進会事務所	奥田熊次郎
47	明治25年5月14日	[感謝状] (本会出品茶審査員勸励篤志ノ至リ)	第四回関西聯合府県共進会事務長小牧昌業	奥田熊次郎
55	明治28年5月	賞状 (奥田熊治郎氏茶業上功勞不尠二付、為紀念徽章ヲ贈附)	岡山県英田勝南勝北吉野和気郡茶業組合組 長春名勤、調査委員丸吉佐太郎、小林久 助、櫻井健治、藤原藤市	

奥田熊次郎関係文書

54	明治31年11月15日	感謝状（奥田熊次郎氏金円寄贈ノ厚意ヲ謝ス）	湊川神社銅鈴奉納記念燈建設発企者	
53	明治32年4月22日	[委嘱状]（岡山県米外十二種共進会茶審査ヲ嘱トス）	岡山県	奥田熊次郎
60	明治32年6月15日	[書状]（本県米外十二種共進会開設ニ付、出品審査御 嘱託、感佩之至ニ不撓）	岡山県知事高崎親章	奥田熊次郎
50	明治33年3月1日	[感謝状]（田原尋常小学校へ金拾円差出候段奇特ニ 付、木杯壹個下賜候事）	京都府知事従三位勲三等内海忠勝	兵庫県平民奥田熊次郎
59	（年未詳）10月10日	[通知]（品評会開設ニ付、品評委員薄謝御落手被下 度）	大日本農会	奥田熊次郎
82	（年未詳）12月7日	[書状]（広島県共進会御礼進呈）	貿易茶業事務所	奥田熊次郎

〔出典〕奥田熊次郎関係文書

(四) 晩年の奥田熊次郎

明治三十年代(一八九七〜一九〇六)以降、晩年の奥田熊次郎の動向については詳らかでない。

大正元(一九一二)年十二月の年の瀬、奥田熊次郎は鈴木氏から「助成金」として金五〇〇円を「恵与」されている【83】【84】。鈴木氏への礼状には「事業は逡巡するのミ」との表現があり、奥田の事業が順調ではなかったことを示唆している。

この鈴木氏については、詳細は不明であるが、【120】【130】によれば、大正三(一九一四)年頃、淡路島の石山を買収して会社を設立しようと計画している人物であることが分かる。

現時点では憶測にすぎないが、当時、神戸を拠点として急激に事業を拡大させていた鈴木商店の関係者である可能性も検討してみる必要があるかもしれない。鈴木商店は、奥田と同じ神戸の柴町通に店を構え、初期には茶の国内取引や茶貿易にもかかわっている¹²²ので、奥田との接点があつても不思議ではない。明治二十七(一八九四)年に創業者の鈴木岩治郎は死去したが、大正元(一九一二)年当時、妻のよねは健在であつた。

大正五(一九一六)年七月二十八日、奥田熊次郎は死去した【203-3】。享年八〇歳(満年齢)。大正期になると、茶貿易の拠点は静岡に移り、神戸からの茶の輸出量は激減している。明治初年から神戸で輸出茶に携わつてきた奥田熊次郎の死は、奇しくも神戸における輸出茶の衰退と軌を一にした。

六、並木家に関する文書

(一) 明治期の並木家

最後に、奥田家の文書とともに木箱に収納・保管されてきた並木家に関する文書のうち注目される史料について紹介する。

並木家は、奥田家と同じく山城国綴喜郡上町村(郷之口村)(現京都府綴喜郡宇治田原町郷之口)に在住し、近世後期から明治にかけての当主は善五郎であつた。屋号が萬屋であつたので、萬屋善五郎を略して「萬善(まんぜん)」と呼ばれてきた。郷之口には、もう一軒、萬屋を屋号とする並木家があり、こちらは当主重郎兵衛の名をとつて「萬重(まんじゅう)」と呼ばれた。並木(萬屋)重郎兵衛は、郷之口有数の大規模な茶商の一人であつた。

すでに一(三)で詳述した通り、奥田熊次郎は並木善五郎の三男として生まれ、奥田家(本家)の養子に入った。また、善五郎の二男仙助も奥田家(分家)の養子となつており(五(一)参照)、近世後期から明治初期にかけて、並木家と奥田家は深い結びつきを持っていた。

並木善五郎は、明治五(一八七二)年七月に上町村の戸長に任命された【91】。明治六(一八七三)年四月、上町村は下町村と合併して郷之口村となつた。並木善五郎は郷之口村の戸長を務め、明治十(一八七七)年七月に任期を終えた【33】。

【6】は、明治二十(一八八七)年に描かれた並木家の家相図である。屋敷地の北端には、東西二間半・南北五間半の「焙爐小家」が設けられており、茶の製造を行つていたことが確認される。

明治七（一八七四）年前後と思われる郷之口村の茶製造人取調書¹²³によれば、並木善五郎の製茶本数は六本であった。この取調書に記載される郷之口村の九七名のうち、一本未満が六名（六・二％）、一本以上五本未満が四〇名（四一・二％）、五本以上一〇本未満が二四名（二四・七％）、一〇本以上一五本未満が二名（二・四％）、一五本以上二〇本未満が一〇名（一〇・三％）、二〇本以上が五名（五・二％）であったので、並木家の製茶本数（六本）は、明治初期の郷之口においては平均的な規模であったといえる。

この茶製造人取調書のなかには、茶業以外の職業を肩書きとする者が三三名（三四・〇％）おり、兼業で製茶を行う者が多かったことを示しているが、並木家もその一人で、取調書には「売葉」の小売商と記されている。【94】によれば、明治十（一八七七）年五月に並木善五郎は、三重県阿拝郡内保村（現三重県伊賀市）の内保源三郎が扱う「葉玉田」という売葉の請売りをを行うことについて京都府知事へ願ひ出ている。

並木善五郎は戸長を務めた経験からか、戦争や流行病の発生時には寄附を行っている。【92】と【93】は、京都府から並木善五郎に贈られた感謝状で、【92】は明治十（一八七七）年に起こった西南戦争の際に負傷者の治療用に晒木綿を献納したことに対して、【93】は明治十二（一八七九）年に流行したコレラの衛生予防のため寄附金を拠出したことに対して贈られたものである。

（二）会計基立金の応募と太政官札の借用

【1】は、慶応四（一八六八）年六月、（並木）善五郎が会計基立金二〇〇両の調遣証文を抵当にして、商法会所から太政官札（金札）二〇〇両を借用した際の一札であり、宇治田原からも会計基立金への応募があったことを示す興味深い史料である。

会計基立金とは、慶応四（一八六八）年、発足まもない明治新政府が、戊辰戦争の戦費などを捻出するために募集した国債のことである。慶応四（一八六八）年一月、新政府は京阪地方の商人百数十名（このなかに、並木善五郎など郷之口の商人が含まれていたかは不明）を二条城に呼出し、基立金の募集を開始した。会計基立金の正確な応募総額は不明だが、当初計画の三〇〇万両に対して約二八六万両の応募があったとみられる¹²⁴。このうち、山城国内（京都を含む）からは全国の約四割にあたる約一二〇万両の応募があった。

全国総応募額の職業別割合をみると、三都（京都・大阪・江戸）の商人が七四・三％、地方都市の商人が九・二％、在方の商人が三・九％、農民が一〇・四％であった。このうち、一人あたりの平均応募額は、在方商人が四一七両、農民が二七四両であった。【1】によれば、並木善五郎は二〇〇両を応募しているが、これは在方商人・農民の平均額を下回る（ただし、この二〇〇両は並木氏の応募総額ではなく一部にとどまる可能性もある）。会計基立金には、月一步の利子が付けられ、翌明治二（一八六九）年に全額が償還された。

会計基立金の募集は順調に進まなかったため、政府は太政官札の貸付と組み合わせて応募者の増加に努めた。

太政官札は新政府が初めて発行した、日本最初の全国通用紙幣である。当時は一般に「金札」と呼ばれた。慶応四（一八六八）年五月より通用された。会計基立金と太政官札はともに参与・三岡八郎（由利公正）の建議に基づき導入されたものである。

太政官札は、殖産興業を図るための資金として、商法司とその管理下にある商法会所を通じて、諸藩や諸商人へ貸付けられた。これは、近世後期に諸藩で導入されていた、国産会所

の設立と藩札の発行を組み合わせて産物流通の増進と掌握を図る政策を、新政府が全国規模に拡大させた政策といえる。京阪の諸商人に対して商法会所が貸与した太政官札は、総額六五六万両に及んだ¹²⁵。

商人が商法会所から産業資金として太政官札の貸付を受けるためには担保が必要であった。担保として会計基立金の調達に応じたことを示す証書を差し入れる場合も少なくなかったが¹²⁶、並木善五郎の場合も同様であった。

会計基立金を担保として、同額の太政官札を貸付けることは、実質的に正貨と太政官札の交換に等しい。政府は会計基立金として商人・百姓から正貨を回収し、代わりに商法会所による勸業資金の貸付を通じて太政官札を供給し、太政官札の流通促進を図ったといえる。発足まもない新政府は、戊辰戦争の軍資金を正貨に頼らざるをえなかったことも背景にあると考えられる。

並木家の場合、関連資料が他に確認できないため、会計基立金の応募と太政官札の借用に関する経緯は分からないが、【1】の証文が借主の善五郎の許に戻り、同人の印が抹消されていることから、善五郎が借用した太政官札二〇〇両は完済、もしくは会計基立金の償還分との相殺がなされたことが分かる。

いずれにせよ、【1】は会計基立金・太政官札・商法会所など明治初年に新政府が新たに導入した経済政策が、地域にどのように浸透していたかを示す貴重な史料である。

おわりに

以上、奥田熊次郎関係文書に基づいて、奥田熊次郎の生涯や製茶売込商としての営業実態について解説した。奥田熊次郎は、開港直後の神戸で営業を開始した宇治田原出身の製茶売込商として、これまでも茶業史や地域史においては一定程度知られた存在ではあったが、詳細な履歴はよく分かっていなかった。当文書は奥田熊次郎を取り上げるうえで基本となる史料である。

明治初期、政府・府県・諸藩は、各種の会社・商社を設立し、都市特権商人を重職に据え、彼らが拠出した資金を諸商人へ融通することで、殖産興業や貿易振興を図った。当時、優位な輸出品として注目された茶の生産・流通の拡大を推進するため、会社・商社を通じて各地の茶商らに多額の融資が行われた。奥田熊次郎は、このような政府・府県・諸藩が主導した貿易振興策と積極的に連携し、京都府の物産引立惣会社、小野組による「小野茶店」、美作国沼田藩領の通商社などの会社・商社・都市特権商人と輸出茶の取引を行い、外国商館への売込を行っていた。しかし、輸出茶の価格変動や災害による損害に加え、会社・商社・都市特権商人の経営悪化や解散・破綻の影響を受け、奥田熊次郎の経営も悪化していったのである。奥田熊次郎の経営は、明治初期の勸業政策やそれに伴い設立された商社等と深く結び付いていたがために、短期間で製茶売込商の事業を拡大させたものの、勸業政策の行き詰まりや商社等の解散に連動して、奥田熊次郎の業績も悪化を免れず、多額の借入金を抱えることになったのである。

このように奥田熊次郎が多額の債務を負い、当文書のなかに多くの借用証文や裁判資料が残されていることは、奥田熊次郎という一人の製茶売込商の経営手腕のみに帰せられる問題ではなく、明治初期に政府・府県・諸藩が行った殖産興業政策、とりわけ輸出茶の振興

策と製茶金融との関連で捉える必要があると考えられる。

〔付記〕

奥田熊次郎関係文書の調査と報告書の作成にあたっては、文書を所蔵される並木家の方々にたいへんお世話になりました。

「宇治田原の歴史を語る会」の茨木輝樹氏には、調査の全般にわたってご協力を賜り、地元の歴史や奥田熊次郎の足跡について種々ご教示いただいたほか、関連する資料や情報の提供を受けました。

潮見家文書の利用については、潮見博司氏のお世話になりました。

末筆になりましたが、ご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

註

- 1 『宇治田原町茶史調査報告書』（宇治田原町教育委員会、二〇一四年）。
- 2 森本米一・山本十造「奥田家に関する調査」（『宇治田原町史参考資料』第三輯、一九七八年）。
- 3 森本米一「奥田家の人々」（『宇治田原町史参考資料』第四輯、一九七八年）。
- 4 『宇治田原町史』第二卷（一九八〇年、三〇九～三三三頁）。
- 5 神戸における製茶売込商を取り上げた先行研究としては、加藤徳三郎『日本茶貿易概観』（茶業組合中央会議所、一九三五年）、『兵庫県史』第五卷（一九八〇年）、森岡正雄『池田貫兵衛と池貫工場』（一九八七年）、石井寛治「南山城茶業の展開と茶業金融」（石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城―綿作から茶業へ―』、東京大学出版会、一九九八年）、李東彦「兵庫開港と明治前期の神戸港貿易」（『兵庫のしおり』第一号、兵庫県県政資料館、一九九九年）などがあるが、個別の製茶売込商の経営実態を検討した研究は見当たらない。
- 6 天保五年「山城国郷帳」（国立公文書館デジタルアーカイブ五四頁）。
- 7 「榊真様御料差上明細帳」上町村・下町村（『宇治田原町史参考資料』第十六輯、一九八〇年、五～一五頁）。
- 8 石井寛治「幕末維新期の山城茶業―在来産業と日本近代化―」（『立命館経済学』第三九巻第五号、一九九〇年、五〇一～五〇三頁）。
- 9 『宇治田原町史』第二卷（一九八八年、二七〇頁）。
- 10 森本米一「奥田家の人々」（『宇治田原町史参考資料』第四輯、一九七八年、五〇～五四頁）。『宇治田原町史』第二卷（一九八〇年、三一七～三三三頁）。
- 11 森本米一「奥田家の人々」（『宇治田原町史参考資料』第四輯、一九七八年、五五～五八頁）。『宇治田原町史』第二卷（一九八〇年、三〇九～三二七頁）。
- 12 「茶仲間直段定書」（永谷三之丞家文書箱二・一一・一～二。『宇治田原町史参考資料』第一三輯、一九七九年、四七～四八頁）。
- 13 「古今嘉木歴覧」（永谷三之丞家文書箱四・一・一。『京都府宇治茶に関する古文書調査『永谷三之丞家文書』分析調査報告書』）。
- 14 『京都新聞』二〇一五年九月十九日。

- ¹⁵ 「古今嘉木歴覽」（永谷三之丞家文書箱四・一・一。『京都府宇治茶に関する古文書調査』『永谷三之丞家文書』分析調査報告書）。
- ¹⁶ 山口徹「為替取引の特質と構造」（財団法人近江商人郷土館・丁吟史研究会編『麥草期の商人資本―近江商人丁吟の研究―』吉川弘文館、一九八四年、二七四頁）。石井寛治「幕末維新期の山城茶業―在来産業と日本近代化―」（『立命館経済学』第三九巻第五号、一九九〇年、五一〇頁）。
- ¹⁷ 加藤徳三郎『日本茶貿易概観』（茶業組合中央会議所、一九三五年、五八、八八頁）。
- ¹⁸ なお、明治十一（一八七八）年「裁判申渡書【67】」のなかでは、兄（養子）（十三代治兵衛・熊次郎）は嘉永六（一八五三）年十月に義弟熊治郎（十四代治兵衛）が誕生したと証言している。また同じ【67】のなかで、弟（実子）（十四代治兵衛）本人は自分が治兵衛（十一代）の二男であることを証言している。
- ¹⁹ 森本米一「奥田家の人々」（『宇治田原町史参考資料』第四輯、一九七八年、六〇頁）。『宇治田原町史』第二巻（一九八〇年、五六三頁）。
- ²⁰ 『宇治田原町史』第二巻（一九八〇年、三二五〜三二七頁）。
- ²¹ 明治七（一八七四）年六月二十日、西本町は、元町五丁目・栄町五〜六丁目・海岸五〜六丁目に町名が改称された（『神戸開港三十年史』上巻、開港三十年記念会、一八九八年、五三三〜五三四頁）。
- ²² 加藤徳三郎『日本茶貿易概観』（茶業組合中央会議所、一九三五年、七四頁）。
- ²³ 三橋時雄・荒木幹雄『京都府農業発達史―明治・大正初期―』（京都農村研究所、一九六二年、八六頁）。
- ²⁴ 『宇治田原町史』第一巻（一九八〇年、五六三頁）。
- ²⁵ 山城茶業組合編『山城茶業史』（山城茶業組合、一九八四年、一三二〜一三四頁）。
- ²⁶ 『神戸開港三十年史』上巻（開港三十年記念会、一八九八年、四八一頁）。なお、『日本茶貿易概観』は「英一番」と引用するが、『神戸開港三十年史』には「英百一番館」とある。
- ²⁷ 戊辰（慶応四年）「神戸売込帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く七一）。戊辰（慶応四年）「諸国茶沽帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く五九）。『宇治田原町茶史調査報告書』（宇治田原町教育委員会、二〇一四年、一一〇頁）。
- ²⁸ 「貿易商社茶組名前帳」（神田生（未保）「幕末と維新直後の貿易振興施設―通商司、貿易会社と為替会社、並に神戸に於ける貿易諸会社―」、『同志』第一五号、神戸貿易同志会、一九二九年、一四頁。社団法人神戸貿易協会編『神戸貿易協会史―神戸貿易一〇〇年のあゆみ―』、一九六八年、四一頁。李東彦「兵庫開港と明治前期の神戸港貿易」（『兵庫のしおり』第一号、兵庫県政資料館、一九九九年、三四〜三五頁）。なお、「貿易商社茶組名前帳」では、山城屋熊次郎の住所は東本町となっている。
- ²⁹ 物産引立惣会社に関する先行研究としては、宮本又次『日本ギルドの解放―明治維新と株仲間―』（大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五七年、五〇〜八〇頁）、『横浜市史』第三巻上（一九六二年、七一八〜七一九頁）、三橋時雄・荒木幹雄『京都府農業発達史―明治・大正初期―』（京都農村研究所、一九六二年、二五〜二六頁）、『兵庫県史』第五巻（一九八〇年、八七八〜八八〇頁）などがある。
- ³⁰ 『京都府史料』政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二七、二二五頁）。
- ³¹ 『京都府史料』政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二七頁）。

- ³² 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ一四七〜一四九頁）。
- ³³ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二五頁）。
- ³⁴ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二七、二二五頁）。
- ³⁵ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二七頁）。明治三（一八七〇）年八月十九日、四名は物産引立用掛頭取に任じられた（「京都府史料」政治部・勸業類・第七、国立公文書館デジタルアーカイブ二二二〜二二三頁）。このうち、明治三（一八七〇）年九月二十日に三井三郎助が、明治三（一八七〇）年十二月二十四日に小野善助が用掛頭取を免ぜられている（「京都府史料」政治部・勸業類・第七、国立公文書館デジタルアーカイブ二二四頁）。
- ³⁶ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二八頁）。
- ³⁷ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ五二〜五三頁）。
- ³⁸ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ五二頁）。
- ³⁹ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ五五、七八、八〇、八一頁）。
- ⁴⁰ 安達披早吉『京都府茶業史』（京都府茶業組合聯合会議所、一九三五年、二二三〜二三四頁）。
- ⁴¹ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ五五頁）。「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二五頁）。
- ⁴² 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二三九、二五八頁）。京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二、商工編（二七七二年、一五八、一七一頁）。
- ⁴³ 安達披早吉『京都府茶業史』（京都府茶業組合聯合会議所、一九三五年、二三四頁）収録の「創立以来歴代組長名及住所」では、美濃部の組長就任を明治十（一八七七）年とするが、同書二二三〜二二三頁の記載から、明治十二（一八七九）年に就任したと思われる。
- ⁴⁴ 安達披早吉『京都府茶業史』（京都府茶業組合聯合会議所、一九三五年、七八〜八四、二二二〜二三四頁）。このほか、美濃部拙斎・忠兵衛父子は、京都博覧会を開催・運営するため明治五（一八七二）年に設立された京都博覧会社の役員も務めており、家業である茶業界にとどまらず京都の都市振興策にも関与していた。また、博覧会に出品された製茶の審査員も担当している（京都博覧協会『京都博覧会沿革誌』一九〇三年、六、四八、七二、七四、一〇一、一〇八、一三六、一七七、二二七頁。小林丈広「明治維新期の「市長」」、『奈良史学』二九、二〇二一年、七三〜七五頁）。
- ⁴⁵ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ六二〜六九頁）。
- ⁴⁶ 安達披早吉『京都府茶業史』（京都府茶業組合聯合会議所、一九三五年、四一七〜四二七頁）。
- ⁴⁷ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ六一〜六二頁）。
- ⁴⁸ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ八〇〜八二頁）。
- ⁴⁹ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二二六頁）。
- ⁵⁰ （明治六年）「東京横浜積入帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く一〇一）から算出。
- ⁵¹ 『明治前期産業発達史資料 第一〇集（五）』—明治十二年共進会報告（勸農局・商務

局) 一』(明治文献資料刊行会、一九六六年、「明治十二年十一月刊行 製茶部茶事集談 共進
会報告」七六〜七七頁)。

⁵² 註29参照。

⁵³ この方法は、物産引立惣会社が販売する製茶は、神戸港で陸揚げの後、重量を調べたりえ
で引き渡すという同社の手順に準じたものであるという。

⁵⁴ 「THE HOGO NEWS」一八七一年七月八日(『日本初期新聞全集』三一、べりかん社、一九
九二年、二三八〜二三九頁)。「外務省日誌」明治四年辛未第十号、五月二十四日条(同書、二
八九〜二九〇頁)。「民部省日誌」明治四年辛未第四号、五月二十五日条(同書、三〇四頁)。
「京都新報」明治辛未第三号(同書、三〇八頁)。

⁵⁵ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四(国立公文書館デジタルアーカイブ五五頁)。

⁵⁶ 【37】には、日付は記載されていないが、被告が奥田熊次郎、原告代理人が菅野義秀であ
ることから、一回目の訴訟における奥田熊次郎の答弁書と判断した。

⁵⁷ 註35参照。

⁵⁸ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七(国立公文書館デジタルアーカイブ二二四頁)。

⁵⁹ 以下、小野組については、宮本又次『小野組の研究』第一〜四巻(新生社、一九七〇年)
を参照した。

⁶⁰ 『横浜市史』第三巻上(一九六一年、九五頁の第五表、五八七〜五九二頁の第八三表)。

⁶¹ 『横浜市史』第三巻上(一九六一年、九五頁の第五表)。

⁶² 小野善太郎著・宮本又次校訂『維新の豪商小野組始末』(青蛙房、一九六六年、一八〜二
一、九一〜一〇九頁)。

⁶³ 宮本又次『小野組の研究』第四巻(新生社、一九七〇年、五五二頁)。

⁶⁴ 宮本又次『小野組の研究』第四巻(新生社、一九七〇年、五五一頁)。小野善太郎著・宮本
又次校訂『維新の豪商小野組始末』(青蛙房、一九六六年、九四、一〇四、一〇五頁)。

⁶⁵ 宮本又次『小野組の研究』第四巻(新生社、一九七〇年、六七一〜七五二頁)。

⁶⁶ ちなみに、兵庫県の為替方は小野組と三井組とによる連帯御用取扱であり(宮本又次『小
野組の研究』第三巻、新生社、一九七〇年、一〇三、一〇五、一一三頁)、明治九(一八七六)
年十月時点で、兵庫県には小野組の貸付金が残されていた(宮本又次『小野組の研究』第三
巻、新生社、一九七〇年、一一〇頁)。

⁶⁷ 『新修神戸市史』歴史編Ⅳ近代・現代(一九九四年、四八頁)。

⁶⁸ 宮本又次『小野組の研究』第二巻(新生社、一九七〇年、一四八〜一四九頁)、第三巻(二
九、三〇、三三〇頁)。

⁶⁹ 岡光夫『封建村落の研究』(有斐閣、一九六三年)。岡光夫「篠山藩」(児玉幸多・北島正元
監修『新編物語藩史』第八巻、新人物往来社、一九七七年)。

⁷⁰ 『兵庫県史』第五巻(一九八〇年、八一九〜八二〇、八七六頁)。

⁷¹ 新保博『日本近代信用制度成立史論』(神戸大学研究双書刊行会、有斐閣、一九六八年、一
八一頁、第五六表)。

⁷² 新保博『日本近代信用制度成立史論』(神戸大学研究双書刊行会、有斐閣、一九六八年、一
八一頁、第五六表)。

⁷³ 『兵庫県史』第五巻(一九八〇年、八七六頁)。

⁷⁴ 神田生(未保)「幕末と維新直後の貿易振興施設―通商司、貿易会社と為替会社、並に神戸
に於ける貿易諸会社―」(『同志』第一五号、神戸貿易同志会、一九三九年、二四頁)。社団法人

神戸貿易協会編『神戸貿易協会史―神戸貿易一〇〇年のあゆみ―』（一九六八年、四二頁）。李東彦「兵庫開港と明治前期の神戸港貿易」（『兵庫のしおり』第一号、兵庫県県政資料館、一九九九年、三四頁）。

⁷⁵ 日本銀行調査局編『日本金融史資料明治大正編第二巻 会社全書（下）』（大蔵省印刷局、一九五六年、五〇三頁）。

⁷⁶ 新保博『日本近代信用制度成立史論』（神戸大学研究双書刊行会、有斐閣、一九六八年、一八〇～一八三、一九五～一九八頁）。『兵庫県史』第五巻（一九八〇年、八二〇～八二二頁）。石井寛治「南山城茶業の展開と茶業金融」（石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城―綿作から茶業へ―』、東京大学出版会、一九九八年、二九二～二九三頁）。

⁷⁷ 『明治前期産業発達史資料第九集（二）―製茶集談会日誌―』（明治文献資料刊行会、一九六四年（原版一八八四年）、三二一頁）。石井寛治「南山城茶業の展開と茶業金融」（石井寛治・林玲子編『近世・近代の南山城―綿作から茶業へ―』、東京大学出版会、一九九八年、二九二頁）。

⁷⁸ （明治六年二月）「東京横浜積入帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く一〇二）。

⁷⁹ 「仕切覚」（潮見博司家文書Ⅱ西め一・一二・二）。

⁸⁰ 辛未（明治四年）「仕入金控帳・登金日加栄」（潮見博司家文書Ⅱ東く九二・二）。

⁸¹ （明治六年二月）「東京横浜積入帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く一〇二）。

⁸² 「仕切覚」（潮見博司家文書Ⅱ西め一・一二・二）。

⁸³ （明治六年二月）「東京横浜積入帳」（潮見博司家文書Ⅱ東く一〇二）。

⁸⁴ 辛未（明治四年）「仕入金控帳・登金日加栄」（潮見博司家文書Ⅱ東く九二・二）。

⁸⁵ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二四二頁）。京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二、商工編、一七七二年、一六〇頁）。

⁸⁶ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ五二～五三頁）。

⁸⁷ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二三八頁）。京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二、商工編、一七七二年、一五七頁）。宮本又次『日本ギルドの解放―明治維新と株仲間―』（大阪大学経済学部社会経済研究室、一九五七年、七六～七九頁）。

⁸⁸ 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二四二、二五八頁）。京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二、商工編、一七七二年、一六〇、一七一頁）。

⁸⁹ 註42参照。

⁹⁰ 註43参照。

⁹¹ 註44参照。

⁹² 「京都府史料」政治部・勸業類・第七（国立公文書館デジタルアーカイブ二四二頁）。京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』二、商工編、一七七二年、一六〇頁）。

⁹³ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ八一頁）。

⁹⁴ 「京都府史料」政治部・勸業類・第四（国立公文書館デジタルアーカイブ八〇頁）。

⁹⁵ 辛未（明治四年）「仕入金控帳・登金日加栄」（潮見博司家文書Ⅱ東く九二・二）。明治六年十一月「登金控帳・仕入金控帳」（同文書Ⅱ東く九九）。『宇治田原町茶史調査報告書』（宇治田原町教育委員会、二〇一四年、一一二～一二三頁、表二）。

⁹⁶ 宮本又次『小野組の研究』第三巻（新生社、一九七〇年、三三～三四、一五七～二〇九

頁)。

⁹⁷ 小野組神戸店については、宮本又次『小野組の研究』第四卷(新生社、一九七〇年、五四八〜五五三頁)で取り上げられているが、業務内容については不詳である。明治六(一八七三)年の小野組転籍事件の際、小野助次郎(分家・糸店)が京都から神戸への転籍を願いだした理由として、「商業為便宜摂州神戸江転籍仕度(中略)年来和糸絹業罷在候所、近采開港場取引重立候間(中略)是迄彼地小出店取建置細々商業罷在候へ共、手代共斗二而へ見込通り盛大之商業難出来」(小野善太郎著・宮本又次校訂『維新の豪商小野組始末』青蛙房、一九六六年、九二頁)とあることから、神戸店では生糸貿易(売込)が行われていたことが窺われるが、その実態は不明である。

⁹⁸ 【74】ではすべての村が英田郡となっているが、河原村(現岡山県勝田郡勝央町)は勝北郡、北山村(史料に「北所村」とあるのは誤記)(現岡山県美作市)は勝南郡が正しい。残りの七か村が英田郡である。

⁹⁹ 沼田藩美作領の茶業・輸出茶に関する先行研究としては、『兵庫県史』第五卷(一九八〇年、八七六〜八七七頁)、『英田町史』(一九九六年、三〇二〜三〇七頁)、『美作町史』地区誌編(二〇〇四年、六六七〜六七〇頁)、『美作町史』通史編(二〇〇七年、三二六〜三二八、四八一〜四八二頁)、中村羊一郎『番茶と庶民喫茶史』(吉川弘文館、二〇一五年、二六四〜二七七頁)がある。また、現地史料としては、美作国英田郡山外野村(現岡山県美作市)に居住し、沼田藩領の世話役を務めた黒田家の「黒田日記」(『美作町史』資料編Ⅱ、二〇〇六年、六三四〜六五八頁)があり、詳細を知ることができる。以下、沼田藩美作領の茶業については、特に断らない限り「黒田日記」による。

¹⁰⁰ 但し、【74】の土居村だけは幕府領(播磨国龍野藩預地)で、慶応四(一八六八)年からは美作国鶴田藩領となった(『日本歴史地名大系 第三四巻 岡山県の地名』平凡社、一九八八年、八二頁)。

¹⁰¹ 天明八年三月「土岐定富領知目録」(『沼田市史』史料編二近世、一九九七年、一八五〜一八六頁)、『沼田市史』通史編二近世(二〇〇一年、二二〇〜二二二頁)。

¹⁰² 中村羊一郎『番茶と庶民喫茶史』(吉川弘文館、二〇一五年、二六四〜二七一頁)。

¹⁰³ 『美作町史』地区誌編(二〇〇四年、六六七頁)。

¹⁰⁴ 『英田町史』(一九九六年、一九三〜二〇二頁)。

¹⁰⁵ 「黒田日記」(『美作町史』資料編Ⅱ、二〇〇六年、文久二年十月十三日条、六三七頁)。

¹⁰⁶ 中村羊一郎『番茶と庶民喫茶史』(吉川弘文館、二〇一五年、二七三頁)。

¹⁰⁷ 『綾部市史』史料編(一九七七年、六〇九頁、六四三頁)。

¹⁰⁸ 『兵庫県史』第五卷(一九八〇年、七四八、七五二頁)。

¹⁰⁹ 『沼田市史』通史編二近世(二〇〇一年、二一九頁、表二三)。

¹¹⁰ 日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』七(東洋経済新報社、一九七三年、二八七〜二九七頁)。

¹¹¹ 『美作町史』地区誌編(二〇〇四年、六六八頁)。

¹¹² 『山陽新報』明治三十四年六月六日(『美作町史』資料編Ⅲ、二〇〇六年、二二九頁)。

¹¹³ 『山陽新報』明治四十四年六月二日(『美作町史』資料編Ⅲ、二〇〇六年、二三〇頁)。

¹¹⁴ 森本米一「奥田家の人々」(『宇治田原町史参考資料』第四輯、一九七八年、五九頁)。

¹¹⁵ 『宇治田原町史』第三巻(一九八八年、二七〇頁)。

¹¹⁶ 『宇治田原町史』第三巻(一九八八年、二六八〜二七六頁)。

- 117 「明治十六年中製茶外商館工持込記」(潮見博司家文書Ⅱ西や二二)。
- 118 石井寛治「南山城茶業の展開と茶業金融」(『近世・近代の南山城―綿作から茶業へ―』東京大学出版会、一九九八年、三〇〇〜三〇一、三〇六頁)。
- 119 「明治十七年兵庫県下茶業一覽表」(潮見博司家文書Ⅱや五二)。「明治十八年兵庫県下茶業一覽表」(潮見博司家文書Ⅱや三九)。
- 120 『明治前期産業發達史資料 第一〇集(五)』―明治十二年共進會報告(勸農局・商務局)―(明治文獻資料刊行會、一九六六年、「明治十三年六月刊行 製茶ノ部 共進會報告」一〜七頁)。
- 121 『明治前期産業發達史資料 補卷(八六)』―第二回關西聯合府県共進會報告書(岡山県(ママ)内務部)明治十九年―(明治文獻資料刊行會、一九七二年、一〜一〇頁)。「明治前期産業發達史資料 補卷(八八)』―第四回關西聯合府県共進會報告書(審査官報告之部 事務顛末之部)明治二十五年―(明治文獻資料刊行會、一九七二年、「事務顛末之部」一四、八〇頁)。
- 122 鈴木商店による茶の国内取引については、桂芳男『幻の総合商社 鈴木商店』(社会思想社、一九八九年〔初版一九七七年〕、五二、二二八〜二三〇頁)。また、明治二十六(一八九三)年に出版された、広川繁四郎『神戸港内外商家要覽』(八頁)には、「貿易茶商」として鈴木岩治郎の名前が挙がっている。
- 123 『宇治田原町史』第三卷(一九八八年、六八四〜六九〇頁)。
- 124 中井信彦「商人地主の諸問題」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、一九五六年、一三七〜二四二頁)。以下に示した会計基立金の金額と割合も中井論文による。
- 125 沢田章『明治財政の基礎的研究』(柏書房、一九六六年〔初版一九三四年〕、一二〇、一三六頁)。
- 126 沢田章『明治財政の基礎的研究』(柏書房、一九六六年〔初版一九三四年〕、八六、一〇三〜一〇四、一三八頁)。

京都府宇治茶に関する古文書調査 分析調査報告書（年度別一覧）

平成 27（2015）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 目録凡例・全目録
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書解読文
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書現代語訳
- ・永谷伊八郎家文書 主要文書史料解説

平成 28（2016）年度調査報告書

- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」解読文
- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」校注・参考文献
- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」現代語訳

平成 29（2017）年度調査報告書

- ・永谷三之丞家文書 「古今嘉木歴覧」史料解説
- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」解読文

平成 30（2018）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」現代語訳
- ・永谷伊八郎家文書 「禁裏御所御茶献上日記 全」校注
- ・郷之口区有文書 主要文書目録・主要文書解読文
- ・郷之口区有文書 主要文書現代語訳
- ・郷之口区有文書 主要文書史料解説
(付表：「茶役記載分免状・皆済目録一覧（上町村）」
「茶役記載分免状・皆済目録一覧（下町村）」)

令和元（2019）年度調査報告書

- ・永谷伊八郎家文書 「茶製論草稿」解読文
- ・奥田熊次郎関係文書 主要文書解読文
- ・奥田熊次郎関係文書 主要文書史料解説

京都府宇治茶に関する古文書調査 ③

『郷之口区有文書』・『奥田熊次郎関係文書』 分析調査報告書

責任編集 島津良子
(京都文教大学地域協働研究教育センター客員研究員、奈良女子大学講師)

発行日 2021年3月

発行者 京都府農林水産部農産課

※本報告書は、京都府から京都文教大学に委託し、平成27年度から令和元年度にかけて実施した調査に基づき作成した。

